

## 第二章 農業

### 一 概 要

#### 1 明治維新以後

安政の開港から九年たらずで明治維新を迎え、これを境に我が国は封建時代から資本主義時代に入った。

そのころの薩長対徳川の対立抗争の裏口には、英仏両国資本がそれぞれバックアップしていたという事情があった。こんな事情があっただけに、維新政府も西欧の資本主義生産様式をいち早く採り入れて、国力を強めるといふ政策を打ち出す必要にせまられていた。その政策は、富国強兵・殖産興業の旗印のもとに推し進められたのである。

明治元年王政復古の旗印のもとに徳川幕府は倒れたが、それに引き続いて新しい制度が次々に打ちたてられていった。同二年の版籍奉還、四年の廃藩置県などのほか、農民や農業に関係のあるものを拾うと、関所廃止（明治元年）・身分の撤廃（同二年）・一般農民の米販売許可・田畑の勝手作許可・職業の自由（以上同四年）・田畑永代売買禁止の解除（同五年）などが実施されている。また年貢や上納（年貢米の別名）は、これまでの慣習どおりにすること（同二年）にしていたが、地租の改正についての準備ができたので明治六年に地租改正条例が公布実施された。

そこで、地租と年貢の違いを見ると、年貢は収穫高を基準にしていたのに対し、地租は地価を標準にしている。その税率は作柄の豊凶に関係

なく一律に一〇〇分の三とし、物納をやめて金納一本にした。また、納税義務者は土地の占有者（所有権のあるなしにかかわらず土地を占めている者）ではなく、その所有権者としたことなどが主なものである。この新しい地租も収穫量の三四%前後に当たり、そのうえ地方附加税が加わるので、藩政時代の貢租は上記のように六公四民前後であったから、それに比べてあまり軽くなるはず、納税者の負担はやはり重かったようである。

これは、地租の減免要求が徴兵令反対などからんで、農民一揆の形で出た点から考えても容易に想像されることである。そのため明治一〇年には地租の税率を一〇〇分の二・五に引き下げたが、それにしても、地租が国の有力な財源収入であったことはまちがいがなかった。

我が国が世界に窓を開いたのは、西欧の先進国が産業革命に入ってから一世紀近いあとのことである。しかも、それを推し進める上に必要な資本の蓄積が行われていたわけではなかった。これまでの主力産業であった農業部門から地租の形で資本を調達したこともやむをえなかったであろう。つまり、政府は近代産業を育てるために、いろいろの保護政策を採ったが、その場合遅れて登場した資本主義を強行軍で進めるために農業が犠牲になったとみてもよからう。

このころの農業として特に注目に価するものは、欧米農法の導入の試みであった。殖産興業（勸農の政策の一環でもあった）については、既に維新の当時から相次いで欧米を視察した政府の高官たちの意見を中心に、更に外人教師を招いて、欧米の農学、農業技術の吸収に努力が重ねられた。もちろん、人的交流ばかりでなく、種苗・家畜・農機具など、種類

や範囲も極めて広く導入され、また、このため種苗園、農機具製作所など、各種の施設も設けられた。

しかし、欧米の大農法導入の試みは、我が国の農業が零細耕作であること、牛馬耕法が未熟であったことから、あまり成果はあがらなかったが、零細耕法を基盤とする高い生産物地代による小作制度を軸として地主制を進展させたようである。

明治三十一年には一七一二万畝を占めた国有林野や御料林野は、大正四年には九三一万畝となっている。これは林野解放の要求に基づくもので、一八九八年からの御料地特売の開始、一八九九年の国有林野さげ戻法による国有林野の下げ戻し、不要存置国有林の払下げなどの結果である。

また、明治四三年の地方林野の町村への統一という行政指導によって、昭和一〇年までに二〇〇万畝の林野が町村に統一され、これも多くの場合、入会権の整理をともなった。

そのころの農政は、行政官庁の取締り、検査・命令・強制を手段としての権威主義的な性格をおびていたといえる。農政に関する諸制度は、このころから第一次世界大戦までに地主制の確立に呼应し、かつ体系的に整備されたことに注意しなくてはならない。

その主要なものとしては、まず日本勧業銀行法（明治二十九年）による不動産金融制度の創設、耕地整理法（明治三十三年）による耕地の区画整理とその助成、耕地整理法の改正（明治三八年）による灌漑排水事業の奨励、耕地整理法を全面改正した新法の耕地整理法（明治四二年）による、耕地整理事業を主体としての耕地整理組合制度の創設をあげることができる。

明治の末期（明治四四年）までの農業生産の発展は、小作料の増取ない

し安定、地価の上昇の効果を意図した地主層の先導のもとに行われた耕地整理事業（土地改良事業）に負うところが多かった。すなわち、明治の前期にみられた欧米農法の導入、特に大農経営論が消滅してからは、地主制の確立と呼応して、単位土地面積当たりの収量の増加、特に米作の土地生産性の向上をめざして農事の改良が進められた。しかし、耕地整理法も当初の制定意図にはそわず、制定後の結果は、むしろ、灌漑排水などに重点がおかれた。けれども耕地整理事業は、政府の補助のほか日本勧業銀行などの長期金融によって推進された。

次に、農会法（明治三十三年）・産牛馬組合法（明治三十三年）産業組合法（明治三十三年）産牛馬組合法にかかわった畜産組合法（大正四年）による団体制度の整備がある。

このうち、産業組合法については、明治四二年の改正で、各種の連合会の設立が可能となった。また、産業組合中央会が産業組合法上の機関となり、更に、大正一〇年には、連合会をもって連合会を設立することが可能となり、市町村産業組合、府県産業組合連合会、全国産業組合連合会という系統組織が整備されることになった。なお農会法については、明治四三年に改正が行われ、帝国農会が設立されて、市町村農会・郡農会・府県農会・という農会系統組織が整備されるにいたった。産業組合系統は主として信用・販売・購買などの経済事業を営み、農会系統は主として利益代表、技術指導の機能を担当した。そして、この二つの系統が第二次世界大戦中まで農業団体の二大主流となった。

また、在来農法の改善については、明治二六年、国立農事試験場の設置をはじめ、府県農事試験場国庫補助法（明治三十三年）による府県農事試

驗場に対する助成、前述した農会の組織などを通じて、農事指導の体制が確立された。このなかで産米検査・害虫駆除・予防・肥料検査などの取締行政が進められていったが、これとともに、明治時代の農法が確立された。

第一次大戦（大正三年）から第二次大戦（昭和二年）前までの農政は重化学工業の発展という資本主義経済の成熟期に向かう過程であった。地租は大正四年には、国税のうち一九・三%を占めるにすぎず、農業関係品輸出額、並びに、国民所得における農業所得も低下し、更に農業就業人口も減少するにいたった。そして、地主制は動揺を起こした。農政はこのような事態に対処して、地主制の防衛ないしは、改善を軸として、拡大する工業化人口に対する食糧の供給と、その価格の安定を重要な任務とし、保護政策の色彩を濃くしていった。そのため大正一四年に農林省が独立することになった。

地主制の動揺は、第一次大戦を契機とする国民経済の高度化、これに伴う農業と非農業の不均衡成長、民主主義運動の台頭のなかで、寄生化した地主層に対する公然たる攻撃としての小作争議の全国的波及によるものであった。この動揺する地主層の防衛としては、大正一三年の小作調停法による小作調停と、大正一四年から始まる自作農創設維持事業のほか、昭和一三年の農地調整法を加えて、完璧を期したものと見える。

むしろ、地主制に対する攻撃としての小作争議をしずめるだけではじゅうぶんでないので、既に、いちおうの体系を整備した農政を更に補強し、明治の後期から始められた補助金政策を拡大し、さらに保護政策を推進するにいたったのである。農林省によって大正一〇年から始めら

れた農家経済調査も、このような保護政策、特に小作農対策の基礎資料としての意味をもったものであった。

この当時の農政は、地主制についての改善が、はなはだ微温的であったのに対し、農業の技術的改良などの生産政策は、明治の末期から大正時代にかけて更に強化され、耕地整理事業の奨励のほか、開墾の助成、病虫害予防の奨励、米麦の品種改良の奨励、施肥改良の奨励、優良な農機具の普及奨励、蚕糸業の改良の奨励、畜産の奨励、小麦増産の奨励、農業団体の技術員の設置などの補助措置が講ぜられた。また昭和初期の恐慌に際しては、生産政策としての技術改良にとどまらず、救農土木事業のほか、村を指定して、その村の農山漁家の経済更生をはかるための総合的計画の樹立と実施を推進するものとしての、農山漁村経済更生の助成、産業組合の組織の拡充、共同作業場の設置、農山漁家の負債整理、農村工業の奨励などの施策も講ぜられた。これらは農山漁村経済更生運動のための施策として実施された。久万町でも昭和一五年、農村経済更生整備の指定を受け、重要農産物の計画的生産、農家経済安定計画が樹立され実施に移された。

明治の後期に確立した農会制度による指導体制のもとでは、麦や雑穀の消費が減少する過程で、政策の重点はますます米に集中され、農政も食糧問題に対処するようになった。

大正時代に入ると、朝鮮、台湾米の輸入の増加、大正四年には豊作のため、米価は著しく低落し、緊急勅令によって米価調整令が制定され、近代的な米価政策の端緒が開かれた。そして、大正六年には米の季節的な出回りの調節、農家の窮迫販売の防止のため農業倉庫法が制定され、

農村の産業組合に農業倉庫の設置に対する助成がはじめられた。久万町でも西明神に昭和十一年三月、上直瀬に昭和十一年八月一日、旧川瀬村下畑野川に昭和十二年八月一日、旧久万町菅生に昭和十三年一月、旧父二峰村露峰橋詰に昭和十六年九月一日、東明神に昭和十四年七月にそれぞれ設置された。そして集荷、販売業務を開始して現在におよんでいる。大正六年末の米価の高騰、翌年の米騒動、大正九年の米価の暴落に対応して、大正一〇年には米穀法が制定され、恒久的な制度として政府が米の需給の調節のため、米の買入れ、売り渡しを行った。この米穀法の制定の意味するところは、我が国の農政が初めて本格的な食糧問題にも対処しなければならなくなったということである。しかも、これに対応するには、日露戦争ごろからの生産政策だけでなく、政府による恒久的市場介入を必要とするにいたったからである。

この米穀法は、その後まもなく米の市価の安定が不十分であるとして、大正一四年第一次改正が行われた。続いて、昭和の恐慌、朝鮮、台湾からの米の移入によって、米価が引続き低落したため、米の需給調整に関する根本的な方針の樹立が要請されたので、昭和六年に米穀法の第二次改正が行われた。更に昭和六年からの米価の大暴落を背景として、強力な米価政策樹立のため、昭和八年に米穀統制法が制定され、いまや農政の課題は食糧問題より農業問題となった。

米穀統制法は、米価について最低価格と最高価格を定め、最低価格による売り渡しの申し込みと、最高価格による買入れの申し込みに応じて、それぞれ無制限に買入れ、または売り渡しを行うことになった。この点が、米穀法とは大きな相違であり、これによって米の需給と

価格の調整はいっそう強化され、間接統制として完成した。

当時、米について重要な農産物であった生糸についても、大正時代に入って価格政策が行われ、昭和十一年には、間接統制の方法による糸価安定施設法が制定された。

米と生糸に関する価格政策のほか、経済立法としては肥料配給改善規則（昭和五年）重要肥料統制法（昭和十一年）家畜保険法（昭和四年）農業保険法（昭和十三年）産業組合中央金庫法（大正十二年）などがある。

## 2 第二次世界大戦当時

戦時に入ると農業も昭和恐慌から回復し、農業と他産業の不均衡成長ないし格差という問題も影をひそめ、農政も戦時政策と全体主義の特質をもたざるをえなくなった。

いうまでもなく、戦時農政の目的は、食糧農産物の充足にあって、農政はふたたび、食糧問題に対処しなくてはならなくなった。しかも、それは、ますます欠乏する資材と労働力の事情のもとにおいて強行された。労働力についてみると農業従事者は、昭和十五年の一三八四万一〇〇〇人から、昭和十九年には、一三三七万人も減少した。その間に、産業構造はますます高度化し、農業は産業別の国民所得のうち二〇%を割った。

戦時農政の特質の一つは、その進展のうちに地主制の後退をもたらしたことである。農地関係の立法としては、昭和元年からはじめられた自作農創設維持事業の拡大と強化・昭和一三年の農地調整法のほか、翌年の小作料統制令による生産物小作料額の引上げの制限・昭和一六年の臨時農地価格統制令による農地価格の公定・同年の臨時農地等管理令によ

る農地転用の制限などがある。これらによって農地関係も法律的規制を受けることが多くなった。

戦争経済の推移に伴って、食糧の需給がひっ迫した。特に昭和一四年における朝鮮の大旱魃を契機として内地への移入が激減した。そこで昭和一六年米穀統制法に代わって、輸出入臨時措置法や国家総動員法にもとづく臨時的、個別的な食糧の統制管理が行われていた。しかし、昭和一七年には、これらを統一して、恒久的な制度として食糧管理法が制定された。

食糧管理法は制定以来、十数次の改正が行われ、今日なお存続しているのである。制定当時におけるその骨子は、政府が食糧を管理し、その需給と価格の調整、配給の統制を行うものであった。その対象は米と麦のほか、いも類、雑穀など食糧加工品にまで及んでいた。米麦の生産者または地主に対しては、政府の定める公定価格で政府へ売り渡す義務を課し、その数量は市町村農業会が定めることになっていた。政府の買入れた食糧は食糧営団に売り渡し、これを通じて消費者に配給するしくみになっていた。

食糧管理法とともに、臨時農地等管理令、農業生産統制令、農業生産奨励規則などによって、主要食糧については作付の割当、政府への売り渡しの強制など権力的規制が全面的に行われた。その他の食糧農産物などについても、作付の規制・流通の統制・生産の奨励などの措置が講ぜられた。果樹その他一部の農作物については、不急作物として作付の禁止すら行われた。それにもかかわらず、戦時下の食糧の生産は減退を余儀なくされた。

食糧農産物以外では、昭和一四年の種馬統制法と軍馬資格保護法による軍馬の確保・昭和一三年の飼料配給統制法による飼料の配給統制・昭和一四年の酪農調整法による牛乳の販売統制や乳製品製造業の統制・昭和一六年の蚕糸統制法による蚕糸業の全面的統制などをあげることができ、更に農業団体については、昭和一八年に農業団体が制定され、全体主義を基調として、従来の農会・産業組合・畜産組合などを農会会として一元化し、農業統制の一翼を担うことになった。

### 3 終戦後の農政

#### ア 占領下の農政

占領下の農政の目標となったものは、農村の民主化と食糧の確保であった。それは、一方において、第二次世界大戦は全体主義に対する民主主義の闘争でもあった。したがって、連合国の勝利は、我が国の民主化を必要とした。この大戦により我が国の農業生産は必然的に低下し、終戦後は食糧問題をいっそう深刻化させた。

まず、農村の民主化については、連合国による昭和二〇年一月九日の「農地改革に関する覚書」として、その骨子が示された。終戦直後の農政上の諸施策は、この「覚書」の指示する改革の方向に沿ったのであった。

この「覚書」の発せられる前に、既に、政府は、全体主義的基調のもとに地主と小作の階級的対立をできるだけ露呈させないという、昭和恐慌以来の方針を転換して、地主制の改革を意図し、農地調整法の大改正を立案し、帝国議会に提案していた。その時に発せられたこの「覚書」は、農地改革に関する限り、直接的には二つの結果をもたらしたのであ

る。その一つは、帝国議会で審議中の農地調整法の改正法案、すなわち第一次農地改革法の審議が促進され、昭和二〇年一月二十八日に農地調整法の改正法律が公布された。それは、生産物小作料の定額金納化とその金納小作料の公定のほか、在村地主の貸付地で平均五畝を越える面積と不在地主の貸付土地を小作人に解放することを主たる内容としていた。そのうち実施されたのは小作料の金納化と公定の部分であり、小作地の解放、すなわち、自作農創設は「覚書」に基づく第二次農地改革に待たねばならなかった。ついで、翌年一〇月二一日に、小作人の賃借権の強化と、農地委員会の民主化と権限の強化を主な内容とした農地調整法の第二次改正のほか、在村地主の内地平均一畝、北海道平均四畝を越える小作地と、不在地主の小作地の解放、未墾地の開放を内容とした自作農創設特別措置法の公布がなされた。これらが第二次農地改革の法律的基础となった。

農地改革による小作料の定額金納化と小作地の解放は、当時のほげしいインフレーションの進行によって、小作人にとってはいちじるしく負担の軽いものとなり、また解放された小作地は昭和二五年七月までに、一九三万三〇〇畝（小作地総面積の八割）に達した。

久万町で当時解放された小作地面積は、旧久万町で二二八畝、旧川瀬村で一七六畝、旧父二峰村で七八畝であって、小作地総面積の約九割に当たっている。こうして戦時中の後退を余儀なくされた地主制は、この農地改革によって解体されることになった。この農地改革が今日までの農村の民主化と農業生産の上昇の基礎をなしたのはいうまでもない。しかし、零細耕作の改革にまではおよばなかった。また、国有林野などの

山林原野の解放は一部分にとどまり、御料林が国有林に編入されたにすぎなかった。

農地改革の「覚書」は単に農地改革にとどまらず、創設された自作農の維持策として、農業金融制度の創設、農産物の価格の安定策の確立、農業改良普及事業の開始、農業協同組合の育成などを指示していた。農地改革につづいて農村民主化の立法は、昭和二二年の農業協同組合法である。これは、全体主義を基調とする権力的統制団体であった農業会を解体して、農民の自主的協同組織を確立しようとするものであった。また、翌年の農業改良助長法による普及事業は、従来の農会、畜産組合などの技術員、（のちの農業会の技術員）によるものではなく、政府の援助のもとに、府県の職員である普及員が主体となって、民主的教育の原理にもとづいて、科学的な知識を農民に普及していった。そうして、農業技術指導による農業生産の発展をはかるとともに、生活技術指導によって農家生活の向上をはかることを目的としていた。なお、この普及事業の民主的運営に寄与するため、郡単位の地域ごとに、農業者の代表者などからなる農業改良委員会が行政措置によって設けられた。

農業協同組合制度は、農地改革によってつくり出された自作農の転落を防止するという目的をもつものであったが、これと同じような主旨をもつものに農業災害補償制度がある。昭和二二年に制定された農業災害補償法は、従来の農業保険法と家畜保険法を統合したものである。共済目的としては小作料を対象からはずし、桑葉にかえて繭についての冷害・霜害などを加えるなどによって、災害に対する保険作用が著しく強化された。そのための組織として市町村に農業共済組合連合会が設けら

れた。

久万町にも昭和二四年に、旧久万町、川瀬村、父二峰村にそれぞれ農業共済組合が設立された。

食糧確保のために臨時農地等管理令にもとづいて行われた農作物の作付統制は、終戦直後いち早く撤廃された。また供出割当は食糧管理法の施行規則に基づく食糧調整委員会、(のちに、これにかわった農業調整委員会)によって民主化が企てられ、食糧の集荷は農業会の解体とともに、農業会による一元的集荷統制の廃止をみた。土地改良事業については、昭和二四年に従来の耕地整理組合法にかわって、土地改良法が制定され、地主中心の土地改良から耕作者中心の土地改良に改められた。土地改良などのために必要な長期低利の農業金融については、昭和二六年に農林漁業資金融通法が制定され、特別会計による政府資金の融通の道が開かれた。これは、地主制の打破に対応する長期金融制度であった。

農村の民主化のほかに、いま一つ戦後の農政の目標は、農産物の生産の増強や、食糧の供給の確保にあった。終戦直後は戦時以上に食糧需給が窮迫したので、食糧確保の施策も、より強力なものとなった。すなわち、昭和二一年二月には緊急勅令によって、供出をしない農家に対する取用を規定した食糧緊急措置令が公布された。これが、いわゆる強権供出の基礎となり、更に、昭和二三年には、五か年の時限立法として、食糧確保臨時措置法が制定された。これによって農業調整委員会が設けられたほか、作付前に作付面積の割当と供出数量の割当がなされるようになった。これらの措置とならんで、各種の増産奨励施策が食糧の生産確保を目的としてなされた。

農民がその労働の成果を公正に享受しうることを目的とした農地改革によって、農業生産力を開発する経済的、社会的基盤が整えられた。その基盤にたつて行われた各種の食糧増産の対策は、やがて、その成果を結実することになった。これを、米の生産についてみると、総生産高は終戦直後の昭和二一年より二五年の九四〇万一〇〇〇ト(一〇〇%)から、昭和二六年より三〇年より三五年の一〇九四万三〇〇〇ト(二七%)と増大している。

零細耕作の問題に関する対策としては、開拓があげられる。自作農創設特別措置法では、未墾地の開発に一つの重点をおいていた。そして、昭和二六年までの開拓面積は四一万畝を越え、入植戸数一四万五〇〇〇、増反戸数も一〇万戸に達した。確かに、これは終戦直後の就業対策や農村の過剰人口対策の一助にはなったが、零細耕作の克服にはならなかった。

久万町においても昭和二七年までの開拓面積は、旧久万町で一二〇畝、旧川瀬村で一七畝、旧父二峰村で二四五畝、計四八二畝を越え、入植戸数は九八戸に達した。

#### イ 農政の再編

政治的独立と経済的自立の準備にともなう、「統制経済から自由経済へ」が新しく農政の基調となり、更に政治的独立や経済的自立が達成されると、戦後の農政の再編が課題となってきた。

統制の撤廃は昭和二四年から始まる。蔬菜・繭糸・鶏卵・食肉・農機具・農薬・飼料・肥料の順序で、配給統制や公定価格の制度が撤廃され、主要食糧の関係についても、昭和二四年から昭和二六年にかけて、いも

類、冬作雑穀・夏作雑穀の流通、価格がすべて自由となった。

また、麦についても、昭和二五年から直接統制廃止の方針が立てられ、昭和二七年七月から、間接統制に移されて現在に及んでいる。また第二次世界大戦中の食糧営団にかわった食糧配給公団は、昭和二六年四月から廃止され、民営の卸小売業が認められることになった。なお、農地制度については、農地改革後、既に農地改革による創設自作地の自作廃止の場合の政府の買戻制が廃止されており、更に農地の価格統制は昭和二五年七月三一日から行われなくなった。

自由経済への移行のなかで、全面的統制として残ったものは米だけである。しかし、その米についても、統制撤廃がしばしば問題になり、昭和二七年産米については、政府部内では供出後の自由販売の意向が強かった。しかし、昭和二八年は凶作であり、供出割当は著しく困難な事態となり、供出割当の数量は二一〇万トにすぎず、統制撤廃論は影をひそめた。その後、供出割当の制度をそのまま存続することも困難となつて、予約売渡制度が考案されるにいたり、昭和三〇年産米からこれが実施をみるにいたつた。その当時は、それが成果をおさめるかどうか危ぶまれたが、同年産米以降の連年の豊作に支えられて、予約売渡制度は軌道にのつた。

サンフランシスコ条約が締結され、それが発効するころになって農政の再編が企てられた。

戦後の農政の再編としては、まず、昭和二七年の農地法の成立をあげなくてはならない。これによって、農地改革の成果の維持、すなわち自作農主義を恒久化する法制が整備されたのである。そして昭和三五年に

は小作地は三五万六〇〇〇畝、農地面積の六・七%を占めるにすぎなくなった。

久万町でも昭和三五年には小作地は六五二〇畝、農地面積の五・〇%になっている。

農地法が成立した翌年には、農林漁業資金融通法にかわつて、農林漁業金融公庫法が制定され、従来の特別会計による事業は、この公庫によって行われることになった。そして、昭和三〇年に成立をみた自作農維持創設資金融通法にもとづく、自作農の維持創設のための長期、低利の資金の融通も、この公庫によって行われることになった。この金融制度の根拠としては、農地改革後の実態として、土地を担保とする長期の農林漁業資金の供給の道がなくなったことに対応することにあるが、他の動機としては、補助金行政の批判に対する一つの回答でもあった。

補助金行政についての批判は、補助金の交付を受ける府県市町村からみると、補助事項が多岐にわたり、しかも補助金額が小額であるため、重点的、総合的な事業実施が困難であり、また、補助残額の負担などによって、府県市町村の財政が制約され、農業者などの自発性を高めることができなかった点にあった。

補助金行政の批判に対する一つの回答ともみられる新農村振興事業は、新農村建設ともいわれるもので、五か年計画で、新しい「村づくり」の基礎として適当な地域について、土地改良、耕地整理、病虫害防除施設など、従来、各種の補助金の対象となつていた事業のほか、その地域に必要な共同施設、共同事業を総合的に行うものであった。そして、政府はこれに対して、同一地域に二か年継続して補助金と農林漁業金融公庫



の融資を行った。

この対策によって指定された地域数は四五八で、その総事業費は五八三万三九〇万円であった。それは、各種の補助制度を総合化し地域の必要に応じて重点的な事業の実施を可能とした。

久万町でも旧川瀬村が、昭和三一年に指定を受け、農村振興計画を樹立し、特別助成事業として二八種目、事業費で一〇〇〇万円の事業を行った。旧久万、父二峰地区は昭和三五年に指定を受け振興計画を樹立し、一八種目、事業費一〇〇〇万円の事業を行っている。

ついで、農業団体再編成ということが行政的、政治的な議題になったのは、食糧確保臨時措置法に基づく農業調整委員会、農地調整法に基づく農地委員会、農業改良助長法関係の農業改良委員会の三者を統合した農業委員会法が、昭和二五年に成立してから拍車をかけた。その方向は、占領政策の再検討という一般的傾向もこれに拍車をかけた。その方向は、

農民と農業の代表機関を整備するため、農業委員会法を「農業委員会等に関する法律」に改め、市町村の農業委員会の組織、権限を改正するほか、あらたに府県に都道府県農業会議、中央に全国農業会議所を設けるものであった。べつに農業協同組合法を改め、農協事業の刷新強化をはかるため、府県と中央にそれぞれ農業協同組合中央会を設け、農業技術指導は、農業改良助長法によって、国と府県を主体として行うことになった。ところが、農業団体の再編成の問題はこれによって落ち着きを見せず、農民指導組織の強化の意図を含みながらも再燃し、結局昭和三二年四月に「農業委員会等に関する法律」に改正が加えられた。しかし、農業委員会などの系統組織が農業の技術指導を合せて目的とするという

点については、改正法律のなかにとりいれなかったのである。すなわち、農業団体の成立するのを好まなかった農協系統組織の反対があったばかりでなく、技術指導についても普及事業との調整が困難であったからである。今日では、単に技術指導という以上に、経営改善の指導とそのための施設が必要であるが、これについては、一般的には普及事業も農協系統も、その機能を十分に果たしているとはいえない。

戦後の農政の一つの目標をなした食糧の確保という点については、昭和二五年代に入って、土地改良事業が強力に展開されるなかで、従来からの品種改良が推進された。特に第二次世界大戦中から発展してきた水田土壌学による秋落田の理論的な解明、低位生産地の調査事業の進展、畑土壌の研究の発展、開拓地の土壌調査及び栽培学による水稲の保護、苗代技術の進歩、水稲の早期栽培技術の確立などの栽培法、施肥法が新たな発展をみせた。

また病害虫の発生予察事業の整備、新農業のDDT、BHC、有機燐剤、有機水銀剤の導入による病害虫防除技術の一新、動力耕耘機の普及などによって、昭和三〇年ごろまでに、農業技術は戦前をはるかにしのぐ高い水準に達した。

これとともに、世界的な農産物の過剰化を背景として、食糧確保という農政の目標は、その影を薄くしてきた。米麦を中心とする食糧の確保よりも、農産物の価格政策が重要度を増してくるとともに、畜産物をもふくめた総合的な食糧対策の要請と農家の現金収入を確保する必要があるから、畜産振興が農政の新しい進路として、多くの人々によって唱えられるようになった。

既に昭和二七年には、農協系統の資金を活用して農家に家畜を導入するため、その資金に対して利子を補給する主旨で、有畜農家創設事業がはじめられた。その翌年には、有畜農家創設特別措置法が制定されて、利子補給のほか、資金の貸し付けをする農協などに対して損失補償を行うことになった。なお、この制度は、のちに昭和三六年の農業近代化資金助成法の制定によって、そのなかに包含されることになった。

産畜物の需要は増大するが、価格は、季節により年により若干の変動がある。生産そのものが価格変動に伴って周期的に変化し、価格が高いときは飼育頭数が増加し、それが肉として出回るころには供給過剰となる。これによって、価格が下落して、生産を手控えると、次に供給不足になるという悪循環をくり返してきた。しかし、畜産物の需要度が増してくるに当たって、その価格安定が望まれ、そこで、成立したのが、昭和三六年の「畜産物の価格安定等に関する法律」である。

こうして、自由経済への復帰と政治的独立は農政の低迷ともいふべき現象を呈した。その間に、国民経済は戦前の水準に達し、やがて、これを越えるにいたった。戦争直後、昭和一八年には、産業人口において四九・五％（林業を含む）、国民所得において二五・七％に達していた農業も、昭和三二年には産業人口において三六・七％、国民所得において一三・九％と低下している。そして、農業と非農業の間に、生産性と所得の格差が顕現化してきた。いわば国民経済の繁栄のうちに農業問題が生ずることになり、農政はこれに対応しなければならなくなった。

#### 4 新しい農政

##### ア 農業基本法

農村の民主化と食糧の確保を目標とした戦後の農政は、既に一応の成果をおさめ、更にその再編がなされたにもかかわらず、あらたな農業問題には対応しにくくなってきた。それは個々の制度についての欠陥だけではなく、農政そのものの欠陥を露呈している。これは農政がその目標を見失って、全体として調和を欠いたことを意味する。

まず、農地改革を軸とする農村の民主化は、既にその目標を達成しており、更に食糧の確保という目標についても、世界的な食糧の需給の緩和を背景に、我が国も食糧、特に米については昭和三〇年産米の大豊作を契機として、ほぼ自給の域に達している。米を中心とする生産の増大は、一連の技術的進歩と資本装備の高度化による。これによって、昭和三〇年以降は、単位面積当たりの収量の増大、すなわち土地生産性の向上ばかりでなく、労働生産性の向上がもたらされた。もちろん、これは零細耕作の構造のなかでの技術的進歩でもあり、資本装備の高度化でもあった。昭和三〇年からの日本経済の高度成長にともなう、急激に農業労働力は他産業へ流出し、農村では兼業農家の増加と労働力不足が年々深刻な問題になってきた。更に生産性を向上するには、明治以来の零細耕作の根本的な改革と、技術の革新が問題となってきた。零細耕作の構造が農業の生産性の向上と、所得の増大に大きな支障になりつつあるということは、農業部門の生産性と所得の格差にもあらわれている。農家と非農家の世帯員一人当たりの家計費においても、相当の格差がみられる。このように、農政の当面する問題は食糧問題から農業問題に転

換したのである。

農政の基本的な方向の確立を最初に提唱したのは、昭和三年における全国農業会議所を中心とする農業基本法制定の要求であった。しかし、農業基本法とは何かについては、必ずしも明確ではなかった。

既に西ドイツにおいては、農業基本法というべきものが制定されていた。その目標として、農業従事者と他産業従事者との社会的地位の均等を掲げ、政府に毎年農業の現状報告を国会に提出させるとともに、その報告に基づいて、目標の達成のために講ずべき施策を明らかにし、それに必要な予算を計上すべき旨を規定している。そして、この法律施行後、西ドイツの農政関係予算は増加していった。これは、農林関係予算の伸びが停滞し、新しい予算確保のためのスローガンを求めていた我が国の政党と、農業関係団体にある種の刺激を与えた。

このような動向に対して、政府は昭和三四年四月に、総理府に農林漁業基本問題調査会を設置し、同年七月この調査会に対し、農林漁業に関する基本的な施策の確立に関して諮問を行った。調査会は、昭和三五年五月に、「農業の基本問題と基本対策」という答申を行った。この答申は、農業の基本対策を方向づけるに当たって特に考慮すべきこととして、経済の成長、就業の動向、貿易の自由化の三つをあげ、今後の農政の方向を所得の均衡、生産性の向上、構造の改善に求め、それぞれについて問題と対策を示している。

その結果、農林省は、昭和三六年二月一八日、第三八国会に政府案として農業基本法案を提出し、同年六月六日に成立させ、同月一二日に公布、施行されることになった。

基本法は、農業の向かうべき新たな道を明らかにするためのものである。したがって、農政の具体的な政策の表明というよりは、政策の方針を述べた抽象的なものであった。

基本法はその前文で、我が国の農業が経済の高度成長にともなって、曲がり角にきている事情を明らかにし、農政の目標としては、他産業との生産性の格差が是正されるように、農業の生産性が向上すること、及び農業従事者の所得を増大して、他産業の従事者と均衡する生活を営むことを掲げている。そうして、この目標を達成するために、農業生産の選択的拡大、構造の改善など、国及び地方公共団体が講ずべき施策の基本について規定するとともに、これを年々具体化していくことについての政府の責任を明らかにするため、政府は毎年、農業の動向に関する年次報告、及び毎年講じようとする施策を明らかにした文書を国会に提出すべきことを定めている。

政府は、この基本法の方向にそって施策を具体化するために、昭和三六年度以降において、諸法制の整備に努めた。

まず、農業構造の改善に資するために、昭和三年の農地法の一部を改正する法律、農業協同組合法の一部を改正する法律が制定された。農地法の一部を改正する法律では、有限責任会社や農事組合法人などの農業生産を行う法人たる農業生産法人による農地などの権利の所得を認め、農協の行う農地などの信託事業について、農地法の特例を設けた。また、農業協同組合法の一部を改正する法律では、農業生産法人の一つである農事組合法人の制度を新しく設けるとともに、農協が農地などの信託の事業を行うことができるようにした。なお、農協の規模拡大のためには、

昭和三六年に農業協同組合併助成法が制定された。

農業生産の選択的拡大の方向にそつて立案されたものに、昭和三六年に制定された果樹農業振興特別措置法、大麦及びはだか麦の生産及び政府買入れに関する特別措置法案がある。

価格政策に関連する立法としては、昭和三六年の畜産物の価格安定等に関する法律、大豆、菜種交付金暫定措置法がある。

構造改善と農業の近代化のために必要な金融措置としては、昭和三六年に農業近代化資金助成法と農業信用基金協会法が制定された。農業近代化資金助成法は、農業近代化資金の貸し付けをする金融機関に利子補給を行う都道府県に対し、政府が利子補給補助などの助成措置を講じた。

また、農業信用基金協会法は、農業近代化資金の貸付などにかかわる債務の保証を行う特殊法人を、都道府県に設置するための法律である。

基本法関係の重要施策として、農業構造改善事業がある。この事業は基本法(第二十一条)の規定するように、「農業生産の基盤の整備及び開発、環境の整備、農業経営の近代化のための施設の導入等、農業構造の改善に関し必要な事業が総合的に行われるように指導、助成を行う」主旨で、昭和三六年から実施されたものである。この対策のなかの個々の事業は、従来からも各種の補助や融資によって行われてきたが、これらを総合化して地域的に農業構造の改善を推進しようとするものである。

この対策が新農村建設事業と異なるところは、構造改善を主眼としたこと、工業化の予定地域などを除くおよそ三〇〇市町村について、昭和三六年から一〇か年計画で実施することにしたことである。

久万町でも、昭和三六年に計画地域指定を受け、同四〇年度から事業

実施を行った。事業の主なものとしては、土地基盤整備事業、経営近代化施設、協業事業などで、総事業費一億一七四五万七〇〇〇円の事業を実施した。基本法の施行とこれに関連する施策がどのような効果をあげているか、それによって、現実に農業の向かうべき道が明らかにされ農業に関する政策の目標を示すことになったかということについて、総じていえば、基本法下の農政は、まだ、農業に明るい展望をもたらしているとはいえないし、生産性や所得の格差が是正されはじめたともいえない。具体的施策についても、たとえば、農地信託事業はほとんど行われていないし、農事組合法人制もあまり活用されていない。構造改善事業は種々の問題をはらんでいて、必ずしも農村で歓迎されているとはいえない現状である。

いずれにしても、開放体制下の我が国の農業は、他産業とのあいだの生産性又は所得の格差の是正が困難であるという現状において、新たに開放体制への移行というきびしい現実に向面しているといわなくてはならない。生産性や所得の格差の是正と開放体制への移行とは矛盾する二つの課題であるが、これをどのように調和していくかが、今後の農政に課せられている重要な課題であった。

## 二 農用地の開発

久万町の農用地に関する最も新しい統計資料は、一九六五年の農業中間センサスであり、この統計は表のとおりである。

これらの農用地がいつころからどのようなようにして造成されたかについては、その開拓史も経過の記録もごく最近のものを除いてほとんど見当た

昭和40年久万町耕地面積 (農業センサス)

旧町村名	水田面積	畑面積	計	樹園地
久万町	318ha	127ha	445ha	6 ha
川瀬	282	175	457	5
父二峰	134	96	230	9
槇谷	8	5	13	0
計	742	403	1,145	20

らないため、はっきりとはわからない。

人類の発達史において農耕、生産の変遷は重要な意味をもっており、したがって、農地の開発はその基盤として特に重視されるし、郷土史構成の観点からも欠くことのできない問題である。

しかし、資料不足のため一貫したとりまとめができず、したがって、戦後の動きを主として取りまとめることにした。

1 徳川時代～明治初期

寛保年間(一七四一～一七四三)の久万山耕地面積は、下表のとおりである。

これをみると、明治二〇年発刊の「伊予温故録」に記されている耕地面積と、元禄一三年(一七〇〇)の「伊予国村高帳」の耕地面積が全く一致しており、徳川初期において既に久万地方の農地は、下表のごとく開発されていたものと推定される。

この面積は、今日でいう公簿面積に当たるものである。豊臣秀吉が天正一〇年(一五八二)土地台帳の基礎を作らせ、全国の検地(測量)を行わせたが、六尺三寸四方(六尺四方は約三・三平方尺)を一步とし、三百坪を一反(約一〇〇〇平方尺)としたこと、徳川幕府の慶安二年(一六四九)の検地条例では六尺一寸四方を一步と改めたこと。明治八年の地租改正にもこれが引き継がれていること。これらの経過からみても、今日のものと比較して面積測定的基础はあまり大きい変化を示してはいない。

元禄13年6月(1700)年の久万町内耕地面積

旧町村	元自治区	水田面積	畑面積	合計
明神村	東明神	55. 0. 8	26. 1. 4	
	西明神	29. 8. 6	11. 2. 9	
	入野	19. 1. 0	13. 8. 7	
	計	104. 0. 4	51. 3. 0	
久万町	久万	19. 6. 7	26. 8. 6	
	菅生	39. 9. 2	40. 5. 0	
	野尻	13. 5. 5	15. 5. 5	
計	73. 1. 4	82. 9. 1	156. 0. 5	
川瀬村	下畑野川	30. 5. 7	19. 0. 0	
	上畑野川	31. 1. 5	16. 7. 3	
	直瀬	41. 9. 6	25. 1. 2	
	計	103. 6. 8	60. 8. 5	
合計		280. 8. 6	195. 0. 6	475. 9. 2

注 父二峰村は大洲藩に属しておりこの資料にはない

測量の技術は、今日のものに比べて極めて未熟で、間尺、間縄を使っただけに検地奉行の用心によって縄をゆるく張るか、きつく張るか、耕地の端をどこにするかで、一割や二割の差は出たようである。検地の縄張りがきつすぎるとして農民一揆が起きた記録もある。

また、当時の年貢のきびしさから山奥にはかくし田をつくったり、あるいは、検地の見残し田もあつたりしたと記録されている。

「伊予手鑑」にも新しく開田、開畑による増反、あるいは、水害等による減反についての記録があり、禄高変更のあとみられる。

明治八年の新政府による検地は、地租改正がねらいで厳正を極め、各村の戸長を督励して、地押し丈量という一筆ごとの丈量と野取図を作った。これを字名・地名。地目・反別・地主名から、隣接する水路、道路まで記入して、各字ごと又は字を連合して切図を作った。更に、これらを集録して一村限図とし、畝順帳には地番順にこれらの事項を記録した。末尾には百姓総代、組頭、戸長が連署し、県令(知事)に届け出て承認を得るといふ念の入れ方であった。

この時の基準は六尺(一・八咫)を一間としており、二間竿を用いたので手心を加えるといった作為も排除され、反別に大きな変化を生じたのである。

西明神、入野村の耕地面積の動き

耕地	元村名	元禄13年		明治12年		増反面積	
		町	反 畝	町	反 畝	町	反 畝
田	西明神村	29.8	6.6	50.3	1.1	20.4	5.5
	入野村	19.1	0.0	35.5	8.8	16.4	8.8
	計	48.9	6.6	85.8	8.23	36.9	3.3
畑	西明神村	11.2	9.9	12.9	9.9	1.7	0.0
	入野村	13.8	7.7	14.9	9.9	1.1	2.2
	計	25.1	6.6	27.9	8.8	2.8	2.2

この検地が終わったのが明治一二年であるが、久万町の場合、当時の入野村と、西明神村のものしか見当たらないので、この二つの記録と元禄一三年の記録、すなわち一七九九年間の動きを上表で検討してみたい。

この表をみると、水田面積が約八割の増加を示しており、これが特に目につく。他の町村の資料がないのははっきりしたことはないが、後述する明治年間の記録と合わせて判断すると、二つの地

区の傾向は他の町村にもあてはまるとみてよいだろう。大幅な増反の理由には、一八〇年間の新規造成の累積もあろうが、次のような理由もあげられよう。

第一に、明治政府は武士の失職二〇〇万人の大部分を帰農させる計画をたて、明治二年に民部省内に開拓局をおき、北海道の開拓を初め全国各地の開拓調査を進めるなどの勸農政策を強力に推進したが、それがちょうどこの時期に当たったため増反したこと。

第二に、先ほども述べたように明治初年の検地により、いわゆる旧畝から新畝への切り替えによって生じた増反である。

特に、第二点については、玉井豊著の「明治物語」によれば、松山藩の場合、徳川幕府が慶安二年検地条令で六尺一寸四方を一步とすることの指示をしたにもかかわらず、実際は六尺四寸を一步として検地(今治、小松新谷藩も同様)したため、一步で四一坪三合、一〇町歩では一町三反七畝六歩の縄延び、つまり増反面積が隠されていたというところである。

愛媛県の場合、新しい検地の増加の合計は上表のとおりである。

2 明治後期〜昭和初期

明治四二年、愛媛県が、県下各町村に指示して作成させた郷土誌に旧町村別の統計が出ている。この記録と元禄一三年のものを比較して、二〇九年間における農用地面積の増反状況を検討してみよう。

明治6～12年検地による増反比率表

種別	旧反別	改正反別	増加比率
田	34,946.86町	45,775.54町	31%
畑、宅地	28,967.05町	37,047.04町	28%
その他	892.00町	3,989.20町	347%

からみても驚くべき増加を示している。これには次のような記述がある。  
 「この四、五〇年以來急速に戸数増加せしをもつて、平地の耕地のみにては不足し、山腹または溪間を耕し、以て年々その作付反別を増加し、なお耕作法の改良、害虫の駆除も注意進歩の状況なり。」（父二峰村史）  
 これは、明治初年からの人口増加と、武士階級の帰農、勸農政策とによって著しい耕地面積の拡張が進行したことを裏書きしている。  
 今日、山腹に荒畑、溪間に荒田の跡を各所にみることが出来る。また土地台帳には畑とあるが、現在は立派な森林となっている所も数多くみられる。明治の晩年においても、まだ我が国の資本主義が未発達であったため、工鉱業の発展がおくられて、急速に増加する人口の収容は、もつ

元禄～明治水田面積比較表

旧村別	元禄13年		明治42年		増反面積	
	町	反 畝	町	反 畝	町	反 畝
明神村	104.	0.4	225.	3.6	121.	3.2
久万町村	73.	1.4	123.	8.9	50.	7.5
川瀬村	103.	6.8	278.	5.5	174.	8.7
父二峰村			141.	3.9		
計	280.	8.6	769.	1.9	.	.

元禄～明治畑地面積比較表

旧村別	元禄13年		明治42年		増反面積	
	町	反 畝	町	反 畝	町	反 畝
明神村	51.	3.0	100.	5.8	49.	2.8
久万町村	73.	1.4	142.	9.9	69.	8.5
川瀬村	103.	6.8	352.	7.4	249.	0.6
父二峰村			571.	1.2		
計	228.	1.2	1,167.	4.3	.	.

旧父二峰村のものは元禄年間の記録がないので除いた。当時の町村面積からみると、現在は二倍から三倍の増加を示している。  
 特に川瀬村・父二峰村の畑地面積は、前記昭和四〇年の統計

明治42年以降久万町水田面積の推移（水田）

町村	年次				
	明治42年	昭和9年	昭和25年	昭和30年	昭和40年
明神村	225.3	227.8	365.2	332.6	318
久万町村	123.8	139.1			
川瀬村	278.5	290.0	280.9	265.4	282
父二峰村	141.3	148.8	139	120.0	134
計	768.9	805.7	785.1	718	784

同上畑地面積の推移

明神村	100.5	161.9	155.9	132
久万町村	142.9			
川瀬村	352.7	278.9	169.7	175
父二峰村	571.1	338.4	188.9	96
計	1,167.2	779.2	514.5	398

ばら農業の内部包容に依存せざるを得なかったという当時の状況が偲ばれるわけである。  
 明治四二年以降、大正、昭和九年代までの各町村農用地統計の記録は見当たらない。第二次世界大戦後、我が国も国際連合に加盟することになり、世界の農林産物需給の計画にしたがって、農林業統計調査に参画することになった。  
 その第一回の調査が昭和二五年に実施された。ついで三〇年、四〇年と一〇年ごとに実施されている。この資料は、市町村統計としては最も正確で、国・県・市町村の行政資料の基本ともなっている。  
 これと明治四二年のものとの対比させながらその動きをみることにする。  
 上表でみるとおり、各町村ともに水田面積については、明治四二年以降昭和四〇年までの約六〇年間にはあまり増反がみられない。  
 換言すれば、明治

初年に始められた勸農政策は、ふくれあがる人口の対策を主軸として、全国各地の開田、開畑を積極的に推進し、その影響によって我が久万町でも、明治の末期には既に開田可能地は、開拓し尽くされていたということである。また今日においても、明治末期とほぼ等しい水田面積が、水不足による被害を起こしている実状からみても、米の生産に必要な水量が限界に近いところまできているとも考えられるし、実際には久万地方の地形からみて、手道具にのみ頼る土木技術の能力では、これ以上の開田はむずかしく、既に開田の許容量に達していたとも考えられる。

したがって、明治末期以降における農業の動きは、国・県の農業試験場の充実強化による新しい生産技術の向上・品種改良・化学肥料の誕生・新しい農具の開発といった面にしぼられる。つまり単位面積当たりの増収のため、技術の改良普及に重点がおかれたということが出来る。このような日本の農業発達史の動きそのままが、われわれの郷土にもありやうかがわれるのである。

畑は、明治四二年の統計を最高にして大幅な減反を示している。さきほども述べたように、急増する農業人口の食糧確保のために、やむなく山腹を開拓して雑穀生産（当時農民の主食は雑穀であった）をせざるを得なかったために増反したが、大正初期に入ると、ようやく、我が国の重化学工業の発達に軌道に乗り、漸次人口が工場地帯へ移動していったこと更に、朝鮮、台湾米等の輸入によって食糧過剰と価格下落といった現象が生じてきたことなどによって、条件の悪い地帯の山畑の耕作をやめ、順次山林転用の方向をたどったために、著しく畑が減ったものと考えられる。特に、大正末期から昭和初期にかけて、世界的な経済恐慌のあらしが、

我が国の農産物の主要輸出品であった生糸の暴落をもたらし、桑園の荒廃が全国に波及し、この地方もその影響を受けた。つまり畑の減反の理由として、このような面も考えられる。

明治末期に政府は土地改良法を改正して、耕地整理事業をすすめようとした。全国的にもこれを利用して既に開畑された耕地を水田化しようとする動きが出てきた。

久万町でも、旧菅生村中野村地区の耕地整理事業、旧川瀬村下畑野川六反地区の耕地整理事業が、明治の末期から大正の初期にかけて実施されている。（詳細は別項記述）

大正末期から昭和初期にかけての不況期に、時の政府は失業救済事業として開畑・開田を奨励した。畑野川地区の千本ヶ原の集団による開畑一四畝は、三か年の年月をかけて完成し、陸稲六〇〇俵（六〇キ俵）、の増産成績をあげたと記録されている。

開墾費については、反当一八円の補助があり、自家労働力を安く見積もれば、ほとんど補助金で事足りたし、土地は元、入合地いりあひじであったため村有地となっていたから、安く手に入れることができたので、農家は競ってこの開墾に打ち込んだようである。

### 3 戦中―戦後

昭和一二年、支那事変が起こり戦火が中国大陸全土に広がり始めると、食糧は重要な軍需物資として増産が軍民の協力において推進されることになる。

若手の労働力が、次々に応召で人手不足となり、加えて化学肥料の不足による減収を増反によって補うという考え方も手伝って、再び、山林、





ブルドーザーによる開田作業

この例からみても各町村共に毎年かなりの開畑面積があったとみてよい。

昭和二〇年八月、終戦によって日本の食糧不足は歴史的な飢餓状態に追い込まれた。国は占領軍の命を受け食糧緊急増産対策をたてて開拓政策を強行する一方、戦時中よりもきびしい方策をつぎつぎに実行していった。特に農地法の改正とともに未墾地の売却を行って、集団開拓が

原野の開拓が呼びかけられた。昭和一六年第二次大戦に突入すると、この施策は銃後における国民の義務として位置づけられた。乏しくなった労働力と、人力にのみ依存する開拓は容易の業ではなかった。標語に「寸土もあますな日本の国土」というのがあることからも、戦時の農耕地に対する施策の方向がうかがわれる。

町村合併等により役場の資料も見当たらないものが多いが、旧久万町の昭和一九年八月から同二〇年七月、すなわち、戦争の最もはげしかった年度の増反記録は次のとおりである。

林地、竹林の開墾 一四・一畝  
原野を開墾したるもの 一・三畝

この記録は時の農商務省に報告された耕地指定統計である。



出征兵士留守家庭への勤労奉仕

これに反し、昭和三四年から町内では開田に対する要望が高まり、露峰落合地区・直瀬地区・上畑野川地区での開田が進められた。

従来の開田、開畑は、もっぱら手ぐわわによっていたが、今度ブルドーザーを使つての開田であり、今まで考えられにくかった地形での開田が、一年か二年の短期間に完成できた。また、その資金の八〇%が、土地

進められた。(開拓については別項記述)

したがって、昭和二二年ころには、集団入植・復員・外地引揚げ・戦災帰村と人口の増加も著しく、地元増反面積が急激に増加し、山ろく地帯の傾斜地が再び畑地となった。しかし、同三〇年前後になると、都市及び工鉱業の復興再建と食糧供給の過剰傾向も現れ、また戦中戦後の開畑はまた山林化してきた。

特に木材価格の高騰と造林意欲の盛り上がりによって、昭和三二年以降は農地の山林転用がはげしくなってきた。現行農地法では、農地の転用について町村農地委員会の審議と知事の許可を必要とするにもかかわらず、無許可の山林転用がはげしく続いており、日陰の問題等から優良農地の防衛問題が起きていりさまである。

改良区の設立による（共同施行も同じ）低利（三分五厘）、長期（二〇年〜二五年）の公庫融資であり、この制度確立は、開田事業の開始に大きな役割を演じている。

昭和四二年度末において、四七畝の開田が完成した。

各事業場所ともに、ほとんどの水はポンプ揚水によるもので、従前の自然落差を利用した水路と対照的である。この面からみると、土木技術の進歩（機械施行）が、従来不可能とされていた地形の開田を可能としたが、かんがい用水の面からはやはり不利な地区にあるものが多いといえる。

反当たりの事業費は平均約二〇万円を要しているが、その内容をみると水利利用に非常に多くの費用を費している。

ともあれ、この事実を通して、山間地帯である久万地方の農民が水田をいかに重要視してきたかを知ることができよう。

#### 4 農道開設事業

明治二四年に松山と高知を結ぶ国道が開通したため、人や物資の輸送に客馬車、荷馬車が利用されるようになった。そこで車道に対する住民の関心も次第に高まってきた。各町村は、この国道と町村を結ぶ町村連絡道の開設に着眼し、大正初期から工事が始められることになった。し



水田用揚水ポンプ

かし当時の国の施策としては、工鉱業の発達に重点が向けられていたもので、国の助成金は少なく、加えて、土木技術も人力労働中心のものであったため、道路の開設に長い年月がかけられた。

やがて、この町村道は、県道に編入されたが、農道の開設工事が始まったのは大正八年である。農村を吹きあらした恐慌のため、救農土木事業として、入野に幅員三畝の農道を開設した。これが道路開設工事のはじまりであった。

当時の農道といえば、幅員二畝の荷車、大八車が通行する程度のものであった。自動車将来通行するとは考えず、農道を道路の敷地としてつぶすのをいかにして少なくするかが大問題であった。

農家の要望により農林道が開設されるようになったのは、主として第二次世界大戦後で、この時期になっても、道路敷地の協議がなかなかまとまらず「道はつけたし、農地はつぶしたくなし」のなげきを、大部分の人々が経験している。

建設初期の道路は、農道あるいは林道といっても、人の通行を中心とする地区道がその大半を占めていた。本来の生産目的である道路の建設ができるようになったのは最近のことである。

物資の大量流通、あるいは耕耘機こつらんの一般への普及、自動車産業の急速な発展は、おそまきながら徐々に道路に対する農民の認識を変化させていった。農地や林地の価値も、道路によって大きく支配されると考えるようになってきた。

特に合併後において久万町は、農林道の建設促進を重点施策として取り上げ、国費・県費の補助金の上に町費を、工事費の六割五分に達する

土地改良事業調書（昭和43年4月現在）

年度	施行箇所	種目	面積	総事業費	融資金額	受益人数	代表者
S34	出船	開田	1.83ha	3,130千円	2,130千円		
"	落合	"	3.52	7,990	5,510	11	泉 文次郎
36	大寄	"	13.4	28,087	15,930	28	高岡 勝太郎
"	段	"	3.53	9,612	7,680	10	大野 和 市典
"	ソリ	"	3.45	6,049	4,830	14	高岡 保 典男
"	島野	開畑	4.44	2,278	1,050	1	大野 薫 義一
"	若宮	開田	2.39	4,220	3,220	3	大恩 地 義一
37	チャイトリダバ	"	1.47	4,560	3,640	10	菅 円 吉
"	上千萱礎	"	0.57	1,410	1,120	7	"
"	下千萱礎	"	2.1	6,240	4,990	10	"
"	カロウ	"	2.88	6,562	5,240	15	大野 直 長
"	先蛭ノ岡	"	1.0	2,168	1,410	1	光田福繁有限会社
"	宮ノ首	"	0.27	533	420	2	菅 隆 綱
"	西之浦	"	0.65	1,225	970	3	尾花 快 哉
"	麻生田	"	1.32	632	500	5	石丸 昇
"	明神駄場	"	2.32	4,830	3,840	17	大野 直 長
"	河之内	"	0.83	958	700	2	大石 田 多美雄
"	"	"	0.32	500	390	1	"
38	上田	"	0.21	390	310	1	織川 誠
42	直瀬	"	1.01	2,759	2,200	9	石丸 正 助
	計		47.51	94,133	66,080		

農道調べ（3m以上）（昭和43年4月現在）

地区	路線名	幅員	延長	改修年度	事業費
直瀬	西山農道	m	m	S	
露峰	中村 "	3.6	1,616	35~36	3,332,000
東明神	高山 "	3.6	550	35	1,720,000
下畑野川	引地 "	3.6	1,267	36~41	9,185,000
直瀬	大寄 "	3.6	60	37	250,000
露峰	若宮 "	3.6	900	37~38	
東明神	小休場 "	3.6	46	37~38	1,500,000
二直	中条 "	3.6	93	38~39	357,000
"	フルミヤブ "	3.6	173	39~40	600,000
"	千子田 "	3.0	32	40	164,000
"	段 "	3.6	33	40	400,000
二直	永久 "	3.6	829	41~42	12,266,000
直瀬	竹屋敷 "	3.6	661	41	8,279,000
下畑野川	中村 "	3.6	74	41~42	1,676,000
直瀬	長瀬 "	4.0	1,507	41~42	11,809,000
露峰	大屋敷 "	3.0	62	42	600,000
父野川	大久保 "	4.0	28	42	1,320,000
計	17線	3.6	250		
			8,181		

までつぎ足して助成を行った。更に用地の補償費についても、同率に達するまで助成するという町条例によって、従前の農民負担を大幅に軽減する措置をとった。このように公共投資の増大が行われたので、三五年以降は、農道・林道の開設も急速に進展した。

農林業の生産手段は、その大半が運搬であるといっても過言ではなく、久万地方のような地理的条件に恵まれない地域こそ、農林道の開設に力を入れなければならないわけである。

なお、農林道で建設されたものの内、五年以上の経過があれば、町道

編入が認められており、現在一級町道（幅員三呎以上の車道）の大部分は農道、あるいは林道として建設されたものである。現在農道として残っているものは表のとおりである。

5 耕地整理事業

ア 中野村耕地整理組合

中野村地域は、旧川瀬村・仕七川村・久万町の村境にあり、四方を山に囲まれた小盆地である。中央を有枝川が貫流しているが、耕地はその兩岸と比較的高い道路沿いに開けている。したがって水田開発のためには、有枝川の上流から山はだの急斜面に水路を開削しなければならなかった。



吉久の農道

役職名	氏名
組合長	秋本 半次郎
理事	秋本 友四郎
"	梶川 嘉平
"	成川 力蔵
"	清水 徳蔵
"	片山 寛次郎
"	若本 松太郎

中之村耕地整理組合役員

明治三十九年、村長経験もある秋本半次郎が、地域の有志と図り、本流をはさんで兩岸の水路開削と水田開発を目標として村営事業を起工した。

既に述べたとおり、明治政府は三二年の土地改良法制定、三八年同法の大幅改正、四二年同法の根本的改正などによって土地改良事業の奨励を行ったが、この政策を巧

みに利用した措置が取られており、きちょうめんな記録がなされている。

- 明治三十九年、村営にて土地改良事業着手。
- 明治四十二年一月、中野村耕地整理組合結成。
- 大正五年一二月末、工事完了。
- 昭和七年、換地計画のための確定測量。
- 昭和十二年、登記完了。清算事務。

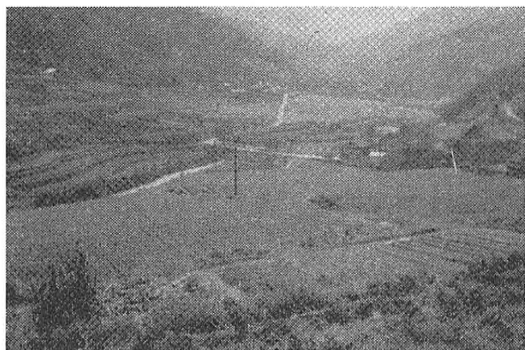
工事着工から完了までの期間が一年。手のみでコツコツ水路を掘り、谷間や河原の石を集めて畦畔を積みあげ、人の背で土を運んだ苦勞はたいへんなものであった。

工事完了後、登記が終わるまでの期間が二年もかかっている。当時は土地改良政策推進の立場から、だいたい一〇年間くらいは旧地積のまま課税するという行政指導があったからである。

工事内容をみると次のごとくである。

- 兩岸の水路。二〇〇〇呎
- 新いだがかり耕地整理二町八反八畝二五歩（二二名分）
- 旧いだがかり耕地整理三町一畝二五歩（一三名分）

合計五町九反二〇歩の開田を含む耕地整理が行われている。総事業費は、決算書に現金処理として支払いされているものが、



中野村の耕地整理地区

「老阡九百八拾六円六拾六銭一厘」と記録されており、これを反当たり  
の経費にすると三三円八〇銭となる。

明治四年前後の久万地方の米一升の代金は、一四銭から一六銭くら  
いであり、労賃は男が三〇銭、女が二一銭程度であった。

したがって、だいたい反当たり、男子一〇〇人役の経費で事業ができ  
ていることになる。

耕地面積五町九反に対し、完成水田の枚数は一三一枚で、一枚当たり  
四畝余りという非常に小さな区画である。この水田をみると、高い畦畔  
が丹念に石積みで仕上げられている。

この事業に対する補助金は、次のとおりである。

○区画整理費補助金 二五三円七九銭

○道路整備費 四一円

○計 二九四円

したがって、総事業費に対し約一割七分弱の補助金となっているが、  
登記の費用や、付帯事業費を除くとだいたい二割の補助金となっている。  
関係農家は一八戸であったが、(新しいで、旧いのを合わせて)工事金の清  
算もなかなかできにくかったらしく、役員が年四分の金利で立て替えて  
清算している。結局、総決算は三〇年後になっており、当時ののんびり  
とした時代がうかがえる。

#### イ 六反地耕地整理組合

旧川瀬村役場の北側に開けている水田は、郡内一の美田と言われ、山  
奥にこんな美田があるのかと旅人に驚きの目を見張らせたという。

この耕地整理事業は、中野村部落と同じく村長経験のある岡小八が中

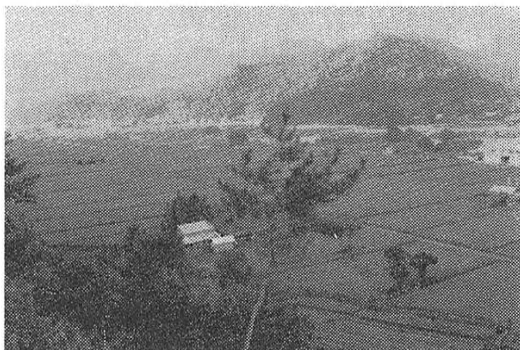
心となって行ったものであり、明治四四年に一三町八反の耕地整理事業  
を起工した。

当時、この地区の大半は住吉神社の境内に接し、大木の残根やすす竹  
の林が散在していた。一部開墾された畑もあったが、とうもろこしさえ  
できにくいやせ地であった。

計画は、この地を開田すること並びに、従来より開けていた水田は湿  
田が大半を占めているため、区画を変えて排水を完全にすること  
であった。しかし、旧田の地主と新田となる地主との意見が統一されず、  
話をまとめるのに一年を要した。

計画・測量は、県耕地課の統木技師が常駐して行った。区画の基本を  
長辺三〇間(六〇呎)、短辺一〇間(二〇呎)、幹線農道一間、支線農道半  
間とした。当時、県が耕地整理  
の基準として奨励していたもの  
であり、それほど広い田は作り  
にくいという耕作者の反対も  
あったが、統木技師が説得して  
承知させたということである。

当時は、低い所から一枚ずつ  
仕上げていくという工法であつ  
た。まず、表土を五寸程度はぎ、  
次に竹のしがらで畦畔をくんで  
床をならし、技師に機械を立て  
て均平度を検査してもらって表



下畑野川六反地の耕地整理地区

六反地耕地整理組合役員

役職名	氏名
組合長	岡 小八
事務長	岡 本松五郎
理事	織川 金作
〃	黒川 元義
〃	武市 政治
〃	日野 福松
〃	筒井 役治
〃	大野 茂一

土をもどすという順序であった。一反歩に平均一〇〇人役を基準とした。

工事は、渡部林三郎・渡部彦次・日野福松の下請けで進められ、その費用は反当たり三〇円程度であった。

排水暗渠には、松小丸太、小竹を埋め、暗渠は石積みとした。

人夫賃は、当初男が二五〇三〇銭、女が一五〇二〇銭であったが、工事の終了ごろには、男四五五銭、女二五五銭となっていた。もちろん人夫の労賃は働きぶりによって大きな差がつけられていた。この工事によって現金収入がふえ、部落の二軒の酒屋と、六軒の雑貨商が繁盛するなど、ある程度生活にゆとりができてきた。

人夫の食事は、とうもろこしかむぎが八割、米が二割、副食は煮ざい、つけ物、味噌という粗末なもので、いりこが入れば上等の部類であった。食事と休場の合図には鈴を振った。

道具帳によると次のようなものを使って、工事を進めていたことがわかる。

じょうれん・つるはし・さらい・みつご・三尺モッコ・かき棒・木づち・じょうれんぐわ・しょうせん棒・げんのう・

工事は大正三年に完成した。出来型測量してみると、余裕地が出たので、それを神社地・寺地・組地とした。登記が終わったのは昭和二七年であった。

三 久万地方農産物の推移

1 史実にみられる農業生産

農業生産物についての記録は、「久万山手鑑」による寛保前後（一七四一）のものしか見当たらないし、作付反別、反当収量も全くわからない。記録のある作物は、当時、藩が課税の対象として指定（ある作目は現物、あるいは現金として）したものであって、今日という商品化作物である。記録には、久万山の産物として米・茶・麻・真綿・藪藤・炭・漆・燐硝があげられている。

初代松山藩主松平定行が、伊予に着任したのは、寛永一二年七月（一六三五）で、この定行が宇治より茶の実をとりよせ、久万地方に茶の生産を奨励した。これが、久万地方の茶の始まりだといわれている。

人 蔘

享保七年（一七三三）に久万山産の人蔘を、松山藩が初めて幕府に献上している。この人蔘というのは朝鮮人蔘にかわるものとして、野生の「とちばにんじん」を献上したのではないかと思われる。

享保七年九月七日の「勘定奉行大久保下総守殿よりの御渡書」というのに次のようにでている。

「伊予国久万山

「右山に人蔘生候処有之由に付、弥其通に候哉左候は、人蔘生候山二ツ有之内一カ所之山者五カ年も留山に致置一方の山を有来之通、所之者も入候様に致し候は、人蔘も多相増可申倒、尤五カ年過候は、又一方之山を差留、右之通かはるく留山に致候は、所之痛にも成間敷候哉、右之儀吟味之上、人蔘生候は、可被差出候事（垂憲録拾遺）」

久万山製紙業の発達（御手山半紙）

久万山製紙業は、幕末の状態から推測すると、かなりの発展を遂げていたようである。久万山に製紙業が発達した原因は、久万山住民の生活自身と松山藩の諸制度であった。すなわち、久万山の農民の生活は、風土の制約のために少なからず辛抱を余儀なくされていた。階段式の水田に水稻を作っても反当収量は少なく、栽培期間も長くかかった。風土を考慮せずして収量のみを考え品種を選んだとしても、その実はあまり上がらなかった。麦作も行われるが、反当約一石で県下の最下位であり、総じて裏作は極めて少なかった。

これは、一、二の例であるが、このように自然条件に左右されることが多かったため、風土に適した楮こうぞの栽培と紙すきの産業は大きな意味をもっていた。その上に、松山藩には租税制度において銀納を行った形跡もあったが、幕末には松山市立花橋の南東に紙役所があったのをみても、少なくとも久万山農民の納税のために、紙・楮の果たした役割は大きい。

松山藩が、道後平野と高縄半島西岸及び久万山を所領として、その領域内における可能限度の自給をめぐろむとき、藩の御納戸と称せられる久万山の特異な地位が明瞭になってくる。そして、その一部分となっている紙が、御手山半紙として採用された理由もわかる。

これらの条件が久万山の製紙業に拍車をかけ、久万山の村々に製紙業を普及させていった。米作を主体とする明神村を除く久万山の六か町村には、それぞれ製紙業者がいた。

御手山半紙の仕向地はもっぱら松山であった。したがって、紙を藩管

事業とした大洲藩は、松山藩に属している久万山へ品物を搬入することは許可しなかった。また、松山藩も絶対に大洲へ出荷しなかった。それは、大洲藩がとつた父二峰村における密売事件の処罰をみても明らかである。

久万山各村の紙は、代官所のある久万へひとまず集荷され、それから城下へ送り出された。運搬は、ほとんど馬で、紙を積む馬のことを紙馬とよんでいた。村々から久万までの紙馬は、日帰りか一夜泊りの行程で、これには各村の馬方が当たっていた。久万から城下までの運搬には、久万山の馬方も当たっていたが、多くは三坂峠の麓の荏原、中野の馬方が当たっていた。かれらは、まず久万へ来て紙馬を仕立て、その夜は自宅に泊まり、翌日松山へ運んだ。そうして、雑貨などを買い求めて帰った。荏原や中野の馬方がこれに当たったのは宿賃関係からであり、宿賃のいらない三坂の西麓にこのような職業が増していったのは当然である。

（郷土地理論文集）

明治二〇年発行の伊予温故録によると、上浮穴郡の物産として次のようなものが記録されている。

上浮穴郡物産

若櫛わかぢ・檉しん・扁柏へんぱく之類・久万大豆小豆・綾布・帟布びんぷ・葛布くわふ・鹿者しか・蘭・山葵・扇茄子・橘たちばな子・煎茶・甘艸かんしやく・番茶・蕨粉わづらこ・硝石しょうせき・鹿しか・麩ぶ・麩ぶ・奉書紙ほうしよし・梶原紙かじら・仙花

紙・久主面河川鮎あし・露峰伊予簾いよすだ・小田大豆小豆・板類・木材・椎茸しいたけ・大麻  
明治四三年、久万町郷土史にはじめて各町村別の作物反別、生産量の記録を残している。

徳川期の米の反当収量は、大体一石とされていたが、この時期の反当

収量はどうなっていたかを、県の平均反当収量の動きによってさぐってみよう。県の平均反当収量は表のとおりである。

明治政府の勸農政策は、爆発的人口の増加に追いつけず、二六年から三〇年にかけて年平均五〇万石の米を輸入している。

政府は軍事上からも、米の増産の必要性を痛感し、また、地主擁護の立場から明治二九年には日本勸業銀行法、農工銀行法、三二年には耕地整理法と、相ついで農業に対する金融制度、助成措置を講じた。更に、私立、県立の農業試験場を設けて、品種改良、病虫害防除、施肥改善と、増収のためには労力を惜しまず投入するという集約農法を奨励した。

明治三四年、県令で害虫駆除予防規則を改正して、常水苗代から短冊型の水をたたえぬ愛媛苗代への切りかえを強制し、更に、三八年には同じく県令で正条植えを強行して、警察官の立合で普及するという強硬手段をとった。大量の違反者拘留、科料に処したという

明治42年の各町村別農産物

地区名	作目名	米	麦	トウモロコシ	大豆	豌豆	小豆	ソラマメ	養蚕		
									戸数	桑園	収量
明久	神万	4,000	石 200	石 500	石 40	石 6	石 50	石 5	戸 81	町 8	石 80
		710	550	120					26	8.6	30
菅川	生瀬	700	125	250	34	2	2	斗 5	34	5.9	25
		5,000	156	7,500	150		150		28	12.6	19
父二	峰	1,544	923	1,230	278	4	278	5	24	24	600
		計	11,954	1,954	9,600	502	12	480	10.5	169	59.1

明治中期における愛媛県の米収量

明治	収量	
	総計	反収
	千石	石
30	501	1.09
31	787	1.07
32	611	1.32
33	611	1.33
34	703	1.52
35	650	1.39
36	773	1.64
37	911	1.95
38	733	1.57
39	831	1.77
40	875	1.85
41	937	1.98
42	914	1.90
43	840	1.78
44	985	2.00

記録がある。このような努力が、結局は徳川期の二倍に近い米の生産をあげたのである。

2 穀物中心に移る農業

大正年間の記録はないが、昭和一〇年、一二年産の麦類及び一〇年産の米の県統計があるのでこの記録を検討する。

裸麦は、水田の裏作の場合は反当平均約四俵一斗、畑は三俵二斗（いずれも一俵の重さが六〇キ）となっている。

米は反当平均収量が約五俵で、明治末期の愛媛県平均収量とほとんど差がない。

統計資料のとり方は、この当時各地区に調査員を委嘱し、毎年県からの指導もなされており、かなりの正確さをもったものである。

この県統計は、県が主体となり、各町村の協力を得て明治三四年から昭和一六年まで続けられたものである。戦争のため一時中断したが、昭和二三年から再び始められている。

戦時中は、食糧が軍需物資としてきびしい統制経済下におかれ、収穫



昭和10～11年旧町村別麦生産高調査

(愛媛県統計)

区別	裸						大						小					
	作付面積			收穫高			作付面積			收穫高			作付面積			收穫高		
	總數	町	田	總數	町	田	總數	町	田	總數	町	田	總數	町	田	總數	町	田
旧町村別	昭和10年	27.8	16.5	11.3	石438	石288	石180	町3.3	町0.3	町3.0	石70	石6	石64	町5.5	町5.5	石65	石65	石715
明神村	11年	28.5	17.0	11.5	400	240	160	3.4	0.2	3.2	59	4	55	5.0	5.0	75	75	825
久万町	10年	59.0	25.0	34.0	725	300	425	5.3	1.8	3.5	67	21	46	6.5	6.5	585	585	7,020
川瀬村	11年	39.2	15.6	23.6	541	187	354	2.3	0.5	2.3	35	5	35	7.3	7.3	117	117	2,106
父二峰村	10年	63.4	26.7	36.7	1,030	417	613	19.6	0.5	19.1	435	5	430	12.3	12.3	138	138	1,546
合計	10年	69.2	28.5	40.7	1,007	540	467	27.0	0.5	27.0	505	5	505	14.6	14.6	190	190	3,040
	11年	72.2	41.3	30.9	1,444	826	618	15.0	15.0	15.0	300	300	270	1.2	18.0	307	288	4,605
	10年	72.2	41.3	30.9	1,299	743	556	15.0	15.0	15.0	270	270	270	1.2	18.0	346	324	5,190
	10年	222.4	109.5	112.9	3,637	1,801	1,836	43.2	2.6	40.6	872	32	840	1.2	42.3	1,095	1,076	13,886
	11年	209.1	102.4	106.7	3,247	1,710	1,537	47.7	0.2	47.5	889	4	865	1.2	44.9	728	706	11,161

昭和10年久万町米作生産高調査

(愛媛県統計)

種別	水			陸			合計		
	旧町村別	作付反別	收穫高	町	石	町	石	町	石
明神村	229	4,545	119,150	2.0	26	652	231.0	4,571	119,802
久万村	131.7	2,796	77,621	5.5	62	1,378	137.2	2,858	78,999
川瀬村	286.0	6,144	174,369	22.4	215	5,565	308.4	6,359	179,934
父二峰村	145.4	2,036	65,130	2.0	16	416	147.4	2,052	65,546
合計	792.1	15,521	436,270	31.9	319	8,011	824	15,840	444,281

までに二度の予想収穫調査報告の義務づけを行っていた。それらの資料は、強制割当供出の問題も含めて④扱いとされたようで供出量の記録はない。

第二次世界大戦後の第一回の調査は昭和二三年である。このころは、戦時中以上に食糧難で、占領軍の監督のもとに強制割当供出がなされていたのである。

供出の対象となった農作物は、米・麦・甘藷・馬鈴薯で、その代替供出としてトウモロコシ・大豆が認められていた。

供出は、反別(田畑)と地力を基本として町村長の責任において各組長に割り当てたが、組と組の間が不均衡であるとか、過重割当だとかいって徹夜で議論をしたことがしばしばであった。

また、割り当てを越えて供出をすれば、衣料や肥料などの報奨もあった。

ともあれ、供出量において米が一万三二二俵・麦が一七六五俵・甘藷四万二七五〇貫・馬鈴薯七万八八一六貫が出荷されている。米り割当供出は、雑穀の代替えにより、かろうじてその責を果たしている。

後述の久万町米販売高記録をみても、供出体制が大幅にゆるんだ昭和二六年以降においては、三〇年にはじめて、二三年実績を上回る販売があったに過ぎず、当時の強制割当供出がいかにきびしいものであったかをうかがうことができよう。

### 3 商品化農業の展開

愛媛県は、昭和二五年に農務課長岡田慎吾を班長とする総勢二七名の山村農業調査班を編成し、旧川瀬村を調査地区に指定して、総合的な調

昭和23年度供出実績表

旧町村別	割 当 数 量				供 出 実 績						
	米 (俵)	麦 (俵)	甘 藷 (貫)	馬鈴薯 (貫)	供 出 量 (俵)	代 替 (米俵換算)			供 出 量		
						米 (俵)	とうもろこし	大豆	麦 (俵)	甘藷 (貫)	馬鈴薯 (貫)
久 万 町	6,970	402.5	5,300	25,700	7,032.5	6,403.5	617.5	10	490	9,666	28,536
川 瀬 村	6,110	596	15,400	21,900	6,692.5	5,603.5	1,090	0	707.5	22,134	27,038
父 二 峰 村	1,355	297.5	6,900	19,000	1,737.5	1,142.5	612.5	7.5	517.5	10,950	23,242
合 計	14,435	1,296	27,600	66,600	15,462.5	13,149.5	2,320	17.5	1,765	42,750	78,816

昭和23年久万町主要農作物 (愛媛県農林統計)

項 目 地区名	水 稻		陸 稻		かんしょ		麦	
	面 積	収 量	面 積	収 量	面 積	収 量	面 積	収 量
久 万 町	反	俵	反	俵	反	俵	反	俵
川 瀬 村	3,276	17,132	16	25	164	53,956	1,089	2,785
父 二 峰 村	2,593	13,878	17	25	186	60,264	1,132	2,267
計	1,245	6,395	8	12	128	41,600	930	2,502
	7,114	37,405	41	62	478	155,820	3,151	7,554

査を行った。

この調査の目標として報告書は次のように述べている。

山村は各種の農業地帯の中で最も複雑にして、しかも数多くの問題を未解決のまま抱えている地域であるにもかかわらず、この地帯は、また、政治と学問から虐待された地域である。この調査は山村経済の研究と、その改善に役立つことを目標として行われた。

調査は、多方面の問題にもふれているが、中でもこの地帯の米、麦、雑穀などの穀物生産に重点をおいている。そうして、山村の共通問題である零細な経営と、低い生産力(米二・一石、麦一・三五石、トウモロコシ一・三五石、甘藷二三貫、大豆〇・三石、以上はいずれも反<sup>㍴</sup>)の中で、農家は経済的にも、文化的にも不遇な状態におかれていると指摘している。



夏出し用カンラン畑

昭和二六年、村長に就任した

日野泰は、この問題を重視し、農協と村当局の強力な提携によって、商品化農業への転換・開発を意図した。

その実績をみると、まず出荷野菜として、夏出しキャベツ、エンドウ、ジャガイモ、加工と結びつけたみの早生大根、工芸作物としてたばこ、畜産では酪農、果樹のリンゴなどを奨励した。当時としては、実に大胆な

方針を打ち出し、強力に推進した。

野菜生産は、従来の穀物生産と異なり、短期間で市場に出荷して売りさばかねばならず、新規の産地として市場を開拓する一方、信用確保の面からは品質と生産量、継続出荷という大問題を解決しなければならなかった。しかも、青果物は価格の変動もはげしいだけに農家も不安があつて、初期の生産目的達成の途上に非常な困難を生じた。

当時の作付状況と、特に重点をおいていた、みの早生大根の状況を資料によって検討してみる。

たばこは昭和二九年にまず二

畑野川地区における主要出荷野菜の作付面積の推移

区分 年次	みのわせた だいこん	きゃべつ	えんどう	馬鈴薯
昭和25年	反	反	反	反
26 "	30.0			50.0
27 "	35.0	1.5		65.0
28 "	35.0	3.0		65.0
29 "	40.0	11.0		70.0
30 "	50.0	12.0		90.0
31 "	55.0	41.0		120.0
32 "	50.0	48.0		120.0
33 "	71.0	95.0	15.0	120.0
34 "	65.0	105.0	18.0	90.0
35 "	70.0	90.0	20.0	80.0
36 "	65.0	85.0	10.0	80.0
37 "	55.0	71.0	5.0	90.0



収穫前の葉たばこ畑

畑野川農協における年次別みのわせだいこん取扱量

年次	漬物原料として農家より買い上げた量と金額			漬物として販売した量と金額				生大根として販売した量と金額		
	数量	金額	1kg当たり単価	数量	金額	1タル当たり単価	数量	金額	1本当たり単価	
昭和33年	kg 128,831	円 1,276,506	円 9.91	% 52.7	タル 984	円 2,270,493	円 2,307.40	本	円	円
34	110,093	1,268,461	11.52	59.5	874	2,177,920	2,491.90			
35	157,696	1,381,559	8.76	60.3	1,267	2,783,372	2,196.80			
36	84,790	1,071,408	12.64	58.6	663	1,886,553	2,845.50	5,670	66,493	11.73
37	74,255	1,075,553	44.48	57.9	574	1,789,801	3,118.10	121,383	1,570,811	12.94

注 だいこんは生葉つき1本重量は400g、漬物1タルは75kgを基準としている。

出荷先は 漬物 高知市 50% 松山市 50%  
生だいこん " 80% " 20%

久万町農業生産物作付け面積

昭和25年

(農林業センサス)(単位 反)

地区名	作目	水 稲	陸 稲	麦 類	雑 穀	ばれい しよ	かん しよ	だい ず	あ ず	ま め	類	な た	ね た	た ば	こ	工芸 作物 類計	種 苗	は く	か ん	な す	だ い	野 菜	
																							類計
久万	3,190.0	48.0	721.0	464.0	256	142	174	118	17	2	-	8	2	8	9	13	87	9					
川瀬	2,372.0	66.0	1,159.0	1,097.0	268	217	411	387	12	12	-	67	0	5	16	11	64	6					
父二峰	1,088.0	21.0	727.0	784.0	182	119	357	183	14	4	-	35	2	3	3	5	46	3					
計	6,650.0	135.0	2,607.0	2,345.0	706	478	942	688	43	18	-	110	4	16	28	29	197	18					

昭和35年

(単位 反)

地区名	作目	水 稲	陸 稲	麦 類	雑 穀	ばれい しよ	かん しよ	だい ず	あ ず	ま め	類	な た	ね た	た ば	こ	工芸 作物 類計	種 苗	は く	か ん	な す	だ い	野 菜	
																							類計
久万	3,339	81	481	574	309	139	87	46	89	20	18	55	24	19	22	83	114						
川瀬	2,639	145	1,199	907	356	171	152	41	55	147	117	56	7	61	17	161	87						
父二峰	1,295	37	517	555	222	192	109	23	33	45	120	45	6	13	7	42	47						
榎谷	91	0	33	39	15	4	3	2	1		31	1	0	0	0	2	4						
計	7,364	263	2,230	2,075	902	506	351	112	178	212	286	157	37	93	46	288	252						

昭和40年

(単位 反)

地区名	作目	水 稲	陸 稲	麦 類	雑 穀	ばれい しよ	かん しよ	だい ず	あ ず	ま め	類	な た	ね た	た ば	こ	工芸 作物 類計	種 苗	は く	か ん	な す	だ い	野 菜	
																							類計
久万	3,252	110	110	320	170	50	120	90	30	70	28	110	30	20	16	5	70	180					
川瀬	2,760	230	370	420	160	70	100	130	30	20	240	330	10	0	40	4	60	160					
父二峰	1,300	30	100	220	110	40	140	80	30	30	140	200	0	10	30	2	20	80					
榎谷	8	0	0	20	30	20	10	20	0	0	0	10	0	0	4	0	2	20					
計	7,320	370	580	980	470	180	370	320	90	120	408	650	40	30	90	11	152	440					

久万町全域

(農林業センサス)

作年度	水稲	陸稲	麦類	雑穀	ばれいしょ	かんしょ	だいず	あずき	まめ類	なたね	たばこ	工芸作物類計	種苗木	はくさい	かんらん(キャベツ)	なす	だいこん	野菜類計
45	7,360	180	210	330	280	60	150	130	30	10	630	50	70	30	170	20	120	70
50	5,830	40	50	180	180	30	110	90	20	—	540	40	90	30	110	10	310	20
55	5,160	10	10	140	140	10	80	60	50	—	500	50	120	30	80	10	580	50
60	4,960	—	—	110	130	10	100	—	80	—	460	30	20	20	130	10	610	100

作年度	とまと	きゅうり	たまねぎ	ねぎ	人参	レタス	スイカ	いちご	青刈とうもろこし	ほうれん草	さと	ピーマン	切花芝
45	10	10	10	10	10	0	10	0	60	6	—	—	—
50	140	10	10	10	10	10	10	0	180	10	30	—	40
55	160	10	10	10	10	10	10	0	50	50	20	20	30
60	200	10	10	10	10	20	—	—	—	30	20	50	20

○町歩の作付けが専売公社から許可され、父二峰村と川瀬村が同時に耕作を始め、乳牛は二八年にまず二〇頭を導入した。

このような動きは、郡内の各町村に広がっていったが、みの早生大根は、大野ヶ原開拓地が量産に入ったため押され、一方、久万地区での生産は、連作による病虫害の影響や、気象条件の影響などから、生産は頭うちとなり、二八年につけ物工場を閉鎖せざるを得なくなった。

酪農も昭和三八年には一三〇頭を数えたが、豪雪による被害と経営不振から、三九年末にはほとんどが壊滅する結果となった。

ともあれ、戦後の食糧危機を脱した高冷地帯の農業生産が、さまざまな屈折を経て、流通市場と直結した農業へと転換していったが、久万地方では、この動きが一つの導火線となって進展していったのである。

第二次世界大戦後の混乱期から安定期へ、更に高度経済成長期、解放経済体制へと移行していったこの二〇年間の流れは、農業生産の内部にも間断なきしげきと、問題をなげかけているが、それらの動きが直接生産作物の変化にどう影響しているか。これについては、昭和二五年から始まった農林業センサスの統計資料を検討するとよいだろう。

#### 四 農業生産物流通

##### 1 米

久万に人の住むようになったのは一万年前。

その当時は、原始林に覆われ野生動物の王国であったかもしれない土地が「久万」といつのころからいわれるようになった。久万の地名が生まれたことについて、いろいろの俗説はあるが、その中の一つに「昔

は米を「クマ」と呼んだ。土佐から仁淀川を遡ってきた南方の米作民族が、山間のこの小盆地に住みついて米作りを始めた。それから「クマ」の地名が生まれた。」とあるを見ても、久万山の米作りは早くから進んでいたと考えられる。

武家時代に入り、我が領する国土の行政をつかさどる費用のため、住民に地租として生産物（生産物は米に換算して課税され、物納または銀をもってこれに当てる）に対し課税し、御用米、御用金として収納所まで人肩または馬の背により、運搬納入させた。収納物は藩の費用をまかなうために御用商人を通じ売り渡されていた。やがて、これらの納税は、藩制時代の米から、金納制に変わるようになり、生産物はすべて商人の手を通じる商いとなり、当時の久万、松山間の米の価格差を見ると次表のよう

年間平均米価（石当たり相場）

明治	久万町村	松山町	県下7ヶ所平均	摘要
	円 銭	円 銭	円 銭	
3年	3.92	5.54	5.23	
4	2.98	3.92	3.85	
5	2.12	3.09	2.87	
6	4.01	4.49	4.41	
7	6.96	6.97	6.91	
平均	4.01	4.80	4.65	

年間平均麦価（石当たり相場）

明治	久万町村	松山町	県下7ヶ所平均	摘要
	円 銭	円 銭	円 銭	
3年	1.53	3.25	3.44	
4	0.95	2.30	2.59	
5	0.77	1.82	1.81	
6	1.53	2.36	2.36	
7	1.80	4.10	3.18	
平均	1.32	2.77	2.70	

年間平均大豆価（石当たり相場）

明治	久万町村	松山町	県下7ヶ所平均	摘要
	円 銭	円 銭	円 銭	
3年	3.40	4.75	4.42	
4	3.35	5.00	4.11	
5	3.25	4.50	3.72	
6	3.44	4.93	4.10	
7	4.71	4.88	4.66	
平均	3.63	4.81	4.20	

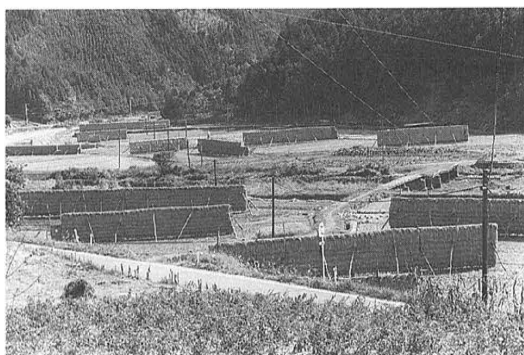
注 上浮穴史談より引用

に地域価格差が現れている。

価格差は、もちろん、種々の因子があろうが、特に両地間の交通不便に起因するものが大きいと考えられる。このことは、久万へ搬入される魚類・砂糖、その他の物資にも逆に働いて、当地の人々は、二重の交通負担を負わされていたわけである。

その後明治二五年、松山・高知間の国道開通、大正九年の久万索道株式会社（久万・森松間六年間運行）となるまでは、すべて馬と人の労力による搬出であり、当時の百姓は、馬の頭は飼っていた。

大正八年 米の検査制度がしかれる。（松山・今治は強制検査）当時は入れ米として一俵（四斗）に四〜五升ぐらいの入れ増しをする。品質本位の取り引き（松山との開きが依然として大きい）



イナキに掛けられた稲

がなされる。

昭和一一年 検査制度も強制となり、合格等級取引がなされるようになる。一〜三等米は入れ増しをしなくなる。

当時は、米の検査員（県の嘱託）の後から各米屋または酒屋（久万・総津・多賀市方面）の買子がついて回り、等級に応じて、農家より庭先買い取りをなし、買い取りした産物は、ところの馬方により、ふつう二俵、強い馬で二俵半を積み、川瀬方面は峠御堂をこえて久万へ、父二峰方面はヒワダ・ノウソ峠をこえて久万へ、ときには小田方面にも運搬していた。隊伍を組んだ馬が、一日二往復ぐらいしていた。



米の調整風景と米俵（一俵 4斗 60K 昭和15年ごろ）

久万に着き米屋の蔵入

れを終わるまでは、現在の本町より曙町（旧国鉄駅前）まで、七〇〜一〇〇頭余の馬が立ちならんで馬のいななきにあけくれ、道路の両側には飲食店が繁昌した。

第二次世界大戦中の食糧不足が次第に深刻化してきた昭和一七年二月、「国民の食糧確保と国民経済の安定をはかるため、米麦の需給調整と配給統

制を行う」目的で食糧法が制定（昭和二七年の改正で麦類は間接統制に切り替えられる。）され、農家は強制的に供米の割当を強いられ、消費者には配給制度が実施された。

食糧管理法の機能は当初の「食糧確保」から、今では「生産者保護（価格維持）」のため存続している。

食糧管理法による「米価」は「生産費物価その他の経済事情を参酌し、米の再生産を確保する」ことを目的として、昭和二四年八月政府の諮問機関として「米価審議会」が設定され、主として米麦価の審議に当たり、政府は米価審議会の意見を聞いて生産者米価を決定している。

従来の米価は、パリティ方式で過去の一定時期を基準として、その後の諸物価（統制品）の価格の変動率を米価にあてはめて、米価を割り出す方法であった。公定価格では入手できなかった肥料、農機具などの生産資材から生活用品まで一切を公定価格で評価した米価である。この場合基準となる年の米価が適正であるかどうかが問題である。二七年の米価基準は、二五・六年、三〇年は二八・九年を基準としている。しかし、米価は、他の諸物価に比較して必ずしも公平とはいえない。そこで、米価審議会は、農家の米生産費算出に当たり、農家の自家労働を都市労賃で評価することにより、米価が米生産費を償うとともに、農家に都市労働者並みの所得を確保する方法をとったのである。すなわち、「生産費及び所得補償方式」を採用して現在にいたっているが、米の流通を握る政府の統制管理がいつまで維持できるかが問題である。

米相場一〇〇年の変遷（石当り相場）

（明治八年までは上浮穴郡食糧事務所調）  
（明治九年以後は久万造林購入価格）

年代	石当り相場	主な歴史
天保三元	七四銭四厘	水戸斉昭藩政改革を行なう
〇八三〇年	七四銭二厘	
二〇〇〇	七九銭二厘	
三〇〇〇	六二銭	
四〇〇〇	五〇銭四厘	
五〇〇〇	八〇銭	
六〇〇〇	一円五一銭五厘	
七〇〇〇	六九銭八厘	
八〇〇〇	八〇銭七厘	
九〇〇〇	九〇銭九厘	
〇一〇〇〇	六九銭五厘	大凶作、米価騰貴 大塩平八郎の乱
〇二〇〇〇	七七銭	
〇三〇〇〇	六〇銭九厘	
〇四〇〇〇	六二銭三厘	
〇五〇〇〇	九七銭八厘	
〇六〇〇〇	一円二〇銭八厘	
〇七〇〇〇	八六銭九厘	
〇八〇〇〇	九〇銭二厘	
〇九〇〇〇	八八銭三厘	
一〇〇〇〇	一円一七銭二厘	
嘉永元年	一円一七銭二厘	土佐名野川百姓一揆、けんやく令 人返し法（特農法）
二〇〇〇	一円六六銭五厘	
三〇〇〇	一円一四銭二厘	
四〇〇〇	一円一五銭五厘	
五〇〇〇	一円一七銭	
六〇〇〇	九八銭九厘	
七〇〇〇	七〇銭七厘	
八〇〇〇	八〇銭二厘	
九〇〇〇	八〇銭二厘	
一〇〇〇〇	八〇銭二厘	
安政元年	八〇銭二厘	安政の大獄

年代	石当り相場	主な歴史
安政四年	一円四二銭二厘	桜田門外の変
五〇〇〇	一円三六銭八厘	
六〇〇〇	一円六六銭九厘	
〇八六〇年	一円九八銭六厘	
〇八六〇年	一円六二銭五厘	
文久元年	一円三八銭九厘	
二〇〇〇	一円四四銭三厘	
三〇〇〇	三円五〇銭八厘	
慶応元年	七円三五銭八厘	
二〇〇〇	三円六四銭	
〇三〇〇〇	四円三三銭	西南の役おこる
〇四〇〇〇	四円三三銭	
〇五〇〇〇	七円八七銭	
〇六〇〇〇	四円六七銭	
〇七〇〇〇	二円七九銭	
〇八〇〇〇	二円五〇銭	
〇九〇〇〇	三円	
一〇〇〇〇	四円六八銭	
一〇〇〇〇	五円一三銭	
一〇〇〇〇	二円九五銭	
二〇〇〇〇	三円三五銭	山林官民有区分終わる 日本銀行創立する
三〇〇〇〇	四円八〇銭	
四〇〇〇〇	六円六〇銭	
五〇〇〇〇	一二円	
〇八三〇年	八円二〇銭	
〇八三〇年	五円二〇銭	
〇八三〇年	三円一二銭五厘	
〇八三〇年	四円六〇銭	
〇八三〇年	四円三二銭五厘	
〇八三〇年	三円八七銭五厘	
一〇〇〇〇	三円七〇銭	大洪水あり



明治二十二年	三円五五銭	町村制施行される	大正九年	五〇円	
二二〃	五円		一〇〃	三五円五〇銭	
二二〃	五円		一一〃	二五円五〇銭	
二四〃	六円六〇銭		一二〃	三一円	関東大震災
二八〃	五円七〇銭		一三〃	三八円二五銭	
二九〃	六円六五銭	日清戦争おこる	一四〃	三四円	
二七〃	六円六五銭		昭和一元年	三一円七五銭	私有林補助金制度実施
二八〃	六円六五銭		二〃	二七円一二銭五厘	
二九〃	六円六五銭		三〃	二六円五〇銭	
三〇〃	六円六五銭		四〃	二六円	
三一〃	六円六五銭		五〃	一五円七〇銭	
三二〃	六円六五銭		六〃	一六円二五銭	
三三〃	六円六五銭		七〃	二〇円五〇銭	満州事変おこる
三三〃	六円六五銭		八〃	二七円	
三四〃	六円六五銭		九〃	二七円	
三三〃	六円六五銭	日露戦争おこる	一〇〃	二七円二五銭	
三五〃	六円六五銭		一一〃	二九円五〇銭	二、二、六事件おこる
三六〃	六円六五銭		一二〃	三四円七五銭	
三七〃	六円六五銭		一三〃	三三円五五銭	
三八〃	六円六五銭		一四〃	四〇円六二銭五厘	第二次世界大戦おこる
三九〃	六円六五銭		一五〃	四〇円七五銭	
四〇〃	六円六五銭		一六〃	四一円二五銭	
四一〃	六円六五銭		一七〃	四四円七五銭	
四二〃	六円六五銭		一八〃	四六円 五銭	
四三〃	六円六五銭		一九〃	四七円	
四四〃	六円六五銭		二〇〃	一五〇円	終戦となる
四四〃	六円六五銭		二一〃	五〇〇円	
大正元年	六円六五銭		二二〃	七五〇円	
二〃	六円六五銭		二三〃	七〇〇円	
三〃	六円六五銭		二四〃	三三七円五〇銭	
四〃	六円六五銭		二五〃	一六〇円	朝鮮動乱おこる
五〃	六円六五銭		二六〃	〇三〇円	
六〃	六円六五銭		二六〃		
七〃	六円六五銭				
八〃	六円六五銭	米騒動おこる			

年代	石当たり相場	主な歴史
昭和二七年	七、五〇〇円	岩戸景気  減反始まる  オイルショック
二八〃	八、二〇〇円	
二九〃	九、一二〇円	
三〇〃	九、七五五円	
三一〃	九、八八七円五〇銭	
三二〃	九、六二五円	
三三〃	九、九〇〇円	
三四〃	九、九一五円	
三五〃	一〇、二九二円五〇銭	
三六〃	一〇、七二二円五〇銭	
三七〃	一一、二〇五円	
三八〃	一一、五七五円	
三九〃	一四、〇二五円	
四〇〃	一五、七五〇円	
四一〃	一七、三四〇円	
四二〃	一九、〇八〇円	
四三〃	二〇、四三〇円	
四四〃	二〇、三二五円	
四五〃	三〇、三八〇円	
四六〃	二一、三〇五円	
四七〃	二二、三〇〇円	
四八〃	二五、五四五円	
四九〃	三三、八三〇円	
五〇〃	三八、七〇〇円	
五一〃	四一、一八〇円	
五二〃	四二、八一五円	
五三〃	四三、〇四〇円	
五四〃	四三、〇四〇円	
五五〃	四三、九四〇円	
五六〃	四五、五二〇円	

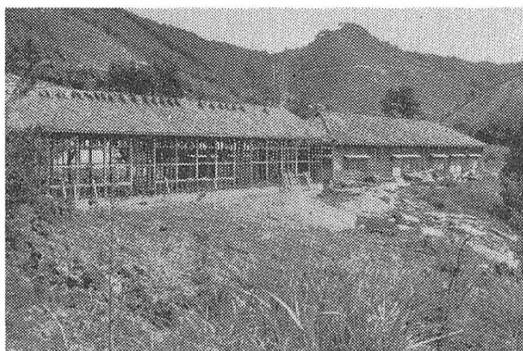
年代	石当たり相場	主な歴史
昭和五七年	四六、〇一〇円	米は、換金作物の筆頭であったが、昭和四〇年代に入って、生産量の伸びに比べて、消費量が減少し、米の過剰が問題となりはじめ、政府は昭和四五年から減反政策を打ち出し、奨励金を出して生産調整を実施することになった。米の生産調整については後記する。
五八〃	四五、七九五円	
五九〃	四六、七八〇円	
六〇〃	四六、七八五円	
六一〃	四六、七八〇円	
六二〃	四四、〇〇〇円	
六三〃	四一、九三〇円	
平成元年	四一、九三五円	

米は、換金作物の筆頭であったが、昭和四〇年代に入って、生産量の伸びに比べて、消費量が減少し、米の過剰が問題となりはじめ、政府は昭和四五年から減反政策を打ち出し、奨励金を出して生産調整を実施することになった。米の生産調整については後記する。

## 2 養 蚕

「松山藩旧会所日記」によると、久万地方の養蚕は、寛政九年（一七九七）松山藩が久万山に養蚕を奨励し、久万町村西村屋六右衛門、宇都宮兵助が桑植方御用係を命じられたとある。

その後、寛政年代に菅生村、川瀬村、父二峰村で飼育が始められた。伊予蚕業沿革史（村上



久万町農協養蚕稚産場（父二峰由良野）昭和43年 8月23日

合などが設立され、父二峰を中心として飼養は盛んであったが、支那事  
 ○年明神村製糸組合、同四四年、久万製糸組  
 久万山蚕種製造合資会社が設立され、明治四  
 明治三八年三月一五日、高橋精一郎により、  
 喘を保つ状態にすぎなかった。」

「幕末、内外多事にして殖産興業の道を講ずる  
 ことも絶えてなく、蚕業のごときも自ら山間  
 僻陬の地に村娘野蠶の娯楽用として僅かに余  
 喘を保つ状態にすぎなかった。」  
 これについて次のような記録がある。

松山における市価

年 月	品 名	茶	生 糸	和 紙
		100升	100斤	1 束
		円	円	銭
明治22年	6月	21	560	16
	12月	21	560	15
23年	6月	25	550	21
	12月	25	550	21
24年	6月	25	550	18
	12月	25	550	18
25年	6月	17.5	720	17.5
	12月	20	600	16.5
26年	6月	12	700	18
	12月	26	780	16

昭和42年久万生産数量 (kg) (奨励より3年目) 桑園面積 46.15ha

蚕 期	掃立量	上 繭	玉 繭	クズ繭	計	戸 数	箱当たり	10 a 当たり	1 戸 当たり
春	96	3,227	25	126	3,378	35	35.2	7.3	96.5
秋	143	4,298	60	218	4,576	88	32.0	9.9	52.0
初 秋	218	6,551	81	420	7,052	141	32.4	15.3	50.0
晩 計	457	14,076	161	764	15,006	264	99.6	99.6	198.5

蚕繭飼育生産状況

年 度	地 区	養蚕 戸数	蚕種掃立枚数 (枚)			總 計		白 蚕 種		黄 蚕 種		上 繭		玉 繭		屑 繭	
			總 数	白蚕種	黄蚕種	数 量	価 額	数 量	価 額	数 量	価 額	数 量	価 額	数 量	価 額	数 量	価 額
昭和五年	明 神 久 万 川 瀬 父二峰	50	130	80	50	754	3,263	448	1,817	306	1,446	675	1,418	54	87	25	52
		67	210	180	30	1,265	5,044	1,060	4,240	205	804	1,080	774	115	115	70	105
		99	256	247	9	1,411	5,488	1,356	5,234	55	254	1,167	250	175	175	69	124
		130	630	370	260	4,292	17,753	2,413	9,786	1,879	7,967	3,792	7,812	369	476	131	213
昭和八年	明 神 久 万 川 瀬 父二峰	35	752	750	-	456	1,817	456	1,817	-	-	376	1,697	60	90	20	30
		23	1,650	1,320	330	980	4,753	740	3,575	240	1,178	860	4,493	80	160	40	100
		94	2,660	2,660	-	1,490	6,224	1,490	6,224	-	-	1,238	5,818	195	292	57	114
		130	4,980	4,980	-	3,175	12,652	3,175	12,652	-	-	2,740	11,782	300	600	135	270
昭和九年	明 神 久 万 川 瀬 父二峰	30	850	850	-	487	1,258	487	1,258	-	-	447	1,218	20	20	20	20
		25	753	753	-	400	1,057	400	1,057	-	-	365	1,022	21	21	14	14
		71	1,902	1,902	-	1,112	2,567	1,112	2,567	-	-	885	2,301	172	189	55	77
		84	4,814	4,814	-	2,572	6,247	2,572	6,247	-	-	2,227	5,870	241	273	104	104
昭和十年	明 神 久 万 川 瀬 父二峰	32	440	440	-	182	1,060	182	1,060	-	-	174	1,044	6	12	2	4
		20	815	815	-	525	2,444	525	2,444	-	-	442	2,254	34	78	49	112
		35	1,580	1,580	-	801	3,908	801	3,908	-	-	683	3,633	79	158	39	117
		72	4,910	4,910	-	2,441	11,979	2,441	11,979	-	-	2,098	11,019	250	700	93	260
昭和十一年	明 神 久 万 川 瀬 父二峰	19	364	-	364	342	1,639	-	-	342	1,639	334	1,613	5	15	3	11
		15	510	510	-	288	1,400	288	1,400	-	-	264	1,320	11	35	13	45
		36	955	285	670	476	2,326	152	726	324	1,600	415	2,147	19	50	42	129
		68	2,997	2,362	635	2,282	11,798	1,846	9,512	436	2,286	2,006	10,832	184	644	92	322

注 枚 (1箱 9~10g)  
 貫 (3.75kg)

稚蚕飼育所の規模

設置場所	設置規模 (㎡)				3 齢飼育能力	構造の概要
	飼育室	管理室	計	貯桑室		
久万町大字二名由良野	334.5	66.8	401.3	66	450箱	木造平屋建瓦葺

養蚕対策事業

事業名	施設内容	事業費	場所	事業年度
壮蚕飼育合理化施設	軽量鉄骨トタン葺1棟398㎡	5,844千円	二名	昭和45年
稚蚕飼育合理化施設	自動温湿調整装置付1棟	9,701千円	東明神	昭和45年
サラゲ養蚕団地造成事業	桑畑造成10ha・蚕舎6棟1,159㎡	36,999千円	上直瀬	昭和48年

昭和37年繭価格協定

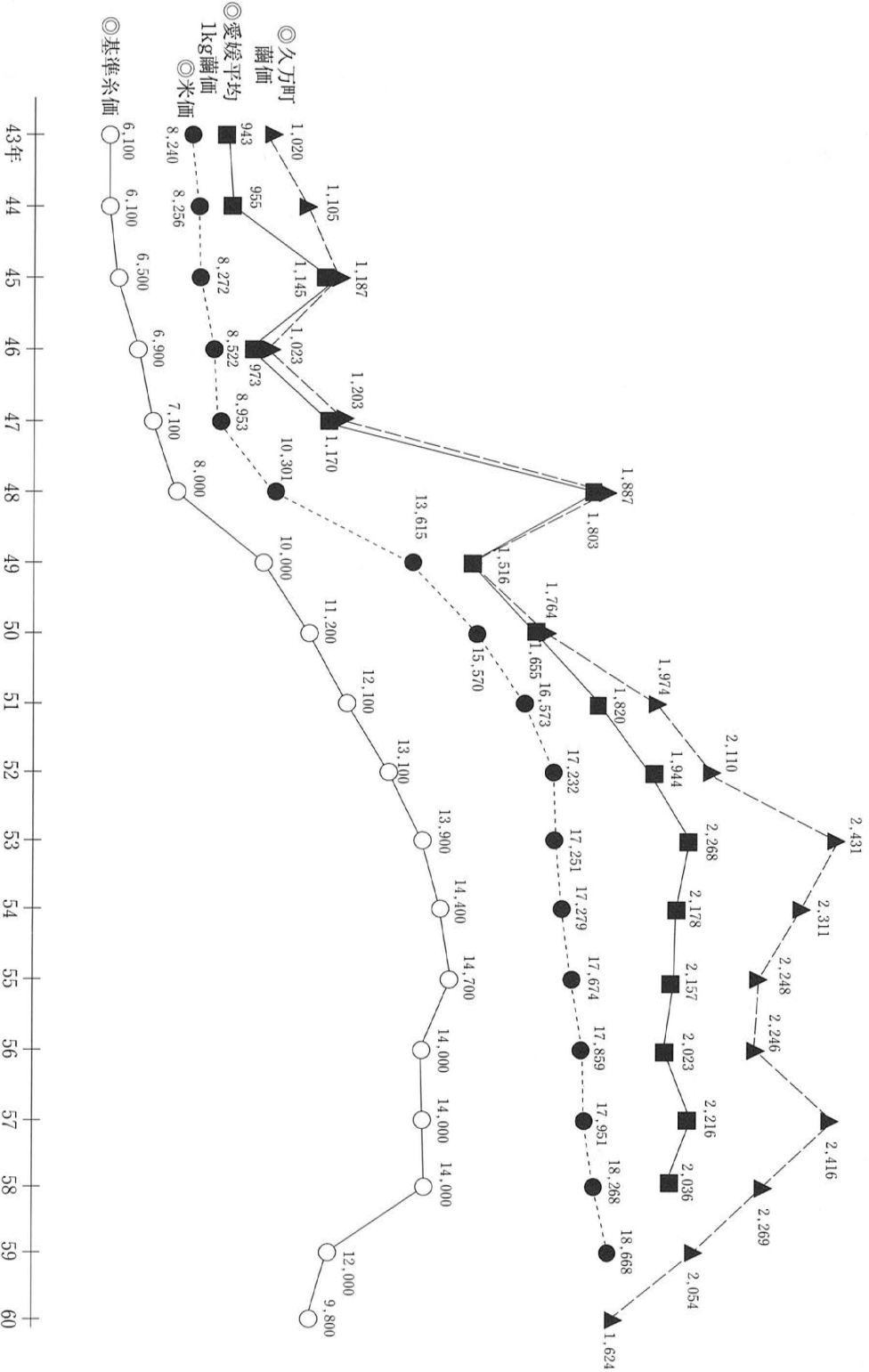
年次	蚕期別	繭 価			集 荷 指 導 費	摘 要	
		最 高	最 低	平 均			
昭和 36年	春	円 677	円 576	円 637	円 銭 11.10	} 全 国	
	初 秋	618	542	590	11.94		
	晩 秋	661	555	611	12.53		
	平 均	586.8	556.7	619	11.14		
	春	601	519	562	9.40		
昭和 37年	初 秋	544	458	514	9.13		
	晩 秋	526	451	490	9.57		
	平 均	557	476	528	9.40		
昭和 42年	春	1,235.44	1,193.75	1,199.15	20.0		久万町
	初 秋			1,210.12			
	晩 秋			1,211.28			
	平 均						

養蚕農家掃立量 (農林業センサス)

年次 地区	昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	掃立 農家数	掃立 卵(箱)数	掃立 農家数	掃立 卵(箱)数	掃立 農家数	掃立 卵(箱)数	掃立 農家数	掃立 卵(箱)数
久万	58	388	53	527	36	1,126	32	781
川瀬	88	601	60	420	46	812	15	242
父二峰	55	402	39	309	23	232	13	280
計	200	1,389	152	1,256	105	2,170	60	1,303

三〇八  
 変、第二次世界大戦による輸出の減少と、食糧の増産に主力を注がなければならなくなつたため減少した。戦後は、わずかに二戸の養蚕家に止まっていたが、近年国民経済の向上にもない、合成繊維にあき、絹本来の需要が伸びたため、久万町においても、昭和四〇年より重点作目の一つとして、農協が中心となり増殖普及に努め、二名由良野に養蚕労力の省力化と他部門に対する労力配分から、稚蚕共同飼育所を設置して、一齢から三齢まで飼育し、以後各農

基準糸価と蘭代金



家に配布飼養を行い、生産された「マユ」はすべて農協内養蚕組合を通じ、製糸会社へと契約売買を行っている。

昭和四五年度は、久万農協が事業主体となって父二峰の由良野に二畝の桑園と稚蚕共同飼育場を、東明神へは壮蚕大型飼育場を設置した。

昭和四八年には直瀬のサラゲ団地に一〇畝の桑園の造成などによって、近代的設備を持つ專業農家の育成など繭生産の改善に大きな指標となった。

昭和五三年三月、近畿、中国、四国地方繭増産推進協議会主催により、生産性の向上と養蚕所得の増大を目的とする第一一回繭生産性コンクール（組合の部）で最優秀となり、久万農協養蚕部久万支部（支部長小西忠利）が見事「農林大臣賞」を受賞した。審査の対象は、養蚕部組織活動が活発であり、収益が増大し、一戸当たり五五疋、繭量産五六キログラムと経営規模が拡大され、桑園管理が行き届いており一〇疋当たり一一九キログラムの収繭量と向上していることなどが高く評価されたものである。

また、愛媛県養蚕率経営競技会（県、県蚕糸農協連、愛媛新聞社共催）が毎年開かれ、全国的にも名高い「伊予生糸」を守り、養蚕農家の表彰等を行い意欲高揚を図っているが、久万農協養蚕部の中でも養蚕農家の

昭和62、63年 久万町全蚕養蚕実績

項目		年次	62 年	63 年
掃立箱数	春 蚕		160( 5)	130( 5)
	夏 蚕		123( 1)	100
	初 秋 蚕		103	78
	晩 秋 蚕		166( 5)	114( 5)
	晩々秋蚕		113	63
	計		665(11)	485(10)
	前年実績		669(16)	665(11)
(箱)	前年比		99.4	72.9
繭生産量	蚕期別	春 蚕	5,815	4,600
		夏 蚕	3,931	3,493
		初秋蚕		2,564
		晩秋蚕	5,699	3,649
		晩々秋	3,869	1,992
	種類別	上 繭	18,599	15,456
		種 繭	293	248
		玉 繭	75	102
		屑 繭	347	492
	計		19,314	16,298
前年実績		24,687	19,314	
差引増減		- 5,373	- 3,016	
(kg)	前年比		78.2	84.4
桑園面積 a		2,891	2,526	
飼育戸数 戸		30( 2)	23( 2)	
生産性	箱 当 り		29.0	33.6
	10 a 当 り		66.8	64.5
(kg)	1 戸 当 り		643.8	708.6

多い、桑園面積の多い久万、明神、直瀬の支部では団体賞、個人賞を受けてこられた。

○中予稚蚕共同飼育所

養蚕の合理化と生産コストの低減をはかるために上浮穴郡五か町村、川内町、重信町、広田村の八か町村、五農協では、愛媛県中予蚕業技術指導所の指導も受けながら中予蚕業振興協議会（会長河野 修久万町長）を組織し、人工飼料育による「中予



久万町下野尻の中予稚蚕共同飼育所





みつまたの皮はぎ

戸時代宝暦年間  
(一七五一年ごろ)  
豊富な水と自生  
するコウゾでだれ  
かが紙を、「スキ」  
はじめたのが起  
こりと伝えられ  
る。

当時各藩は競って紙の専売制をしき、利潤の大半を吸い上げるきびしい統制をとった。

松山藩では、久万山の農民三〇〇〇人が藩の紙方新法に反対して大洲領に逃散する事件も起きた。

これによると、旧大洲藩に属していた父二峰などは早くからミツマタの植栽がなされていたのではないかと考えられる。当地方に本格的栽培が奨励されたのは明治二〇年からであり、主に父二峰地区は、黒皮、直瀬地区は白皮が生産されていた。ミツマタは、植付後三年目から生育のよいものを切り取り、収穫時期は秋の落葉

みつまた生産量 (久万町)

年度	生産量	黒皮10K当たり
	kg	(5月)
41	14,400	1,093
40	9,225	1,150
39	13,250	1,200
38	11,500	1,093
37	16,500	1,040
36	17,413	
35	13,313	
34	42,619	
33	29,288	
32	40,125	

栽培面積 19ha } 41年  
平均10a当り 75kg

より翌年萌芽までの間で、刈り取られたミツマタは、周囲三尺余の大きさに束ね桶に入れてむす。二時間内外で取り出して皮をはぐ。これを生皮といい、乾燥したものが黒皮である。黒皮の表皮を削り取ったものが白皮である。ミツマタは楮こぞとともに我が国独特の製紙原料で、その繊維は楮にくらべ短いのが、繊細で光沢があり、局納ミツマタとしての造幣局用と、一般需用とに分けられている。

ミツマタの販売については、製紙会社より地方の仲買人に需用確保を依頼、更に仲買人は買手を雇い生産者より買い取りを行っていた。

また、造幣局に納入されるミツマタも指定業者において納入されており、農家手取りは仲買人の利潤より少なかった。そこで、生産者は、直接納入を要望した。昭和八年、造幣局購入の紙幣原料として、局納ミツマタの制度が行われるようになり、農家手取りもふえたのである。現在は植林熱の高まりにより植栽は漸次減り、残り株の萌芽による一部生産しか見られない。

明治	昭和	昭和	昭和	4
二年	二八年	三〇年	三三年	木
白皮ミツマタ	白皮ミツマタ	白皮ミツマタ	白皮ミツマタ	炭
一〇貫当たり価格	一〇貫当たり価格	一〇貫当たり価格	一〇貫当たり価格	
一円	二円三三銭	六円	一万三千円	
			五千円	

久万町の山林は全面積の八九%を占めている。そのため、木炭の生産は山林王国にふさわしく、一時は一五〜一六万俵の木炭を、松山はじめ、阪神方面に出荷していた。





炭がまづくり



すみがま



木炭の出荷はトラックで（昭和43年7月）

木炭の製法は、使用目的及び原木により相違するが、大別して白炭と黒炭に分かれ、築窯法による黒炭の生産が主をなし、農家の副業として生産されていた。炭窯は、山地内に土練で築かれ、炭材は秋から冬にかけて伐採し、適当な長さに玉切りをした材を、構築された窯に詰め込み、一〇日〜一五日くらいかけて加熱し、二〜三日くらいで炭化（詰込木が蒸焼の状態）させ、さらに精練消化（蒸消し）をして出炭する。それを六磅ぐらいに玉切りし、俵（カヤで編んだもの）または紙袋に、一五キログラム〜二〇キログラム入れたものを、農協または商人の手を通じ松山・阪神方面の卸商に売り渡していた。

ただし、木炭検査制度ができる以前は、一俵の重量も五貫〜七貫ぐらゐのものであった。この俵を久万に集荷し、商人の手を通じ、松山の消

木炭生産量（15kg俵）

年次	生産量 俵
昭和30年	149,085
31	169,322
32	193,568
33	171,173
34	151,814
35	144,141
36	101,348
37	66,141
38	71,544
39	48,069
40	23,775
41	44,577
42	26,440

費地に運搬していた。

木炭の生産は、昭和三二年をピークに、植林熱の高揚と原木不足及び国民経済の向上に伴う科学の進歩により、化学燃料が普及し、昭和四二年は一五キログラム俵で年二万六〇〇〇俵の生産量となった。その後も生産量

黒炭価格 (15kg)

年度	クヌギ切丸	クヌギ切級1	クヌギ切級2	ナラ切級1	ナラ切級2	ザツ切級1	ザツ切級2
	円	円	円	円	円	円	円
36年	510	490	430	485	425	470	420
37	590	560	510	460	380	450	375
38	605	565	490	465	425	455	415
39	555	515	415	385	340	380	335
40	450	400	280	335	285	325	280
41	530	490	410	440	400	440	400
42	630	590	540	570	520	560	510

は減少し続け、昭和四五年以降は、ほとんど燃料としての販売はなくなったが、自家用としての木炭は、少量ながら消費もあり、久万町内でも数軒の木炭生産者が残っている。

昭和五二年から、久万高原ふるさと旅行村では、自家用炭火料理用として、また、都市消費者のお茶炭用としての需要に応えるために、一回の生産量三〇俵余の炭焼窯があり、二か月に一回位の割合で窯出ししている。

### 5 葉たばこ

昭和二八年ごろより、葉たばこの耕作が始められ、昭和二九年には二〇町歩の作付けが専売公社から認められた。たばこは専売品であるところから、栽培農家も慎重

に取扱い、嚴重な指導で進められた。

耕作面積も最初は一戸平均一〇㌥程度であったが、最近では一戸一〇〇㌥以上の耕作者もある。

たばこ耕作は、農産物の輸入自由化が強まる一方、葉たばこの過剰在



葉たばこ畑

庫が一・二・三か月分という畝しい状況に加えて耕作者の高齢化による廃作者が年々増加している。

たばこ農家が生き残るために一段と足腰の強い産地づくりを目ざすとともに、外国製品に負けない高品質でコストの低いたばこづくりが課題となってきた。

昭和五九年には、質の高い葉たばこづくりのために堆肥センターが必要となり、町において堆肥センター敷地を久万町下畑野川乙九七四番地に借地した。その時のたばこ農家四六戸、耕作面積は三九六三㌥であった。

施設は堆肥舎一九九平方㌥、作業場、倉庫で七四、堆肥盤(コンクリート)三〇一、材料置場五一三平方㌥のものであった。総事業費三八六八万八〇〇〇円うち公社助成一四二万五〇〇〇円、町補助八六一万二〇〇〇円、農協補助一九〇万六〇〇〇円、農家負担七六八万三〇〇〇円、借入金、その他で六二六万二〇〇〇円であった。

耕作農家は、その後も減少し、共同乾燥による合理化対策の必要に迫られ、昭和六二年には葉たばこ大型乾燥施設を建設することになった。

久万町タバコ耕作動向

年度	戸数	面積	生産量	金額	反当収入
		アール	kg	円	円
28	130	1,386.6	20,042.5	6,354,879	45,830.65
29	146	2,295.6	35,030.5	11,490,290	50,053.50
30	166	2,936.4	67,796.0	20,523,405	69,893.09
31	171	3,182.0	63,999.3	19,924,590	62,616.56
32	188	2,922.2	55,022	14,572,410	49,867
33	164	2,750.0	62,613	17,395,380	63,255
34	148	2,465.7	46,394	13,513,310	54,805
35	110	2,121.0	43,979	13,778,515	64,962
36	108	1,980.0	40,042	13,260,685	66,973
37	116	2,550.5	56,700	21,350,185	83,709
38	117	2,901.8	59,448.5	18,433,880	63,525
39	122	3,771.4	103,774	38,505,290	102,098
40	134	4,080.0	96,574.5	41,587,525	101,930
41	133	4,461.5	99,841.0	53,539,235	120,002
42	139	5,324.8	133,438.0	71,377,460	134,047

その年の耕作者は三三戸、耕作面積は二二七二アで久万町と美川村の  
 耕作者が共同で建設するものであった。

乾燥施設の規模は、乾燥室九室、一七八、作業場一棟二一一、管理室  
 一室二七平方アのものであった。

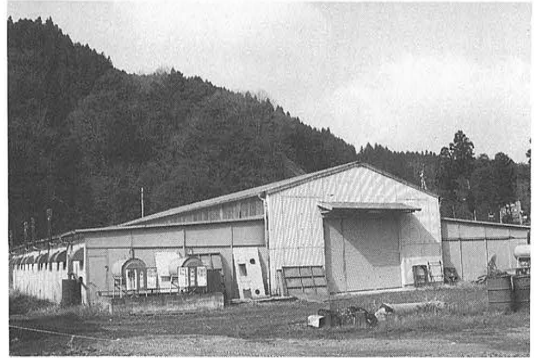
この施設建設の総事業費は五〇九〇万二〇〇〇円であったが、日本た  
 ばこ産業株式会社補助が二分の一の二五四万一〇〇〇円、耕作面積に  
 応じて久万町、美川村が五〇九万円を補助したが、受益者久万町一七戸、  
 美川村一五戸も一五二万七〇〇〇円を負担した。昭和六二年六月末に

久万町たばこ耕作状況

年次 区分	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53
ha 耕作面積	67 (275)	68 (26)	67 (244)	70 (225)	62 (189)	57 (177)	52 (184)	53 (171)	54 (171)	52 (164)
t 生産量	163	139	116	138	170	162	145	142	154	140

年次 区分	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
ha 耕作面積	51 (160)	49 (152)	49 (147)	46 (135)	46 (138)	46 (138)	40 (124)	39 (124)	31 (105)	30 (104)
t 生産量	136	128	125	125	300 (1631)	257 (1618)	270 (1440)	190 (1377)	977 (2050)	1,110 (2,345)

(郡)



久万たばこ乾燥場

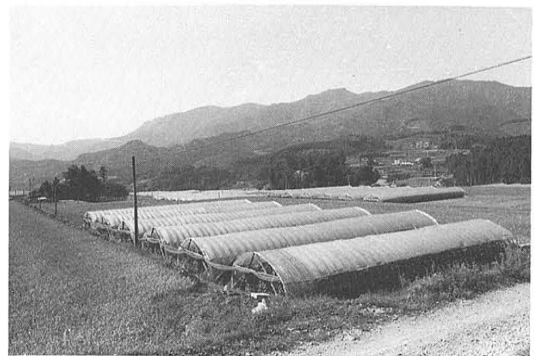
は完成し、その年の葉たばこ乾燥が終了した一〇月二七日に関係者が集い落成を祝った。

葉たばこは昭和二八年ごろから耕作が始まったが、その後三〇有余年に亘って換金作物の有望株であった。現在では耕作農家は減少したが上浮穴でも大規模農家があり、耕作総面積は現状維持で推移している。

### 6 高原野菜

久万町は、四国山地の西部に位置し、標高四〇〇から八〇〇呎の高原にあり、年間平均気温は、一・四度と夏は冷涼な気象条件である。

昭和三二年に販売を目的とした夏秋トマト（品種は古谷早生）を導入した。昭和三六年の栽培面積は六畝であったが、畑地、しかも露地栽培ということもあって、疫病や夜蛾の多発や台風の影響によって収量が伸びず、昭和三九年には一畝に激減し特産作目としての定着は望めなかった。昭和四二年には愛媛県農試久万試験地に営農実証圃を設置して、四二年から四六年の期間に、トマト、ほうれん草、人参等の栽培検討を行った結果適地性、収益性、市場性等からトマトは有望品目であることが実証された。そのほかの野菜についても夏秋ものが増反傾向にある。



水田に並ぶトマト雨除ハウス

ア トマト

昭和四五年に米の生産調整による転作推進作目としてトマト栽培に着手し、農業改良普及所と久万農協、行政が一体となって生産技術、流通の指導体制を整えるために技術者会議を設けるとともに、産地育成の規模や技術、市場対策について検討を繰返し、昭和四六年一月に五地区で栽培農家一九八戸、栽培面積一〇畝のトマト産地がうぶ声をあげた。同時に久万農協にトマト生産者部会（部長稲田實）が発足した。

水田の圃場整備に取りかかって四、五年を経過した時期でもあり、また、米の過剰傾向による生産調整という、かつて経験したことのない試練に直面したわけであるが、トマトの生産については、農協が中心となって、水田利用を推奨し、計画的生産と流通対策を講じてきた。昭和四六年三月には、下畑野川に共同育苗ハウス二棟を建て、四月から共同育苗を開始した。

昭和四七年からの品種を「強力東光」とした。昭和四八年八月には「久万高原トマト」京阪神市場で一位となり、販売高も順調に伸びすこどができ、四九年一月には二億円を突破し、生産者にはずみがついて、

高原特産物としての銘柄を築いてきた。しかし、トマトなど野菜は、価格変動が激しく不安定要素が多い。従って四七年には集団産地としての県の産地指定を受け、更に五三年六月には国の指定を受け、価格の最低補償を確保するとともに、価格安定制度の適用を受けることになった。

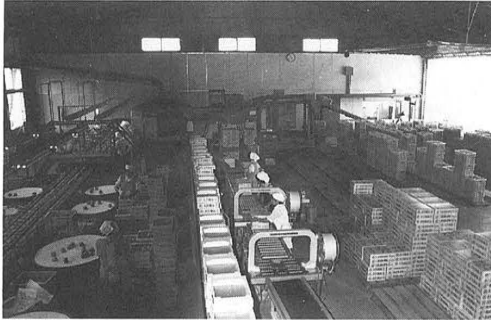
昭和五四年六、七月の集中豪雨（四日間に約四〇〇ミリ）によって出荷減少、軟果が問題となった。一月には品種をサターンに決定し、台木をPFNに更新した。

五四年から一〇三月の農閑期を利用して高原野菜婦人大学を開き、栽培技術や流通等について研修を深めてきた。

すでに五二年頃から雨除ハウスによる試験栽培を行っていたが、五五年頃から雨除パイプハウスに切替えて水田にトマト栽培を行うようになり、五六年からは雨除裁



久万農協トマト選果場



トマト選果場内部

培が主体となった。

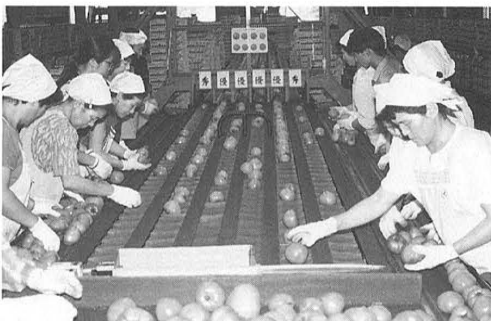
五六年には、菅生に転作促進対策事業で、鉄筋スレート葺き平屋建て八七七平方呎、処理能力一日八〇〇〇ケースのトマト選果場が、建物・選果機を含めて総事業費八四五〇万円で、一二月一四日に竣工した。

トマト生産者や指導技術者は盛んに先進生産地調査や市場調査を行い品質の向上と市場ニーズの把握に努めてきた。町行政からも職員を農協に派遣して、農協職員とのチームによる市場調査、流通対策に力を入れてきた。

五七年には完熟トマトの試験出荷に取り組み、五八年三月共同育苗施設を直瀬に移転した。県補助等を受け、全面積が雨除ハウス栽培となり、秀品率も上り、京阪神市場で品質が評価され、五八年一二月三日には販売額四億円突破記念大会を開催し、生産者、市場、



トマト販売4億円突破記念大会（昭和58年12月3日）



増設後の選果場

農協、県、町村関係者が新たな目標を誓い合った。

完熟トマトに本格的に取り組むこととなり、畑野川地区などを完熟圏に定めて、桃太郎、瑞栄などの品種試験も行い、六〇年度から全面積「桃太郎」に品種更新することになった。

六〇年一月には販売額六億円を突破したが、生産量の伸びによって、現在の選果場では最大出荷時の処理が困難となったため、予冷庫を一棟新設し、更に、六二年度には、一日の選果処理能力を四〇〇〇ケースアップし、一日一万二〇〇〇ケース処理の出来る施設二五五平方メートルに選果レーンを四列から六列に増設し総事業費五〇〇〇万円となった。

昭和六一年一月には、トマト生産開始一五周年となり、記念大会が開催された。

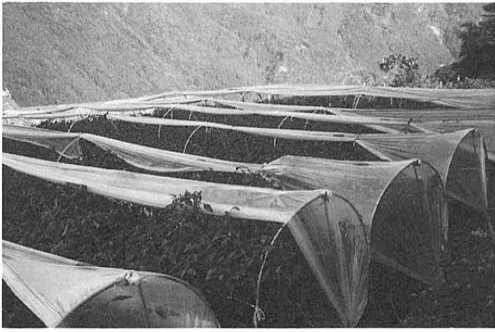
葉たばこ耕作者がトマト栽培に転換するケースもあり、トマト農家は若干増加の傾向にある。

手軽さもあり、消費者ニーズに合った「ミニトマト」も栽培が続けられている。

ここまで育ってきた、伝統銘柄産地の④高原トマトを桃太郎戦争、品質戦争といわれる産地競争から守るために産地の防衛策から積極的な挑戦策を構築する必要がある、天候に左右されない、消費者ニーズにマッチしたトマトづくりとトマト生産者組織の拡充とチームワークを強化し高品質、高い鮮度のトマト生産への努力が一層求められることになるだろう。

イ ピーマン

久万高原の夏秋野菜としてピーマンを重点振興野菜に指定し、推奨し



ビニールハウスによるピーマン栽培

て生産拡大をはかってきたのは昭和六〇年からである。それまでも生産、販売されていたが量はあまり多くはなかった。

夏秋ピーマンは、軽量であるため、農業従事者が高齢化、婦人化するなかで順調に栽培面積を増しており、冷涼な気象を活かして高品質が評価され、農家所得の柱として大きなウエイトを占めるようになった。しかし手詰になるとこ



ピーマン選別機による作業

ピーマンの作付、生産状況

年度	59	60	61	62	63
面積	4 (6)	5 (7)	9 (11)	8 (12)	8 (11)
生産量	170 (228)	215 (279)	451 (589)	389 (562)	324 (468)

(郡)

ろの選果に手を取られ、栽培面積にも限度があるところからピーマン選果機を導入することになった。

第三期山村振興対策事業で、ピーマン選別機及び包装機を総事業費三五〇〇万円で設置した。

久万高原のピーマンは、㊤「緑ピーマン」として四国内市場、阪神市場へ本格的に出荷を開始し、夏秋ピーマン産地として定着したのは昭和最後の年である。なお、平成には久万農協全支所での栽培が開始される見通しであり、国の野菜産地指定が受けられる面積拡大も明るい展望が開けるものとなる。

昭和五九年からの品種は「京みどり」、一年からは「京波」を選定しているが果形、果色、色つやともに市場人気が高い。

販売高では、昭和六三年度実績八七六五万円に伸びた。

選果機のフル活用によって今後生産量も増えてくる見込みである。

ウ 大 根

昭和二五年頃から畑野川地区では「みのわせ大根」を、農協が漬物用として栽培を始めたのが最初である。その後、漬物用としてよ

大根の生産状況

年度 区分	35	40	45	50	55	60	61	62	63
ha 作付面積	28	15	15	50	116	97	97	96	100
t 生産量	68	36	330	2,130	3,910	2,950	2,840	3,000	3,030

り生大根としての生産が盛んとなり、高知市場や松山市場へ出荷しているが、生産が個々のものであるため、個々に選果し包装したものを農協の系統と個人の二通りの出荷が行われている。

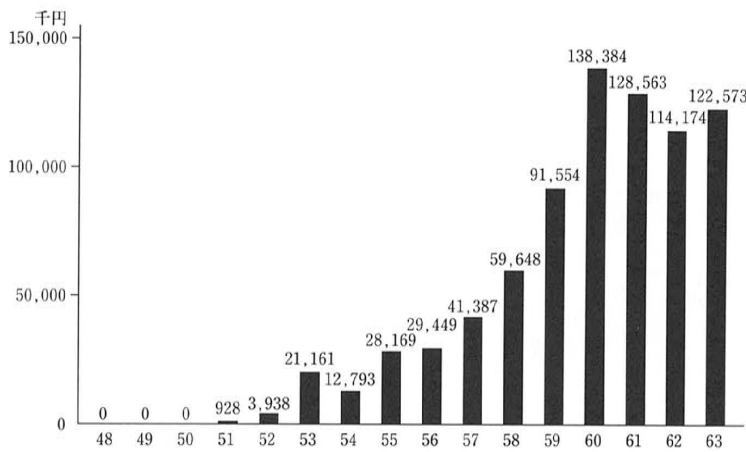
生大根は、新鮮さ、肉質の軟かさ、甘さなどが品質の良し悪しを決めることになるが、天候が出荷量に影響し、価格変動がきわめて激しいため、その対策としての価格安定をはかるために昭和六一年二月国の産地指定を受けることになった。

大根は、特に産地間競争が激しくて、銘柄産地及び振興産地を含めて日進月歩の動きがある。

久万町では畑野川、直瀬は団地を中心として生産拡大がはかられている。その他明神、父二峰地区においても生産、販売が行われている。

大根は、連作障害が問題であるといわれ、土づくりやローテー

大根の年次別販売推移（単位千円）





高校生の体験で大根洗いの風景

シヨンによる輪作体系を確立し、土地の老化現象を回避しなければならぬ技術研究が必要となってくる。

今後、久万高原の夏秋大根の生産、出荷を安定的にするには、個選共販体制の充実と栽培流通面の研究を重ね、販売エリアにおける市場、消費者ニーズに対応できる、安全で高品質の品物を安定的に供給できる産地形成に努めることが課題となる

エ キャベツ

キャベツの栽培は、昭和三〇年ごろから始まり、久万地方の農家が取り組みやすい品目であったため代表的な野菜として定着し、県内市場、高知市場を中心に出荷されてきた。

一時栽培面積が減少した時期もあったが、地域の特産野菜づくりに農協が積極的に推進をはかったことと、水田の高度利用の面から面積も拡大して、七月から一〇月出荷の夏秋キャベツ産地となった。

昭和五七年二月には、国の指定産地となり、価格補償が受けられることになり、栽培面積は徐々に増える見込みがもたれている。

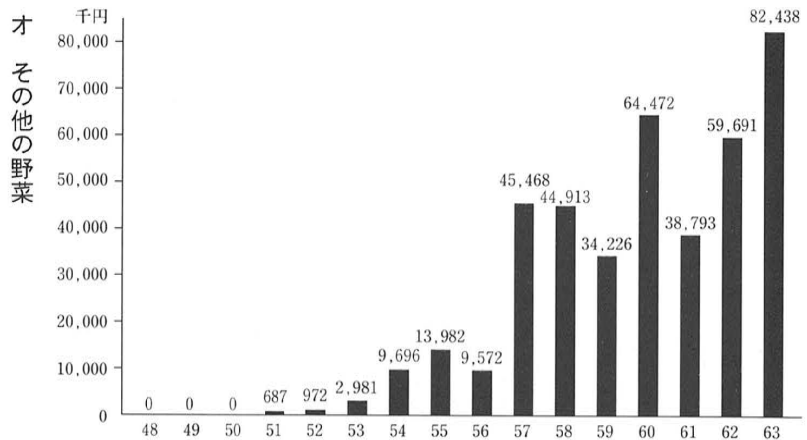
キャベツの作付、生産量

年度 区分	35	40	45	50	55	60	61	62	63
作付面積 (ha)	0.9	0.9	3	27	27	23	28	29	30
生産量 (t)	2.5	3	23	810	667	694	816	907	1,050

している。

トウモロコシは、戦前、戦後の畑作目の主要作物として栽培されてい

キャベツの年次別推移 (単位千円)



オ その他の野菜

ほうれん草は、昭和五三年度より、県の産地指定を受け、集団化と計画栽培への技術指導を行ってきたが五五年をピークにして減少



その他の野菜の推移

年度 区分		53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
ほうれん草	作付面積	ha 6	13	19	21	21	17	12	11	9	8	8
	生産量	t 78	174	201	166	150	128	82	81	68	60	60
トウモロコシ	作付面積	ha 25	30	42	47	52	53	60	43	59	65	66
	生産量	t 138	165	227	263	286	265	336	241	338	360	376
白菜	作付面積	ha 7	8	8	7	7	7	5	5	5	5	5
	生産量	t 189	250	192	175	159	132	119	113	123	128	115

たが、牛馬の飼育の減少で一時減反となった。最近では、青トウモロコシを焼いたり蒸したりして食べる人が増え、もぎとり用として栽培面積がふえてきた。

白菜の栽培面積、生産量は、昭和五四年をピークに減少傾向にある。

馬鈴薯は、昭和四〇年を峠に減少し続けている。久万町の野菜生

馬鈴薯の作付、生産量

年度	作付面積 (ha)	生産量 (t)
35	75	1,248
40	84	1,194
45	42	474
50	20	326
55	18	205
60	18	160
61	16	270
62	15	261
63	15	161

7 果 樹

果樹のうち栗は、父二峰地区を中心にして、昭和四三年ごろより植栽を始め、昭和四五年には六〇畝とその増反は目ざましいものであった。そして愛媛県栗振興対策協議会の主催する栗立木品評会において四九年、五〇年、五一年と連続三回一位を占めている。それまでも四六年、四七年、四八年の三年連続三位となっており、他の栗産地をおさえての入賞は、久万町の傾斜地を上手に利用した産物として大きな期待が寄せられた。

その後、栗タマ等の管理、若苗の改植などが不十分な小規模栽培者の減反などによって、六〇年まで増えてきた栽培面積も、その後減少することになった。

産の今後の方向として、みつば、ブロッコリー、サラダナ、セリ、いんげんなどの軽量野菜への分担した取り組みも視野に入れる必要がある。



トウモロコシ狩りの風景

久万町の果樹生産状況

区分		年度	35	40	45	50	55	60	61	62	63
栗	面積	2ha	6	60	63	69	68	67	66	66	66
	生産量	3t	8	55	108	86	150	125	106	68	68
リンゴ	面積	-ha	-	0	0	0	7	7	10	11	11
	生産量	-t	-	1	1	3	68	71	78	93	93
梅	面積	-ha	-	3	5	5	4	4	4	4	4
	生産量	-t	-	12	16	8	8	8	6	7	7
柿	面積	-ha	-	7	2	2	2	1	1	1	1
	生産量	-t	-	14	30	22	46	21	14	20	20
梨	面積	-ha	-	-	-	0	0	0	0	1	1
	生産量	-t	-	-	-	6	8	8	7	8	8

リンゴは、昭和四五年ごろから一畝未満ではあるが栽培が行われることになり、農業構造改善事業による植栽のほか、個人でも観光りんごを目標に栽培面積も徐々に増えてきた。六三年度には久万町の総面積は一一畝となった。

観光りんご園は、畑野川の四園のほか二園でも運営しており、秋の味覚を楽しむ人たちで賑っている。二〇種類がある。

梅の栽培も、昔から自家用として育ててきたものが多く、販売も町内消費に個人的に対応するくらいである。

梅の加工について



観光りんご園

も、自家消費程度となっている。

柿も、大規模な栽培者はなくて、自家用のほかは農協等を通して市場へ出荷するくらいでその量はあまり多くはない。

梨の栽培は、五〇年代中ごろから本格的に始められたが、観光梨園としては一戸で、その他は自家用程度と思われる。

果樹として、販売額を伸ばすのは観光園が有望といえる。

## 五畜産

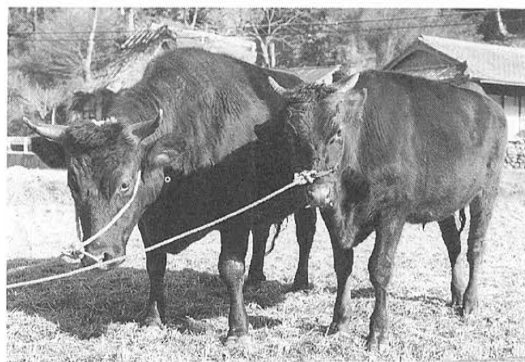
### 1 牛

#### ア 和 牛（黒毛和種）

久万町の和牛飼育頭数は、昭和二九年が最高で約一三〇〇頭、農家一・五戸に一頭の割合で飼育されていたが、時代の変遷によって漸減の傾向を示しはじめ、一〇年後の三九年には半数に近い七四〇頭になっている。

これは、その時代によって、牛の農家に果たす役割が変わっているからである。

農家の飼育目的は、時代によってちがいが、明治の中ごろまでは農耕に



和牛

使役することと、厩肥を取って作物の肥料にすること以外には用途を知らなかったが、明治の中期以後は肉用としても考えられるようになった。

肉の需要と、その経済性は高く、特に昭和三〇年ごろからは、農耕機具等の普及によって役牛としての意味がなくなり、肉用牛として考えられるようになった。

久万町では、いつごろから黒

牛が飼育され、どういう形で現在に至ったかについては、「久万山手鑑」の記録によると、寛保元年（一七四一）の久万地方の牛馬の飼育数、東明神牛一頭・馬一三〇頭・西明神牛八頭・馬四三頭・入野牛四頭・馬二五頭・久万町村牛四頭・馬六六頭・野尻牛六頭・馬三〇頭・下畑野川牛二〇頭・馬五五頭・上畑野川牛一五頭・馬五〇頭・直瀬牛五八頭・馬九二頭（下野尻、旧父三峰は大洲藩のため資料なし）となっているように、この時代は、牛が少なく馬が主であり、農耕・交通・運輸・全般に主要な役割を果たしていた。

その後において、徐々に牛が飼育されるようになり、農耕になくはならないものになっていったが、数はなかなかふえなかったようである。それは牛の繁殖率が低く、牛の絶対数が少ない上に、牛を買うだけの経



和種黒牛での水田起耕

済的ゆとりがなかったこと、農家の中にも格差があって、本門といわれる家ではいつでも買うことができたが、新門とか無縁とかいわれる農家では、勝手に買い入れることはできなかったようである。

また、牛は一切肉用に使用せず、もし殺生をした者は神の怒りにふれるとおそれられ、村人から、「のけ者」にされる風習が明治の初期まで続いていた。

これは、宗教的なものと江戸時代の「畜牛殺生禁止令」が尾を引いていたようである。

しかし、日清戦争をさかいに、牛はいくらでも手に入るようになり、あわせて道路の開通などから交通輸送は駄載から車両に移り、久万、明神、菅生では牛車を使用する者もできてきた。

明治三八年ごろ、日露戦争から帰った人たちによって、牛肉が美味であることを教えられ、役肉両用に飼育されるようになった。

明治四三年に作られた上浮穴郡の郷土誌の中に、父三峰村の家畜数が記されているが、その中に牛一三〇頭、馬一五三頭、牛車一〇台とある。また、明神村では牛八五頭、馬一一八頭、預かり牛一一〇頭とあるように農耕運搬、肉用として利用され、農家の副収入の役割を大きく果たす

ようになった。

大正二年には、上浮穴郡畜産組合が設立され、優良品種の導入、畜舎の改良、牛の去勢等がはじめられた。入手も、従来家畜商人の手によって行われていた庭先取り引きから、市場取引きが変わっていった。

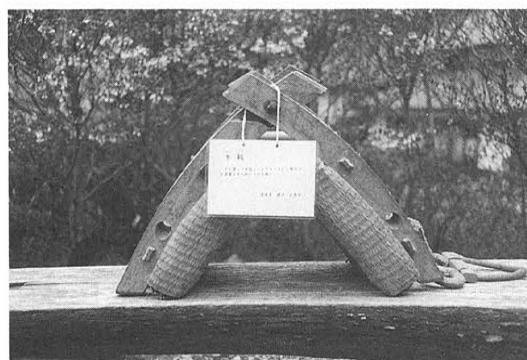
久万町で去勢が行われるようになったのは大正三年で、当時の畜産技師門田文二郎によって始められた。また下直瀬には、

面河・川瀬・仕七川・弘形の四か村によって雇い入れられていた畜産技師の駐在所が昭和二〇年まであり、その当時の安部久一技師によって始められた焼付殺菌法は農家の人たちによるこぼれた。

去勢は雄を中性化させることであるが、このことによって、野生化をふせぎ飼育をしやすくする上に、肉質をよくすることができるので、種牛以外は、ほとんど生後一年から二年の間に行われるようになった。

大正七年には、政府が第一回の有畜農家を奨励したけれども、牛馬一頭ずつを飼育する農家はまだまだ少なく、いずれか一頭を飼育する農家が多かった。

この当時の牛馬の価格は記録にないので正確ではないが、小牛が米五く六俵くらいだったといわれている。



牛のくら（牛を水田耕耘に使用する時の引きぐら）

昭和七年ごろ、第二回の有畜農家奨励が行われたが、じゅうぶんに目的を達することができなかった。昭和一六年第二次世界大戦が起り、農家経営の中心的な人々が参戦することによって、牛を手ばなす農家が多くなってきた。

終戦後、食糧不足に加えて、牛は占領軍に没収されるとのデマもとび密殺をほしきままにしたため飼育数は激減した。

昭和二三年ごろから、新しく兼業農家がふえはじめ、食糧増産に合わせる役肉牛が必要になり、高知県・広島県及び県内の越智郡あたりからたくさんの和牛が導入されるようになった。昭和五年には、三度有畜農家を奨励して国も県も力を入れはじめ、農協が中心となって資金制度をつくり、久万町の農家も水田が一反（一〇㌥）以上の農家はほとんど飼育するようになった。

昭和二九年、戦前戦後を通じて最高の一三〇〇頭を記録し、農業経営上なくてはならないものになっていった。

その後、時代の進展にともない、農耕、運搬の機械化と化学肥料の発達は、牛の飼育目的を役用から肉食用へとかえていった。

物価の上昇に伴い、昭和三四年ごろに肉牛の上物で一〇万円台となり、農協も積極的に肉牛肥育を各農家に奨励し、畑野川農協では短期若齢肥育を指導、資金や素牛購入、販売まで一手に行い、一く二頭肥育から多頭肥育、專業化まで指導をするようになった。

また、畜産グループをつくり、技術の研究、飼料の共同購入等、專業化して経営が成り立つかどうか等を真剣に研究し、昭和三五年ごろから多頭飼育が試みられ、少ない人で五・六頭、多い人で一五く六頭を飼育

する農家も生まれた。

肉質も久万山牛はよく、「松坂牛」におとらないと折紙がつけられ、昭和四二年には、上物が三〇万円から四〇万円を越える牛も出た。しかし、久万町全体の飼育頭数は六七二頭と少なくなっている。

預り牛 預り牛とは大正の初期をピークとして終戦まであり、二つの形があった。その一つの里牛は、温泉郡や松山の農家から農閑期だけあずかって飼育する方法で、里の田植えあとから麦の蒔付け前までを夏牛として預かり、麦の蒔付けのあとより翌年の田植え前までを冬牛として預かっていた。

この牛の受け渡しは、両方の農家と農家の手によって行われ、三坂峠が交換場所となって、昭和初期まで続いていたが、その後は、野尻市が利用されるようになった。

この里牛のはじまりは明神村で、明治四三年には一一〇頭の里牛があったと記されている。その後、久万、川瀬、父二峰にも広まっていた。一方では、久万の牛も農繁期だけは貸し出して、温泉郡地方の農耕に使役させていたが、数の上ではわずかであった。

預かり牛は、大きな家畜商や精肉業者が農家へ牛を預けて、歩分けて飼育させることで、町外の業者が一〇〇頭ぐらいを明神・久万・父二峰・直瀬あたりに預け、町内の業者数名は、一〇〇頭あまりを野尻・畑野川・久万・直瀬等に預けて飼育させていた。利益は山分け、又は六分を飼育農家、四分を預け主が取るといしくみであった。預け主にとっては、かっこうの利殖法でもあった。

## イ 乳 牛

昭和四年の農業統計調査によると、久万町に二頭の乳牛が飼育され、年間の搾乳量、一二石(約二一・六キロ)、価格は一石、一〇〇円とある。しかし、酪農としては、昭和二七年、畑野川農協が新農村建設の一手がかりとして乳牛を導入したのが初めてで、同二八年には二〇頭の乳牛が飼育されるようになった。

そうして、この酪農を「もうかる農業」として成長させるために、技術指導や研究がかさねられた。その結果畜舎の改良やサイロなども設置されるようになった。

畑地に飼料作物を作ったり、上浮穴の特産ともいわれるトウモロコシや青刈大豆などを利用したりすることによって、自給飼料四・購入飼料六の目算が立った。このように飼料が豊富なのと、夏は涼しいなどの条件に恵まれて、一頭飼育から多頭飼育化へと、畑地の広い開拓地などを中心に拡大していった。

酪農組合も結成され、上野尻に牛乳加工場が設置されて、郡内の生乳は全部集荷・加工されるようになった。

同三五年には、川瀬に九八頭・明神一四頭・父二峰一五頭・小田町八二頭となり、上浮穴郡に二〇〇頭にあまる乳牛が飼育された。

しかし、二〇〇頭の乳牛は、郡内に散在していることや道路の不整備などによる輸送上の問題、過剰設備投資、親牛購入価格の昂騰、自給飼料と濃厚飼料のバランスのくずれなどによって、乳量と乳質の問題も表われ、前途に多難を思わせ、挫折する農家も出て足なみはくずれだした。

それに加えて、昭和三八年の豪雪は酪農に見切りをつけるきっかけとなつてしまった。

豪雪は、二か月あまりも交通をとだえさし、搾乳はしたものの、出荷する車が使用できないため、おいこや、ソリを使って輸送したが、これには限度があり、生乳処理にいきづまってしまった。

そうしているうちに飼料も底をつき、親牛の生命さえあやぶまれる状態を招いた。

このようなことは、農家の酪農意欲を完全に無くしてしまった。

購入する時は高く出さなければならなかった素牛も、手ばなす時には買いたたかれ、その上設備費なども加わつて赤字だけがのこつた農家も多かつた。

久万町では、一時一三〇頭ちかくにもなつていたものが、四〇年には八頭となり、四二年の末には、完全に乳牛の姿が消えてしまった。

#### ウ ア ベ 牛 (褐色和種)

アベ牛は原産が朝鮮であるため、朝鮮牛とも呼ばれている。久万町(上浮穴と考えてよい)では、高知県から改良された品種が導入されたために土佐牛とも呼んでいる。

アベ牛には二種類あつて同じころ導入されたようであるが、久万町で飼育された時期は明らかでない。ただ、高知県で改良された時期が大正の中ごろであるところから、大正の末から昭和のはじめごろと推定される。

朝鮮牛は数も少なく、終戦後間もなく姿を消してしまつたが、広島県や松山で牛車に使役していたものを、明神、久万の人たちがつれて帰り

使役したのが始まりである。この朝鮮牛は、気性が荒く野生化しやすく、人間に危害を加えることがあつたため、だれでもが使いこなすことができず、頭数は限られていた。

この朝鮮牛は、力が駄馬の二倍以上、体重も六〇〇キロ以上あつたので久万と明神では牛車に使ひ、松山通ひをしていた。足はおそいが力が強いのので、たくさんの輸送ができた上に荷いたみもなかつた。

父二峰村の明治四三年調べの郷土誌によると牛車一〇台とあるが、この当時は黒牛であり、その後においてアベ牛に変わったものと思われる。

この朝鮮牛は、地引き(べた引き)という方法で大きな木材搬出作業等に使われていた。この地引きとは駄載することのできない重いものや、長いものを車輛の使用できる所まで搬出することで、悪路でも急傾斜地でも行われ、村で家を建築する時など、なくてはならないものとして重宝がられた。しかし、数の上では、わずかに二、三頭しか地域の中になかつた。肉質はわるい。

高知県から入つた土佐牛は、かるい運搬作業や農耕作業に使用できる上に、肥育が早く、肉質も黒牛よりややおちる程度で、肉用と作業用の両用に普及していった。

土佐牛について、熊本牛(肥後牛)がはいつてきた。褐色がうすく白味がかつていて肥育用として適している。また、広島から入つた安芸朝といて黒味がかつたものがあるが、いずれも肉用牛としている。昭和二九年の調査では、久万地区和牛四二一頭の内、アベ牛七四頭、川瀬地区三一五頭の内一一二頭、父二峰地区二四〇頭の内三一頭となつていて、和牛一〇頭の内二頭がアベ牛ということになる。

上浮穴郡、久万町の肉用牛

年 別	上浮穴郡	久 万 町
昭和44	1,980 頭	810 頭
45	2,060	810
46	1,900	750
47	1,680	740
48	1,470	630
49	1,520	490
50	1,600	451
51	1,620	450
52	1,790	440
53	1,820	450
54	1,530	350
55	1,542	339
56	1,663	380
57	1,549	361
58	1,631	300
59	1,618	257
60	1,410	270
61	1,377	190
62	2,050	977
63	2,345	1,110

注 昭和62年肉用牛センター開業

昭和三四年には、和牛約一〇〇〇頭の内の、褐色牛一六〇頭、昭和四二年には約八〇〇頭の内の一〇〇頭くらいで、全部肉用牛である。

昭和四四年以降の肉用牛飼育頭数の推移を愛媛県統計資料で見ると表のとおりである。

牛が、農耕や運搬の役目を終った昭和四〇年代半ばからは、農家の一頭飼いが減って、家畜を飼育することを業とする家畜農家に移っていった。

年々減少する肉用牛の生産費を増やし、肉用資源の確保を図り、高齢者の生きがい対策も兼ねて「高齢者生きがい対策肉牛飼育事業」が昭和五八年からスタートし、久万町では、昭和五八年に県から二〇〇万円の貸付金と町の一一〇万円を継ぎ足し、三一〇万円の基金を積み立て、生きがい対策牛を導入して、六〇歳以上の意欲のある高齢者に貸し付けた。

生きがい対策牛は、広島、島根方面から子牛を購入して貸し付けるも

のであり、子牛相場によって、貸付牛の頭数に影響することになったが、初年度から八頭を貸し付けてきた。貸付期間は原則二年間、無利子貸付けとしており、高齢者は、販売による間差利益を受け取る仕組みである。

この制度は希望者の増加により昭和六一年から町の継ぎ足し金を二一〇万円とし、合計四一〇万円の基金によって一頭の貸付けを行っている。

## 2 馬 厩 場

歴史の上でも馬の果たした役割は大きく、馬がなくてはならない時代は長かった。

いつごろから久万町に馬が飼育されたかは、記録がないので明らかでないが、元禄四年（一六九一）、「藩より村の庄屋、郷簡等に馬を預けて飼養せしめていた。」と久万山手鑑てがみに記されており、預かった家の名前がこのこっている。これが久万町での一番古い記録である。

この預け馬とは、大名が非常時に備えて豪農や庄屋に飼育させていたもので、このごろ、既に一般農家にも馬は飼育されていたものと推定される。

それから約五〇年後の寛保年間には表にみるように、多数の馬が飼育されていた。

この時、既に農家の半数以上が馬を飼育していたようである。馬は、時代によって多少のちがいはあるが、交通、運輸、通信のすべての部門にわたって、大きな役割をもっていた。

1743年の各村別、牛、馬及び農家戸数

村名	馬	牛	本門農家	無縁農家	全農家数
	頭	頭	戸	戸	戸
東明神	130	11	182	59	241
西明神	43	8	114	15	129
入明野	25	4	59	7	66
久万町村	66	4	121	70	191
野尻生	30	6	73	44	117
菅野川	75	13	171	56	227
上畑野川	50	15	110	30	140
下畑野川	55	20	100	30	130
直瀬	92	58	160	50	210
計	566	139	1,090	361	1,451

注 父二峰は大洲藩のために記録がない。  
寛保年間（1741～1743）

山に搬出されていたのである。

久万までの主な馬道としては、上直瀬からは、古池峠と池ノ古峠、下直瀬からは、古岩屋をとおって閻魔堂、どちらも畑野川へ出る道筋である。畑野川からは、峠御堂を越え菅生山へ出るのが本道、その他に中の村を経て野尻へ出る道と、千本峠をこえる道がある。

二名からは、ヒワダ峠を越えて野尻へ、父の川、露峰は落合へ出て野尻へ、これらはいずれも、けわしい山道であったけれども、幹線馬街道として使用された。

馬を使役して職業とする者を「馬方」、又は「駄賃持ち」といった。

馬が交通運輸の上で大きな役割を果たしたのは、明治の中ごろまでで、三坂新道が開通するまでの時代であった。

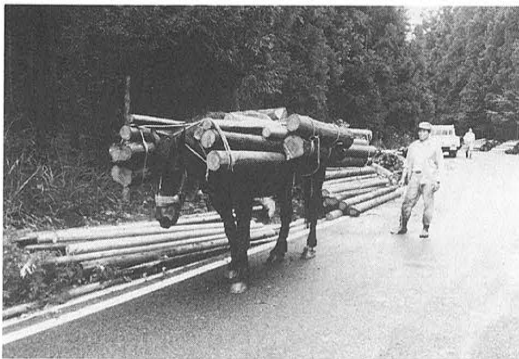
今の旧久万町が宿場町として栄え、川瀬・父二峰はもとより、面河・美川・柳谷で生産された穀類から材木、木炭まで、一度久万町に集積され、そこから三坂を越えて松

このほかに父二峰からは、小田郷に出る下坂場峠と真弓峠、直瀬と畑野川は、松山に通ずる道として白猪の峠・井内峠・上林峠などもあるが、今は車道に改修されたか、又は忘れられた山道として、わずかにあとかたを残すのみとなっている。

当時の馬は現在の馬よりかなり小さく、乃万仔、（またの名を野間馬）と呼ばれ、足はのろいがからだのわりに力が強く、持久力もあって長距離輸送に適していた。

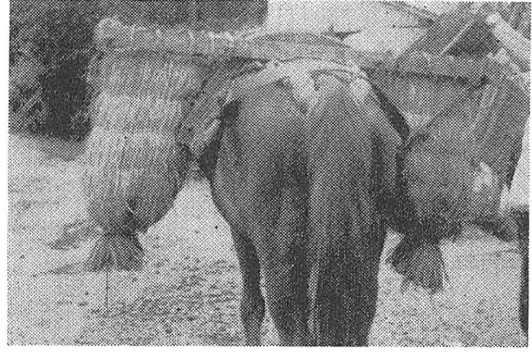
背丈は四尺八寸（約一・五呎）が普通で、米なら二俵を一駄として、畑野川と父二峰は一日二往復、直瀬は一往復を馬の一人役としていた。（当時の米一俵は四斗四升で約六六キログラム）久万からは、三坂峠を越えて森松又は立花まで送っていた。

明治八年ごろ（一七七二）になると、馬の数は多くなり、街道は往来がはげしく、馬の交通事故がよく起こり、それをふせぐために、馬の首に鈴をつけ、（実際には、くぐみにつるしていた）対交馬に、チリンチリン、と合図しながら、馬子唄など歌って往来していた。これは、明治の終わりごろまで続いた。当時の運賃は明らかでないが、久万、松山までの米二俵の送料



馬の背による材木運搬





ハタゴ（土、砂、バラス、等の運搬用）

が、トウキビ一丸（一丸は三斗）が相場とされており、上げ荷の塩とか日用品で約三分の一、合わせてトウキビ四斗分の働きをして、一人前の馬方とされていようである。そのころ、運賃が全部品物で支払われていた訳ではないが、米の価格が物価の基準であり、トウキビが米の半額とされていたから、トウキビの価格で運賃が決められていたであろう。

明治一一年に西明神と入野村で調べた記録によると運賃は左のようになっている。

一里（約四き疋）を単位として

人 七貫目を 平地 七錢五厘 山道 一〇錢

馬 四〇貫を 平地 一〇錢 山道 一六錢

えびす講（馬頼母子）

これは、現在の家畜保険制度をつくるきっかけとなったようであるが、お互いの助け合い精神から生まれた小さな互助会である。

馬の病死、事故死は非常に多く、一度その事故にあうと、自己資金で馬を購入することのできない者が大多数であったので、その人の、その後の生活安定をはかるため考え出された互助会である。この頼母子講は

牛馬だけに限らず、分家や新築、災難にあった時など、親せき縁者友人等で行っていたもので、その時に必要な金額と会員数によって、掛金、回数などを決めていた。だいたい、一人一回の掛金を米二斗から一俵程度、回数は年一回から二回、期間は五年くらいから長くても一〇年までには終わるようにしていた。

この掛金に現物が多かったのは、米麦ならば自家生産物であるから出しやすかったのと、期間が長くなると物価の変動によって、不公平が生じるのをふせいだことなどがあげられる。掛金は、かならずしも現物とは限っておらず、その年の米の価格で行われることもあった。

この馬頼母子だけを、「えびす講」と呼んだのはなぜか、特別な理由も見あたらないが、馬のよい悪いは外見でわかるものではなく、この馬ならよいと思って買った場合でも悪い場合もあり、よいも、悪いも、その人の運しだい（馬は縁起物）として、その人の家に初めて馬がはいる時には、「えびす様のご入来」と喜んだ。

また、馬に生活のすべてをかけて働いていた者が事故に会い、その馬を失って途方にくれている時、仲間たちが相談し合い、会員を作って新しい馬を買う資金を作ってくれた時、その仲間の顔が、えびすさんに見えたとか、そこから「えびす講」と呼ぶようになったと伝えられる。馬仕事は危険で事故が多いため、新しく馬を求めるときには仲間の者が集って、「今度こそ本当のえびすさまが来たから、これでこの家にも福が舞い込むぞ。このえびすさままで難を乗りこえ幸せを運び込め」、とみんなではげまし勇気づけてやった、こういう事などからいつの間にか「えびす講」と呼ばれるようになったようである。

## 亡馬区所

地区のはずれのどこかにならず一か所か二か所は亡馬区所といって死馬をすてる所があった。現在でもその跡には、馬頭様が祭られているはずであるが、耕地や屋敷等に開拓しているところもあって、石の地蔵は他所へ移動されているところもある。

亡馬区所とは、死んだ馬、又は、ころした馬を葬る所であるが、馬が事故で足を折ったり、腰が抜けたりすると、手当てのすべがないから、ころす以外に方法がない。ころした馬は売ることにも食用にすることもできないからすてることになる。すてるとなると大きい物体であるからしまつにこまり、葬るところを定めていたのである。

いまでこそ、馬肉、牛肉ともに高価に取り引きされているが、明治の終わりがごろまでは食用にすることを知らなかったし、もし、勝手に食べたことが解れば罰せられ、仲間からは同等のあつかいをしてもらえなかった。また、牛馬の肉が動物園等に売れるようになって、車がないから遠くへ運搬することができなかった。輸送力もでき、肉が売買できるようになって、病死の牛馬については、警察官立会のもとにすてなければならなかった。このため、亡馬区所の必要は昭和の初めまでであった。

## ちあいとり

これは、いつの時代から行われたかは明らかでないが、昭和二五年ごろまでは、年に一回は、牛馬ともに行われたもので、小集落(組)ごとに「血あい駄場」と呼ばれる野原があった。数本の松の木や、栗の木などで作った柱が立てられていて、常時は人の出入りはなく、淋しい所

とされていた。だが、血あいの日となると、地域内の牛馬は、全部引き出され、獣医や馬喰の手によって、血あいの他に希望者の去勢や爪切り、交換や売買なども行われる年中行事の一つであった。

血あいとは、現在の医学から見ると何の根拠もないのであるが、黒血を取る。とか、悪血をぬく。といって、牛馬の体内から血をぬくことである。血の量は、その牛馬によってちがうが、だいたい一〇〇cc程度・方法は、三丘針(通称馬針、平針)という大きな針で、牛馬の舌、背、尻尾などに針を立て血を出し、そのあとに塩をすり込み摩擦などをする。

この事によって、食欲が出る。水飲みがよくなる。弱々しかったものが元気になる。狂暴なものはおとなしくなる。人間でいえば、お灸と同じようなもので血液の循環をよくするのに役立つくらいのものであった。「気分八分に効能二分」と現在の獣医さんはいっている。だから現在では、定期的に行う所はほとんどなくなっている。

牛馬には、外傷を外羅、肉炎を内羅と呼び医薬品のできるまでは、内羅は針(血あい)にたよる他はなく、風ひき、食欲不振、外傷からの化膿など一切の治療を行っており、現在でも、針と塩こぎは、病状に応じて行われている。

## 馬籍簿

人間の住民登録と同じで、持ち主が変わった場合は届け出をしなければならなかった。この制度は終戦まで続いた。これは戦役に必要なため、役場には、飼馬の産地、年齢、毛色、特色、大きさなどがひとめでわかるような馬籍簿があった。

## 競争馬

久万町には、競争馬を飼育して職業とする人はいなかったが、趣味として数名の人が飼っていた事実はある。

## 草競馬

草競馬が盛況を極めたのは、大正の中期から第二次世界大戦の始まるまでの間であった。終戦後間もなく復活し、三三年ごろまで続いたようであるが馬の減少とともに消えていった。

町内には、四か所の馬場があった。現在では、耕地やグラウンドに変わり、昔の面影はどこにも見あたらない。

明神地区には大字入野鶴の巣に競馬場があった。現在の農業試験場の試験農園になっているところである。これは明治四四年ごろ、地元の人持ち有志によってつくられたものである。

地形は東西に長く、馬走距離二五〇呎をもつ三角形、中に松林があり、県外からの参加もあって、ひところは鶴の巣競馬の名を広めていた。

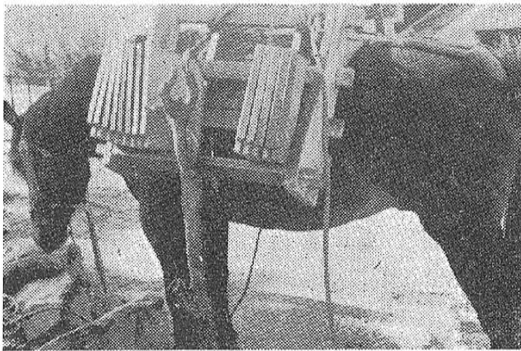
久万地区では、笛ヶ滝公園が長く競馬場として使用されてきた。最初は、池の周囲の土手で行われていたが、そこは危険で本当の競争ができないため奥地の高原を馬場とした。しかし、これは馬場というより馬の鍛練場として使用されたため、競馬場として満足できるものではなかった。昭和二五年、時の久万町商工会が中心となって、その地に新しく競馬場を作ったのである。工費は、一六万五〇〇〇円、町の補助金と有志の寄付金で厩舎から下見場まで造り、金策もさることながら、付属施設まで造る熱の入れようは、当時の競馬に対する人々の関心の深さを物語っている。馬走距離は三二〇呎、卵形の馬場は騎手の技量を必要とし

た。

この競馬場造りに熱を入れたのは、馬持ち連中ではなくて商工会であったが、それは、競馬そのものの振興よりも、地方の人々が集まってくることに視点を置き、商工業の発展をねらったことにほかならない。

畑野川地区では、自然条件を備えた千本ヶ原に約四〇〇呎の円形馬場を持ち、馬つなぎ場、観覧席、松林などがあって千本といえは郡内外に聞こえた名馬場であった。

直瀬地区には、大寄競馬場があり、馬走距離約四〇〇呎、やや丸形であって、ここが勝負のきめどころとなる直線はない。けれども、柵あり、下見櫓あり、だれが見ても競馬場と一目でわかる立派なものであった。中では、鍛練、馬検、受精なども行われ、牧場とも呼ばれていた。現在



馬の荷鞍と石わく

その一部は道路となり、昭和三八年ごろに畑と水田になった。競馬は、毎年春に開かれ、郡内各地から参加し人気を呼んだ。だいたい、競馬は春開かれるものと決まっていたから、百姓仕事は、競馬に始まり秋祭りに終わるといわれたくらいである。長い冬から開放され、春に向かって大きく手足をのばす一日であり、この日をさかいに、田畑の植え付け準備にとりかかる

一日でもあった。だから、競馬に興味のある者はもとより、女や子供まで、のりまきなどをこしらえて集まり、桜の花は咲かなくても、話に花を咲かせたものである。

静かな農村で気性が荒いといわれるのは馬方連中、この日は、その馬方連中のお祭りでもあるのだから、自分の馬はどこへやら、酒瓶片手に豪語する者、やがては、喧嘩もはじまってはじめて本番を見たような気分になるとか、「早くやめろ」と仲裁に入りながら「派手に大きくやりたまえ」と、さすがに競馬会、弥次馬の多いことであった。

これが草競馬のおもしろいところである。多くの人気を集めたが、その雰囲気を知る人も少なくなり、やがて、忘れられていったのである。

### 3 野尻市

野尻市といえ、ひとところ関西一をほこり、春の野上げ市と秋の大都市は、出頭数一、二〇〇頭をかぞえる盛況であった。この大都市には、近県の業者はもとより、遠くは、大阪京都より精肉業者が、広島からは、仔牛業者がおとずれ、久万の町は人と牛馬で戦場のような数日が続いたものである。この人出をあてこんで、見世物や香具師かぐしが店を張り、地元の者は、それぞれ、家は宿屋に、耕地は牛馬のつなぎ場にかえ、草を刈ってハミ（飼料）を売る者、ワラわらぐつを作って売るなどして農家の副収入とした。野尻の発展も市場を中心になされたといえる。

では、このような家畜市場がいつごろから、どういう形でつくられていったかということについて、古い人たちの話や文献を総合すると次のようである。

野尻市場は、高野幸治の努力によって開設され現在に至っているが、

開設当時の享保年間から明治の中ごろまでは馬ばかりで、その馬も野間馬（乃万馬）といって五尺（一丈五〇寸）たらずの小さい馬であった。当時は、農耕に利用する者は少なく、馬をつかって職業とする人たちがばかりであったから、その売買にも底知れないきびしさがあったようである。

そうした所から、馬の売買、

交換を職業とする博勞（馬喰ま

たは馬苦勞とも書く）なる者がおり、一定の区域内（縄張り）をほとんど自由にしていた。そんなところから、多くの中から自由に選べる「市」というものに人気があったのである。だが最初は、博勞仲間と、馬功者、といわれる者だけの「市」にすぎず、一般の者は、なかなか利用することができなかった。

それでも、回を重ねるごとに利用者はまし、一〇年後にして二〇〇頭にあまる馬が集まるようになった。しかし、施設もなく場所もせまいために、三島神社の参道とその両がわの耕地で「市」が行われていた。

「市」といっても、果物市場や魚市場などにみられる合理的な方法ではなく、一頭の馬を「あきない」するにも数人の「ぼんぞう人」（仲介人）が仲なかにはいり、横目あきないがなされていた。



野尻市場 昭和35年野上市のあけいち

一部をのぞいてはいまでもそうであるが、一頭の商売が成立すると大変なさわぎようで「えびすもの」だといって酒がつきものであった。

馬市が全盛をなしたのは、明治の中ごろであった。

搬出、輸送、交通の一切が駄載から車輛に変わりはじめ、日清日露の戦争はこれに拍車をかけ、道路の開通とも相まって馬の用途がうすれた。それに代わって黒牛が導入されはじめ、多く農耕に使用されるようになり、明治末期には牛が大半をしめ、大正二年には、上浮穴郡畜産組合の結成、続いて家畜商組合の発足、大正七年には、政府が第一回目の有畜農家の奨励で、ほとんどの農家が一頭の牛を飼育するようになり、市場の主役は、完全に馬から牛に変わった。

商談は、博労の仲介で「庭先取引」が行われていたが、市場取引の有利性がみとめられ、農家の人たちも年を追うごとに出かけるようになり、年一回の牛市だけではさばききれず、大正の末には、春の野上げ市が生まれた。会期も、三日から五日間くらい続き、引出し頭数は四〇〇頭をかぞえ、牛市を目当てに香具師や商人も加わり、松山、今治の大きな精肉業者が多くの引き子をつれてやってきた。

引き子とは、車輛が利用されだすまで、数十里の道を、牛馬を追って輸送する人夫のことである。それも、どんな牛馬でも手綱一本で数頭引くことのできる人のことである。

農家の人たちも牛を引き出すためには、朝の二時か三時ごろから腰に弁当とワラジを付け、長い道を引き出し野尻市に集まった。丹精こめて育てた牛の売買が成立すると、互いに手打ちをして一杯の酒がくみかわされた。自分の牛に別れをつげればまた新しい牛を求め、こうして、

酒と、取引のすきな者は、何度も交換、売買をし、今度はよい牛が手に入ったと喜びいさんでつれて帰り、よく見れば、自分のつれていった元の牛であったという笑い話のような事実もあるくらいである。

このように市の盛況をみるようになると、どうしても市場の場所と施設が必要になり、現在の場所に事務所やつなぎ場のさくが作られた。

昭和一八年、第二次世界大戦がはげしくなったため、やむなく閉鎖、市場は食糧増産のためイモ畑となった。

そうして終戦、そのどさくさに牛の数は半減したが、二三年六月に再び開設した。しかし、一五頭だけの出頭数で淋しいかぎりであった。しかし、二四年一二月の大市には、三〇〇頭と盛況をとりもどした。

それから一〇年のちの三四年の春の野上げ市には、約六〇〇頭、同年秋の大市には、一二〇〇頭、この年を最高にだんだん下火になっていくが、これには時代の流れと、畜産組合が経済連と合併、農協が中心となって、肥育牛を奨励し、仲介業者の手に渡らず、農家が直接、割り入れを行うようになるとともに、農作業に利用されていた牛は、機械に変わり、牛を手ばなす農家が多くなってきたためである。

それでも戦後は、春秋の大市のほかに毎月二のつく日が定期の市として開設されている。

このほか、野尻市を見本として各村、各地においても秋には一回、畜産品評会を開いていた。しかし、四〇年ごろから開くほどの牛がいなくなりだんだんと中止する所ができてきた。

現在の野尻市場の中央には、開祖者高野幸治の頌徳碑が建てられている。

4 小家畜

豚 戦前には豚を見るのがめずらしく、豚は、普通の農家では飼育できないくらいに考えていたが、昭和三〇年ごろから養豚経営をこころみる者が出はじめ、久万地区で四〇頭ほどの飼育がみられた。その後、肉牛の不足とあいまって、豚相場がよく、豚は、短期飼育ができるところから多頭飼育を計画し、三五年には一〇〇頭にあまる数となり、急激に増加しはじめた。しかし、豚の相場は変動が多く、三九年の二六七頭を頂点に減少しはじめた。

数名ではあったが養豚を企業的経営にと考え、資本を投入して專業としての養豚を試みたが無理があり、三戸ほどの養豚業者をのぞいては、自家飼料でまかなえる一頭飼育が多くなっている。それでも、四二年度調査では九八頭の飼育がある。

緬 羊 戦後、衣類のとほしかったころ、「緬羊一頭一年飼育すれば、その毛で背広が一着できる」とのキャッチフレーズで奨励する人があって、昭和二八年には川瀬地区に一〇頭あまり、久万地区に数頭、その後増加の一途をたどり、三七年には、一五六頭になったが、羊毛品が化学製品におされ相場下落で激減した。そして四二年の調査では一頭も飼育されていないかった。

山 羊 戦前までは、出生児に母乳が不足するのを補給するため飼育されていた。必要になれば離乳児を持つ家の山羊をゆずりうけては利用していたので、あまり数の増減はなく終戦をむかえた。

戦後、間もなく、食生活改善の一つとしてミルク給食が提唱され、山羊の飼育がさげられたが、全戸飼育までには至らず、幼児又は病弱者を

持つ家の自家用として飼育していたにすぎない。

昭和二八年約二〇戸に一頭の割合で飼育されているが、その後においてもあまり増減はない。

鶏 蛋白の供給源として古くから農家には飼養されていたが、自家用としての域を出ず、普通、二〜三羽から六〜七羽の放し飼いで、別名を「庭先養鶏」ともいっている。フ化方法は、成鶏に卵をあたためさせて行い、一羽で一〇羽前後をフ化することができた。これは各農家で親鶏さえおればできていたのであるが雑種が多く、産卵率は悪かった。

農家で鶏のいない家はないが、農家一戸当たりは三羽ぐらいで、一〇羽以上の養鶏農家は五%にたりない。(昭和二五年度)

昭和三〇年ごろより食改善の普及によって卵の需要が高くなり、久万町での養鶏は立地条件も整っている上に、野菜とトウキビは、品質のよいものが生産されるということで、それを飼料に養鶏熱は急に高まってきた。そして、農家の副業として、なかには專業として考える者も現れ、五〇羽養鶏から一〇〇羽養鶏が畑野川や直瀬で行われた。しかし自家飼料ではまかないきれず、産卵率などは、計画と実践のちがいを生み、夢の大養鶏熱は数年で消えた。この時白色レグホン、グルモースなどの新種が入った。昭和三〇年、約六〇〇〇羽、三四年には二倍の一万二〇〇〇羽に増したが、五〇羽以上の養鶏はなくなり、それに変わって二〇羽前後の主婦の「まつぼり養鶏」として残っている。

うさぎ うさぎの農業経営に占める役割は小さい。戦中には毛皮を軍隊に出さなくてはならず、飼育したこともあるが飼育がむずかしく、現在では愛玩用に飼育している位である。昭和三〇年で約一八

○羽、四〇年で一六〇羽とあまり増減はない。

あひる 昭和二九年の調査で、はじめて久万一〇、父二峰六と出ているくらいである。久万町では、あまり一般化していない。

これは肉用としてのみ価値のあるものであるが、飼養に池が必要としたのと、あまり美味でないため普及しなかった。

蜜 蜂 養蜂振興法、ならびに、県蜜蜂転飼条例にもとづく業者は、久万町にはいない。一般には、蜜堂とよぶ飼育箱で地蜜を飼っている程度である。

これは、岩山や倉庫の軒下などに蜜堂をおいて、春から夏にかけて集めた蜜を初秋に取り、貯蔵しておいて乳児、病人に用いる貴重品の一つであり、古くから行われていた。

この蜜堂一こは、米一俵として相場がきまっていたから、春、蜂のすわかれのある時などは早く見つけ、早く取ろうと争ったものである。蜜堂はどこにでも育つものではなく、風の向き、日当たり、外敵などに対する条件のよいところでなければならぬので、地区の中でも育つところは決まっていた。

昭和三〇年の調査で久万地区三五、川瀬地区二一、父二峰地



蜜蜂の蜜堂

区二〇、上浮穴郡では三二九の蜜群があったとなっているが、現在は、はっきりしていない。

県の転飼条例に基づく養蜂は、春から夏にかけ山畑の多い所に移動して養蜂するが、この蜜蜂は、強健で大きく、これがくると和蜂が育たないといわれている。

5 年次別家畜頭羽数

明和8年(1771)年久万山手鑑より

	馬	牛	計
東明神	156	26	182
西明神	57	11	68
入野	43	不明	
久万町村	不明	不明	
野尻	37	あせぶ谷をのぞく (大洲藩のため)	144
下畑野川	132	12	144
上畑野川	106	33	139
直瀬	165	95	260
計	696	177	793

明治43年の郷土誌による家畜数

父二峰村			
牛	130 頭	牛車	10
馬	153 頭	中小車	7
鶏	2,260 羽	人力車	1
西明神村			
馬	118 頭		
牛	85 頭		
預り牛	110 頭		

昭和10年旧町村別家畜数 県統計課調査

町村名	久万町	川瀬村	父二峰村	明神村	上浮穴郡
牛	100	165	184	127	3,046
馬	32	189	42	47	699
豚	0	4	0	0	9
山羊	0	0	0	0	2
鶏	1.175	1.480	432	1.100	16,109

旧 町 村 別 家 畜 数

・は褐色牛

年次	種別		乳 牛	牛	馬	羊	山 羊	豚	うさぎ	鶏	蜜 蜂	あひる
	地区											
二八年	久 万		1	475	53	2	77	22	106	2,036	15	0
	川 瀬		20	444	117	11	63	1	74	2,457	25	0
	父 二 峰		0	253	10	0	47	0	201	1,167	26	0
	計		21	1,174	180	13	187	23	381	5,662	66	0
三〇年	久 万		9	389 71	48	17	127	36	66	2,860	35	30
	川 瀬		38	361 74	145	10	363	1	101	2,919	21	0
	父 二 峰		0	174 37	15	3	32	0	20	1,010	20	0
	計		47	924 182	208	30	522	37	187	5,789	76	30
三五年	久 万		14	360	56	35	140	40	80	4,800		
	川 瀬		98	380	116	65	110	50	153	5,350		
	父 二 峰		15	245	17	35	43	12	32	1,800		
	計		127	985	189	135	293	102	265	11,950	不 明	不 明
四〇年	久 万		1	200				126		4,300		
	川 瀬		7	310				16		3,800		
	父 二 峰		0	163				8		2,000		
	計		8	673	90	20	230	150	160	10,100	不 明	不 明
四五年	久 万											
	父 二 峰		0	810	40	0	88	210	100	8,200	不 明	不 明
五〇年	久 万											
	父 二 峰		0	450	20	0	10	550	60	3,400	不 明	不 明
五五年	久 万							74		446		
	父 二 峰		0	339	0	0	0	74	不 明	675 361 1,482	不 明	不 明
六〇年	久 万							16		626		
	父 二 峰		0	270	0	0	0	16	不 明	499 482 1,607	不 明	不 明

(愛媛県農林統計、農林業センサス)



旧久万町における昭和4年～15年間の家畜数

年次	畜産	馬	牛	乳牛	(鶏)あひる	蜜蜂
昭和4年		85	76	2	127	6
8年		39	88	2	不	3
10年		39	113	2	不	3
13年		37	148	3	不	4
15年		25	157	2	1,475 あひる 42	8
備考		この中には陸軍予備馬もふくまれている	10年頃仔牛一頭の価格は60円から100円	10年ごろ一石80円		

### 6 肉用牛の繁殖センター

ほとんどの農家では、牛か馬のいずれか一頭を、経営規模の大きな農家では二頭を飼育していた。これは、農耕のための使役と厩肥利用を主たる目的としたものであった。

しかし、耕耘機の普及や化学肥料の改良によってその目的を失い、加えて牛馬による収入があまりにも少ないことなどによって、年々その飼育頭数は減少した。

一方、消費生活の高度化にともない、肉の需要は急速に伸び、日本の肉資源は枯渇するのではないかと心配する向きもでてきた。そこで国は、肉牛の国内需給緊急対策をたて、昭和四一年より五か年計画で、その基

礎づくりとして全国に百か所、一か年に二〇か所ずつ繁殖センター、育成センターを設けることとなった。

初年度には、四国で高知と愛媛が繁殖センター設置県として指定された。これによって久万町直瀬地区が選ばれたのである。

事業主体には、久万町農協及び郡内四か町村の各農協がなっているが、久万町農協が委託されて運営している。

総事業費は、二八二万五三〇〇円であり、そのうち国庫補助金、一〇二四万八九〇〇円、県費補助、九五六万三二〇〇円である。

施設としては、草地改良関係・草地造成・牧道・牧柵・水路・水槽・施設関係・畜舎・農具舎・干草舎・住宅・薬浴場・牛衡器・歩行・トラクター・ジープ・刈取機・カッター・発動機・散粉機・噴霧機・尿散布機等がある。

職員は、住み込み夫婦一組、牧夫一名であり、彼らが管理をしている。

繁殖頭数八〇頭で、その種類は、広島、島根各二〇頭、鳥取四〇頭の黒毛和種である。昭和四三年八月一日現在親牛七八頭に対して受胎率八



繁殖センターの畜舎



和牛の放牧

五%で六六頭が受胎している。六月一八日にセンターで初めての分娩があり、雌牛が誕生し、続いて七頭が生まれて元気に成長している。

放牧場には自然雑草がなく、イタリアンやオーチャード、ケントッキーなどをはじめ、数十種類の草種を混ぜてまき、四季を通じて青草のたえないようにしている。

ここで生まれた子牛を郡内全町村に供給できるような繁殖産地化を目指したものであった。

約二〇年、上浮穴地方肉用牛の産地、あるいは繁殖地として発展させようとした目的に向けて運営が続けてきたが、愛媛県経済農協連合会の新しい計画に移行することとなった。

### 7 肉用牛センター

畜産物も需要の鈍化や諸外国からの市場開放要求の高まりなど肉用牛をとりまく情勢は厳しい時期を迎え、愛媛県経済連では、安全で良質な消費者から喜ばれる低コスト肉用牛の開発を旨として、昭和五九年、六〇年の計画で、団体営草地畜産基盤総合整備事業を久万町大字直瀬西山の農協用地を借り入れて実施することになった。

繁殖センター和牛飼育状況

常時飼養頭数	繁殖雌牛	100頭
	乳・和牛哺育成牛	1,050
	繁殖育成牛	40
	実証展示牛	50
	計	1,240

る。

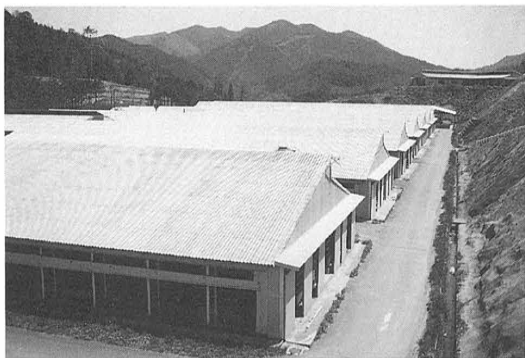
昭和六一年三月末に完成した「肉用牛センター」の主な施設は、繁殖雌育成舎（四棟）一八六〇、乳・和牛哺育舎（七棟）一一七三、乳・和牛育成舎（七棟）三八〇五、隔離牛舎（二棟）一八七、実証展示牛舎（一棟）六二八、繁殖牛育成舎（二棟）三二二、監視舎（二棟）六二、ポイラー室（二棟）三九、堆厩処

理施設（二棟）一八三八、衛生舎（一棟）五二、牧柵（二式）一〇三八平方尺の諸施設がある。

この施設の家畜の飼養計画は、人工受精、人工妊娠による子牛の生産、肥育、繁殖農家への供給の役割がある。

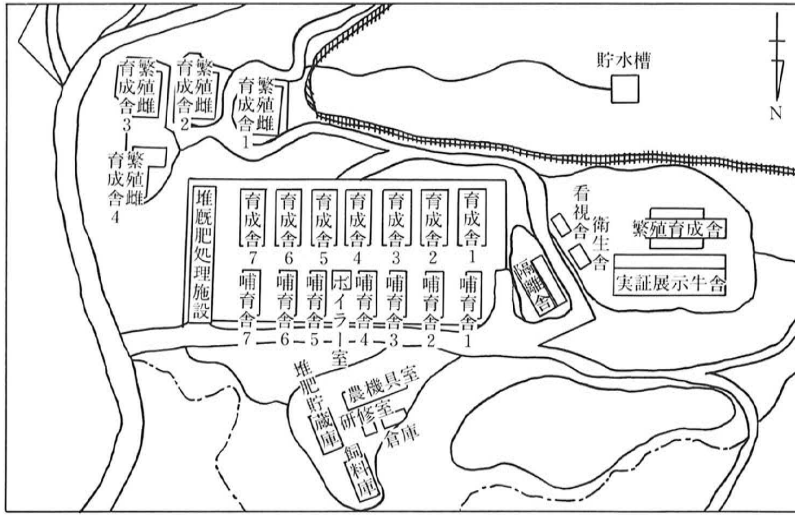
### 総事業費

七一三、四五二、〇〇〇円



肉用牛センター、牛舎

施設の配置図



内補助 三〇六、〇二〇、〇〇〇円  
 自主財源 四〇七、四三三、〇〇〇円となっている。  
 施設の管理、運営については、所長以下九名が担当している。年間の視察者もかなりの数にのぼっている。

## 六 農地改革

### 1 久万町における農地制

#### ア 制度の概略（農地の所有形態）

農地改革は農地所有制度の封建性を打破し、これを近代的所有制度に再編成することをねらいとしたが、ひとくちに封建的土地所有といつて

自作地、小作地面積（昭.22.農地改革前）

	久 万	川 瀬	父 二 峰	計
自作地	33,961 a	27,620 a	22,387 a	83,968 a (66.1%)
小作地	18,570 a	17,296 a	7,233 a	43,099 a (33.9%)
計	52,531 a	44,916 a	29,620 a	127,067 a (100%)

田の自作地、小作地面積（昭.22.農地改革前）

	久 万	川 瀬	父 二 峰	計
自作地	22,036 a	14,734 a	8,702 a	45,472 a (59.4%)
小作地	13,190 a	13,175 a	4,712 a	31,077 a (40.6%)
計	35,226 a	27,909 a	13,414 a	76,549 a (100%)

畑の自作地、小作地面積（昭.22.農地改革前）

	久 万	川 瀬	父 二 峰	計
自作地	11,925 a	12,886 a	13,685 a	38,496 a (76.2%)
小作地	5,380 a	4,121 a	2,521 a	12,022 a (23.8%)
計	17,305 a	17,007 a	16,206 a	50,518 a (100%)

も時と場所により差があった。それゆえに統一された方法で改革が行われたが、相当に多様な性のある成果が生まれた。久万町における農地の所有形態は表のとおりである。

2 農地改革の発足（農地改革関係法令の整備）

第二次世界大戦は日本民族の歴史にとって悲しむべき事実であった。しかし、土地制度の改革という画期的事業は終戦という事実が重大な契機となっていることは否定することができない。無条件降伏の結果「ポツダム宣言」の受諾により、社会・経済・政治全般にわたる民主化の完成をねらったことであった。

自作地、小作地面積（農地改革後）

	久 万	川 瀬	父 二 峰	計
自作地	48,673 a	40,776 a	27,491 a	116,940 a (94.7%)
小作地	2,337 a	2,795 a	1,388 a	6,520 a ( 5.3%)
計	51,000 a	43,571 a	28,879 a	123,460 a ( 100%)

田の自作地、小作地面積（農地改革後）

	久 万	川 瀬	父 二 峰	計
自作地	30,777 a	23,239 a	10,838 a	54,854 a (92.6%)
小作地	1,830 a	2,326 a	1,809 a	5,165 a ( 7.4%)
計	32,607 a	25,565 a	11,847 a	70,019 a ( 100%)

畑の自作地、小作地面積（農地改革後）

	久 万	川 瀬	父 二 峰	計
自作地	17,896 a	17,537 a	16,653 a	52,086 a (97.5%)
小作地	507 a	469 a	379 a	1,355 a ( 2.5%)
計	18,403 a	18,006 a	17,032 a	53,441 a ( 100%)

時の政府は、閣議、経済閣僚懇談会において、しばしば土地制度の問題について協議したが、連合軍当局より農民解放令が発せられ、これが今次改革の基本精神となったものである。また、一方、対日理事会においても各国代表より試案が提出された。これらについて検討の結果、総司令部の承認を得て発表された点は次のとおりである。

- 一、国家自体が自作農創設の事業主体となったこと。
- 二、不在地主の範囲の拡大、在村地主の保有限度の大幅引き下げ、保有限度を世帯単位としたことなどにより買取対象を人的にも、物的にも拡大したこと。
- 三、未墾地買取を徹底強化したこと。
- 四、小作契約の文書化により、小作権の安定を図ったこと。
- 五、農地に関する権利の設定、移転の統制を強化し、耕作権の安定を図ったこと。
- 六、小作料の額を制限したこと。
- 七、農地委員会について、小作代表の地位を強化したこと。  
以上のような経緯により次のような法律の制定がなされた。  
(第一次改正)  
農地調整法 昭和二〇年 耕作権の確立と自作農の創設  
(第二次改正)  
農地調整法 昭和二一年 耕作権の確立と耕作農民の地位の向上  
自作農創設特別措置法 昭和二一年 自作農の急速な創設維持に関する特別法。

3 農地委員会の誕生

農地改革関係法令の整備にともない改革事業は実施の段階に入った。その第一歩は、農地委員の選挙である。誕生した委員会が改革遂行の中

第1回旧町村別農地委員名簿

	久 万	川 瀬	父 二 峰
1 号 (小作層)	田 村 仙十郎 上 沖 平三郎 石 丸 和 一 古 岡 茂 吉 小 倉 恒 義	石 丸 孫 市 稲 田 一 八 日 野 敦 親 石 田 平 吉 長 山 哲 三	山 岡 一 雄 横 田 重 道 川 本 岡 滿 杉 岡 保 数 久 保 市
2 号 (地主層)	高 岡 貞一郎 北 岡 敬 蔵 大 野 武 一	大 野 浅五郎 八 塚 義 範 筒 井 賢	上 岡 民 好 堂 目 宗 太 石 田 岑 郎 義
3 号 (自作層)	和 田 清一郎 山之内 経 幸	光 田 清 記 山 内 吉 太 郎	高 岡 直 行 田 中 清 春

久万町農地委員会の氏名は次のとおりである。

一号 小作層 五名  
二号 地主層 三名  
三号 自作層 二名

核体であり、実施主体となり実践主体として発足したものである。

一、第一回選挙 昭和二十一年一月二〇日  
農地委員会の構成は階層代表制をとった。

第2回旧町村別農地委員名簿

	久 万	川 瀬	父 二 峰
1 号 (小作層)	渡 部 政 明 小 倉 恒 義	長 山 哲 三 織 川 誠	和 泉 初 男 西 田 一 雄
2 号 (地主層)	大 野 信 之 森 川 友 親	日 野 泰 小 椋 寛 一 郎	石 田 岑 義 植 田 要
3 号 (自作層)	白 川 弥十郎 石 丸 和 一 菅 竹 岡 喜 市 大 野 好 定 棟 田 光 信	稲 山 一 八 山 内 吉 太 郎 駄 場 滿 義 菅 宮 弘 市 石 崎 保 太 郎	杉 岡 滿 延 中 村 秀 市 横 田 重 市 恩 地 義 一 河 野 常 喜 池 田 正 衛
会 長	石 丸 和 一	日 野 泰	横 田 重 市

久万町農地委員会の氏名は次のとおりである。

一号 小作層 二名  
二号 地主層 二名  
三号 自作層 六名

二、第二回選挙 昭和二十四年八月一八日

農地委員会発足以来六年、これまでに改革の基幹部分をなす農地の買取、売渡事務はほとんど九割方終了したが、なお買取もれ農地の残存、農地の異動統制・潰廢の統制・賃借権の解除・解約等耕作権の保護調

整・小作料の統制・小作契約の文書化・対価の徴収・支払い・登記事務など処理しなければならぬ事務が相当量に残った。

4 農地改革の展開と実績（農地などの買取と売渡）

農地委員会において、いざ買取計画樹立ということになると、この問題は簡単に解決はできなかった。自作農創設特別措置法によれば、買取農地の売り渡しの相手方には、買取時におけるその農家を小作農とすることが明示され、地主において相手方を選定する自由は認められず、委員会によって行った調査を基礎として買取計画は進められた。市町村農地委員会が農地買取計画を定めるには、次の事項を勘案してこれをしなればならないと定められている。

- 一、自作農となるべき者の農地を買い受ける機会を公正にすること
  - 二、自作農となるべき者の耕作する農地を集団化すること  
買取の対象となったものは次のとおりである
  - 一、在村地主の保有超過する小作地
  - 二、不在地主の所有する小作地
  - 三、法人その他の団体の所有する小作地
  - 四、地主の買取申し出による農地
- 在村地主に対しては一定限度の保有地を認めることになった。

久 万 六反  
川 瀬 七反 小作地の保有を認め買取から除外された面積  
父二峰 六反

昭和二十二年七月二日から昭和二十七年一〇月一〇日までの間に、買取、売り渡された農地等は次のとおりである。

農地法による地区別買取売渡表

地区別 区分	久 万				川 瀬				父 二 峰			
	買 収	人 員	売 渡	人 員	買 収	人 員	売 渡	人 員	買 収	人 員	売 渡	人 員
農 地	a	人	a	人	a	人	a	人	a	人	a	人
採 草 地	22,847	603	22,843	1,404	17,659	436	17,659	975	7,992	343	7,982	480
宅 地	336	40	336	47	3,419	77	3,419	154	704	26	704	26
建 物	203	85	203	100	358	83	358	130	78	42	78	42
農業用施設	10棟	4	10棟	4	—	—	—	—	6棟	6	6棟	6
	1個	1	1	1	1	1	1	1	—	—	—	—

増 反 地

地区別 区分	買 収			売 渡		
	買収面積	筆 数	地 主 数	売渡面積	筆 数	売渡相手数
久 万	2,530 a	231	84	2,530 a	450	181
川 瀬	4,890	114	72	4,890	675	209
父 二 峰	433	51	21	433	68	23
計	7,853	396	177	7,853	1,193	413

このようにして、大規模な農地、未墾地の解放も一段落をつけ、農地委員会が農業委員会に発展的に改組されたわけであるが、これは、今後農業の向かうべき途が、他産業との所得の均衡を保ちつついかにして発展させて行くかについて、経営の合理化、近代化を真剣に考え、かつ強力に実行していくためのものであった。

#### 5 農業委員会

農地改革から農業改革に移行する段階において、農地委員会、農業改良委員会、農業調整委員会がその機能を統合した農業委員会として改組され、昭和二六年に新しく設置された。

これにともない委員の定数も一〇名く四〇名にまで拡大され、選挙された委員と、更に議会より推せんされた学識経験者五名以内、農協から推せんした理事一名を市町村長が選任し、農業委員とする制度がとられるようになった。

この結果、農業委員の数は大幅に増加したので、農業委員会を実情に即して適切に運営するため、新たに部会の制度が設けられるようになった。

こうして設置された農業委員会の目的は、農業委員会などに関する法律第一条に「農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与する」ことと明記されている。

今次の法律改正により、農業委員会の担当事務が拡大されたが、要約すれば農業委員会の所掌事務は次のとおりである。

一、農地法の他の法令によりその権限に属させた農地、採草放牧地、または薪炭林の利用関係の調整、および自作農維持創設に関する事項。

二、土地改良法その他の法令により、その権限に属させた農地などの交換分合、およびこれに付随する事項。

三、前各号のほか、法令によりその権限に属させた事項。

四、農業および農村に関する振興計画の樹立、および実施の推進に関すること。

五、農業技術の改良、農作物の病虫害の防除その他農業生産の増進、農業経営の合理化、および農民生活の改善に関すること。

六、農業生産、農業経営および農民生活に関する調査および研究。

七、農業および、農民に関する事項についての啓もう宣伝。

八、その区域内の農業、および農民に関する事項について意見を公表し、他の行政庁に建議し、その諮問に応じて答申すること。

農業委員会が、従来の主要事務である農地事務のほか四く八までの事務を行い得ることとなったが、これは、農民に対するサービス事務を一つの重点的所掌事務として努力することを要請しているものである。

町村合併により昭和三四年五月一九日、第一回の統一選挙が行われ農業委員が誕生した。久万町農業委員会委員の氏名は次のとおりである。

第一回 昭和三四年五月一九日選挙

久	氏名	備考	川	氏名	瀬	備考	父	氏名	二	備考
久	西森 勸	久万農協推せん	川	高岡勝太郎	瀬	推せん	父	岡田 元一	二	町議会推せん
久	福岡 為雄	選	川	石田 孫市	瀬	推せん	父	成野 覚	二	推せん
久	重藤 勇	選	川	岡田福太郎	瀬	町議会推せん	父	岡田 清丸	二	選
久	渡辺 利勝	選	川	平岡 岸春	瀬	選	父	久保米四郎	二	町議会推せん
久	重藤俊三郎	久万共済推せん	川	石丸 正助	瀬	選	父	白石研太郎	二	父二峰農協推せん
久	菅 福光	選	川	渡部 伝	瀬	選	父		二	
久	和田 知矩	選	川	菅 正成	瀬	選	父		二	
久	露口 久	明神農協推せん	川	光田 一尾	瀬	選	父		二	
久	松田 茂清	町議会推せん	川	石崎 喜一	瀬	選	父		二	

第二回 昭和三七年五月一〇日選挙

久	氏名	備考	川	氏名	瀬	備考	父	氏名	二	備考
久	中田 萬恵	選	川	大野 増衛	瀬	選	父	西岡 忠義	二	選
久	大野 周一	選	川	小黒 強	瀬	選	父	長栄佐陀雄	二	選
久	秋本 宗義	選	川	岡田福太郎	瀬	選	父	原畑重次郎	二	父二峰農協推せん
久	田村仙十郎	選	川	渡部 伝	瀬	選	父	上岡 京雄	二	町議会推せん
久	石丸 和一	選	川	渡部 務	瀬	選	父	中田 文郎	二	町議会推せん
久	大野 義範	久万農協推せん	川	曾我 定之	瀬	選	父		二	
久	大野 義雄	明神農協推せん	川	棟田 直	瀬	選	父		二	
久	重藤俊三郎	久万共済推せん	川	高岡勝太郎	瀬	選	父		二	
久	松田 茂清	町議会推せん	川		瀬	選	父		二	
久	尾形旧四郎	久万共済推せん	川		瀬	選	父		二	

第三回 昭和四〇年四月二八日選挙

久	氏名	備考	川	氏名	瀬	備考	父	氏名	二	備考
久	石丸 和一	選	川	渡部 伝	瀬	選	父	長栄佐陀雄	二	選
久	松田 茂清	選	川	大野 好高	瀬	選	父	上岡 京雄	二	選
久	秋本 宗義	選	川	小黒 強	瀬	選	父	井口 憲一	二	選
久	森川 照雄	選	川	小倉 重吉	瀬	選	父	中田 文郎	二	町議会推せん
久	大野 利男	選	川	高岡勝太郎	瀬	選	父		二	
久	鈴木 利夫	選	川	菅 万夫	瀬	選	父		二	
久	山之内嘉一	選	川	日野 哲	瀬	選	父		二	
久	大野 義雄	選	川	岡田 政雄	瀬	選	父		二	
久	石岡 作衛	町議会推せん	川		瀬	選	父		二	
久	金子敬一郎	選	川		瀬	選	父		二	

第四回 昭和43・5・19、46・5・18

久	氏名	備考	川	氏名	瀬	備考	父	氏名	二	備考
久	渡部 勇美	選	川	岡田 政雄	瀬	選	父	小泉 清道	二	選
久	鈴木 利夫	選	川	大野 好高	瀬	選	父	大野 薫男	二	選
久	大野 要	選	川	大野 孝利	瀬	選	父	長栄佐陀雄	二	選
久	石丸 和一	選	川	小黒 強	瀬	選	父	竹井 薫	二	選
久	松田 茂清	選	川	菅 万夫	瀬	選	父		二	
久	大野 義雄	選	川	佐伯 宗繁	瀬	選	父		二	
久	森川 照雄	選	川	宮西 石男	瀬	選	父		二	
久	片山 寛一	選	川	小倉 重吉	瀬	選	父		二	
久	石丸 邦一	選	川	渡部 務	瀬	選	父		二	
久	金子敬一郎	選	川		瀬	選	父		二	



第五回 昭和46・5・19 { 49・5・18

久	氏名	備考	川	氏名	父二峰	氏名	備考
万	松垣 俊雄	選挙	瀬	松本文四郎	大野 薫男	大野 薫男	選挙
	橋本 利一	"		渡部 新雄	上岡 保	"	"
	片山 寛一	"		渡部 新務	高山 音一	"	"
	露口 実	"		石丸喜三郎	竹内 亨	議會推薦	"
	日野 武一	"		大野 孝利	横田 重市	議會推薦	"
	森川 照雄	"		岡 徳広	"	議會推薦	"
	大野 音市	"		大野 好高	"	"	"
	大野 要	"		高野 淳雄	"	"	"
	金子敬一郎	議會推薦		幸口 象夫	農協推薦	"	"
	山之内嘉一	"		石田佐々雄	"	"	"

第六回 昭和49・5・19 { 52・5・18

久	氏名	備考	川	氏名	父二峰	氏名	備考
万	重松 熊夫	選挙	瀬	渡部 新雄	大野 薫男	大野 薫男	選挙
	松永 一郎	"		渡部 伸	土居 仲雄	"	"
	日野 武一	"		菅 万太郎	玉泉 進男	"	"
	森川 照雄	"		石丸喜三郎	窪田 伝嘉	議會推薦	"
	浮田 守	"		高野 淳雄	横田 重市	共済推薦	"
	高岡 勲	"		幸口 象夫	"	議會推薦	"
	堀部 八郎	"		長山 哲三	"	"	"
	秋本 保	"		岡 徳広	農協推薦	"	"
	鈴木 利夫	議會推薦		"	"	"	"
	金子敬一郎	"		"	"	"	"

第七回 昭和52・5・19 { 55・5・18

久	氏名	備考	川	氏名	父二峰	氏名	備考
万	棟田 昭一	選挙	瀬	菅 正成	古田 安功	古田 安功	選挙
	松永 一郎	"		幸口 象夫	土居 孝光	"	"
	日野 武一	"		高野 淳雄	中野 政喜	"	"
	森川 照雄	"		石丸喜三郎	久保 敏	議會推薦	"
	石丸 太一	"		菅 万太郎	横田 重市	共済推薦	"
	石丸 進	"		渡部 新雄	恩地 儀一	"	"
	堀部 八郎	"		長山 哲三	"	"	"
	秋本 保	"		石田多美雄	農協推薦	"	"
	鈴木 利夫	議會推薦		"	"	"	"
	金子敬一郎	"		"	"	"	"

第八回 昭和55・5・19 { 58・5・18

久	氏名	備考	川	氏名	父二峰	氏名	備考
万	重藤 治	選挙	瀬	岩本 一郎	清水 定雄	清水 定雄	選挙
	渡部 則行	"		幸口 象夫	西野 好光	"	"
	日野 武一	"		長山 哲三	白石 優	"	"
	新岡 勉	"		石丸喜三郎	恩地 義一	共済推薦	"
	石丸 太一	"		大野 和一	中野 政喜	議會推薦	"
	石丸 進	"		菅 正成	"	"	"
	山口 源男	"		菅 万太郎	議會推薦	"	"
	和田 哲	"		石田多美雄	農協推薦	"	"
	山岡 勇	議會推薦		"	"	"	"
	高岡 勲	"		"	"	"	"

第九回 昭和58・5・19～61・5・18

久	氏名	備考	川	氏名	備考	父	氏名	備考
万	正岡 昭	選挙	瀬	石田多美雄	選挙	二	坂本 登	選挙
	山岡 勇	"		菅 正成	"		父田 力	"
	新岡 勉	"		大野 元治	"		白石 優	"
	高野 俊雄	"		大野 和一	"		恩地 義一	共済推薦
	上岡 彌	"		石丸喜三郎	"		中野 政喜	共済推薦
	山口 源男	"		岩本 一郎	議会推薦			議会推薦
	渡部 則行	議会推薦		山内 茂一	農協推薦			
	坂本 昌植	"						

第一〇回 昭和61・5・19～平成元・5・18

久	氏名	備考	川	氏名	備考	父	氏名	備考
万	日野 福見	選挙	瀬	渡部 昭一	選挙	二	土居 康男	選挙
	渡部 則行	"		日野 直親	"		白石 優	"
	山岡 勇	"		岩本 一郎	"		小泉 清道	議会推薦
	高野 俊雄	"		大野 元治	"			
	上岡 彌	"		大野 和一	"			
	新岡 勉	議会推薦		石丸 亨	共済推薦			
	山口 源男	"		小倉 達郎	農協推薦			
				日浦 正明	議会推薦			

農業委員会委員の数は、長く二三名であったが、第九回の昭和五八年から二〇名となり、更に、第一〇回の昭和六一年から一八名となって現在に至っている。

昭和34～42年度農地等の所有権等移転処理状況（農地法定第3条関係）

項目	区分 件数・面積	農 地				採 草 地		
		許可件数	許 可 面 積 (a)			許可件数	許可面積 (a)	
			田	畑	計			
農地法 第三 条	所有権移転 自作地 小作 競売 賃借権 交換 合 計	無償	429	5,717	3,621	9,338	8	163
		償地	1,983	12,543	10,253	22,796	29	519
		自作地	199	1,221	324	1,545	—	—
		自作地	6	15	26	41	—	—
		小作地	—	—	—	—	—	—
		設定	6	191	2	193	—	—
		移転	35	199	130	329	—	—
		交換	71	246	98	344	—	—
		合 計	2,729	20,132	14,454	34,586	37	682

新しい農業委員会が発足して以来、昭和四二年までに処理した農地などの移動状況は、次表のとおりである。

農地の所有権移転処理状況〔第3条関係〕

昭和34年～63年度間の農地等の所有権移転処理状況である

(単位 a)

区 分 年 度	自 作 地								小 作 地			
	農 地				採 草 地				農 地			
	有 償		無 償		有 償		無 償		有 償		無 償	
	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)
34	147	1,613	25	672	1	4	—	—	10	82	—	—
35	234	2,703	84	1,697	4	80	2	75	77	323	—	—
36	234	3,136	57	1,123	3	80	—	—	28	309	—	—
37	279	3,095	53	1,174	5	130	1	14	11	247	—	—
38	232	2,292	38	551	10	208	1	21	3	20	—	—
39	258	3,315	41	707	3	4	—	—	16	131	—	—
40	211	2,075	30	794	1	1	1	23	18	161	—	—
41	188	2,202	36	1,153	1	8	—	—	10	76	—	—
42	200	2,365	65	1,397	1	4	3	30	26	196	—	—
43	178	1,777	44	968	—	—	1	3	22	135	—	—
44	182	2,075	45	840	—	—	—	—	13	912	—	—
45	155	1,500	30	606	—	—	—	—	18	114	—	—
46	129	1,406	35	850	—	—	—	—	12	130	—	—
47	152	1,616	25	569	—	—	—	—	2	20	—	—
48	181	1,768	24	677	—	—	—	—	—	—	—	—
49	96	723	25	856	—	—	—	—	—	—	—	—
50	56	472	26	677	—	—	—	—	3	31	—	—
51	58	437	21	920	—	—	—	—	5	70	—	—
52	110	1,092	22	894	—	—	—	—	5	73	—	—
53	32	787	42	1,830	—	—	1	4	2	55	1	7
54	47	504	43	1,995	—	—	—	—	6	158	2	18
55	68	527	24	1,207	—	—	—	—	3	57	2	19
56	78	783	34	2,788	—	—	—	—	1	30	1	41
57	76	719	27	1,764	—	—	—	—	3	141	2	7
58	51	453	29	1,360	—	—	—	—	5	264	6	572
59	66	424	23	1,386	—	—	—	—	1	45	2	121
60	52	780	20	1,268	—	—	—	—	3	112	2	146
61	42	503	25	1,965	—	—	—	—	7	203	3	527
62	40	309	24	1,328	—	—	—	—	2	36	2	101
63	50	641	32	2,982	—	—	—	—	5	80	3	168

昭和34～42年度転用農地の処理状況（第4条関係）

内訳 区分	山 林		宅 地		雑 種 地		原 野	
	件 数	面積 (a)	件数	面積 (a)	件 数	面積 (a)	件 数	面積 (a)
田	65	669	54	199	6	62	1	3
畑	93	1,502	45	100	9	41	5	139
合 計	158	2,171	99	299	15	103	6	142

昭和34～42年度転用農地（所有権移転を伴う）の処理状況（第5条関係）

内訳 区分	山 林		宅 地		雑 種 地		原 野	
	件 数	面積 (a)	件数	面積 (a)	件 数	面積 (a)	件 数	面積 (a)
田	5	73	101	510	23	187	—	—
畑	37	2,365	114	432	20	263	—	—
合 計	42	2,438	215	942	43	450	—	—

年度別農地転用状況一覧表（第4、5条関係）

内訳 区分	山 林		宅 地		雑 種 地		原 野		
	件 数	面積 (a)	件数	面積 (a)	件 数	面積 (a)	件 数	面積 (a)	
昭和34	田	2	33	5	7	—	—	—	—
	畑	1	14	5	15	—	—	—	—
35	田	3	14	9	30	5	43	—	—
	畑	—	—	26	61	5	34	—	—
36	田	3	7	10	33	5	59	—	—
	畑	2	45	13	49	8	194	—	—
37	田	5	25	31	240	4	32	—	—
	畑	3	77	22	46	7	44	—	—
38	田	17	225	20	87	3	43	1	3
	畑	49	1,822	18	53	1	5	4	90
39	田	12	151	27	106	5	25	—	—
	畑	25	628	26	161	1	4	1	49
40	田	10	107	22	90	5	43	—	—
	畑	28	1,106	17	45	3	12	—	—
41	田	13	146	15	65	1	2	—	—
	畑	11	82	20	47	3	10	—	—
42	田	5	34	16	51	1	2	—	—
	畑	11	93	12	55	1	1	—	—
合計	田	70	742	155	709	29	249	1	3
	畑	130	3,867	159	532	29	304	5	139

農地転用状況（第4、5条）

（単位 a）

区分		年度										
		53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
山	件数	31	18	16	17	20	14	9	17	17	9	1
	面積	田 124	172	179	198	240	63	131	181	182	38	
	畑	254	23	86	131	68	150	20	270	94	49	
林	件数	3	5	5	4			1	7	3	9	5
	面積	田	9	5	1			1	15	42	79	22
	畑	45	20	18	9				23	17	123	14
宅地	件数	14	13	13	11	5	5	4	2	12	8	5
	面積	田 31	28	1,630	1,811	704	1,599	213	288	4,005	1,665	838
	畑	1,701	2,099	3,925	1,219	429	133	559	325	959	1,005	720
雑種地	件数	20	24	23	17	20	11	16	11	19	7	15
	面積	田 3,954	6,757	4,865	3,311	3,425	520	697	1,166	7,553	1,056	2,888
	畑	1,899	2,021	2,802	3,805	2,851	1,847	3,269	2,805	1,862	941	5,381
雑種地	件数		2	2	1				2	3		1
	面積	田	2,608	584					1,008	787		1,291
	畑				263				157	789		
雑種地	件数	14	7	7	4	8	9	7	4	5	10	7
	面積	田 79	2,472	1,451	389	939	3,733	9,803	4,691	2,833	7,475	6,450
	畑	33	0.4	1	4	60	2		38	1	2	14

昭和34～42年度農地（小作地）の返還処理状況（20条関係）

年 度	件 数	田 (a)			畑 (a)		
		合意解約	解 約	解 除	合意解約	解 約	解 除
昭和34	3	40	—	3	—	—	—
35	25	62	17	56	27	12	43
36	28	95	18	15	53	8	1
37	20	54	11	53	15	—	6
38	13	64	—	—	10	2	4
39	14	66	22	5	27	—	7
40	10	27	—	4	25	—	—
41	7	36	—	—	16	—	—
42	9	34	—	—	10	—	—
計	129	478	68	136	183	22	61

農地（小作地）の返還処理状況（第20条関係）

年 度	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	合計	
件 数	3	25	28	20	13	14	10	7	9	12	10	3	21	17	12	9	6	42	46	307	
田 (a)	合意契約	40	62	95	54	61	66	27	36	34	73	56	19	164	87	92	66	16	205	274	1,530
	解 約	—	17	18	11	—	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	68
	解 除	3	56	15	53	—	5	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	136
畑 (a)	合意契約	—	27	53	15	10	27	25	16	10	22	26	3	14	18	13	7	19	49	77	431
	解 約	—	12	8	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22
	解 除	—	43	1	6	4	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	61

農地取得資金、自作農維持資金貸付一覧表（昭和34～52）

区分 年度	自作地取得		小作地取得		疾病負傷								合計		備考
	件数	金額	件数	金額	疾病負傷		災害		負債		相統		件数	金額	
					件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額			
昭和34年	9	163	—	—	—	—	19	184	3	47	—	—	31	394	金額万円
35	18	352	6	103	2	25	—	—	7	127	—	—	33	607	
36	21	531	2	31	—	—	—	—	8	180	—	—	31	742	
37	30	859	1	12	—	—	—	—	8	217	—	—	39	1,088	
38	21	680	1	15	—	—	6	102	10	215	2	60	40	1,072	
39	42	1,871	4	81	—	—	—	—	6	115	—	—	52	2,067	
40	49	2,068	2	57	—	—	—	—	5	75	1	30	57	2,230	
41	26	1,140	1	20	—	—	—	—	1	20	1	30	29	1,210	
42	51	2,415	10	257	—	—	—	—	2	48	—	—	63	2,720	
合計	267	10,079	27	576	2	25	25	286	50	1,044	4	120	375	12,130	

農地取得資金・自作農維持資金・貸付一覧表（金額 万円）

用途 年	農地取得資金						自作農維持資金						合計			
	自作地取得		小作地取得		未墾地		疾病負傷		災害		負債		相統		件数	金額
34～	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
52年	389	17,458	31	762	1	200	2	25	25	286	50	1,044	4	120	502	19,895

このほか、農地、採草地、薪炭林の境界、その他の紛争事案により調停の申し出は八一件である。その都度現地調査を行い、関係者の立会を求めて話し合いにより解決しているが、中には調停が成立するに至らず調停裁判に持ち込むに至った事例もある。

交換分合事業については、ようやくその期が熟し、昭和三九年～四〇年に東明神・下畑野川で実施し、引続いて四一年～四二年に直瀬・上畑野川でこの事業を実施し、予期以上の成果をあげることができた。

各地区における対象人員、移動面積は次のとおりである。

三九年～四〇年 東明神・上畑野川地区  
 対象人員 一四二名  
 移動面積 三、七六七呎

四一年～四二年 直瀬・上畑野川地区  
 対象人員 二二二名  
 移動面積 二、四四四呎

農業委員会では農地などの取得資金、及び自作農維持資金の貸付事務を取り扱っているが、この資金の需要は年々増加していく傾向にある。

ア 農業者年金

経営規模の拡大、優秀な経営担当者を確保し、生産性の高い農業経営を育成するためには、高齢経営主の引退離農を援助促進し円滑な経営移譲が行われるようにする必要がある。

高齢に達しても、経営主の地位から引退しない農業者が多い原因のひとつに、農業者の老後の生活に不安を持っていることが挙げられる。したがって、農業者が加入している国民制度に加えて、新たに農業者の要

農業者年金加入者、移譲年金受給者の推移

区分 年度	農業者年金 加入者数	移譲年金 受給者数	区分 年度	農業者年金 加入者数	移譲年金 受給者数
	46	126人		—	55
47	15	—	56	1	11
48	18	—	57	2	9
49	12	—	58	2	17
50	17	—	59	3	11
51	5	5	60	2	9
52	5	4	61	5	19
53	9	4	62	1	11
54	4	9	63	4	21

求にに応じられる年金制度を創設することにより、老後の生活の安定を助け、これによって経営移譲の促進を図ることができると考えられる。

農業者年金は、農業者の老後の安定と優秀な農業経営者の確保と経営の若返り、農地の流動化をはかり、経営の拡大をはかるといふ、社会保障といわば農業の近代化の両面の対応として昭和四五年に農業者年金制度が発足し、四六年一月より農業者年金基金によって、その年金業務が開始された。

この事業を円滑、かつ適確に推進するためには、地域内の実情に精通し、農業者に密着して日常活動を行っている農業委員会及び農協に、その第一戦業務を委託して進めることになった。

久万町の農業者年金の加入状況は表のとおりである。

イ 農用地利用増進事業

農地の貸し借り（農地流動化）を進め、農地の有効利用と農業生産（とりわけ土地利用型農業）の担い手を育成する運動を展開しているが、久万

農用地高度利用促進事業の実績

年度	地目	交付対象面積 (a)				交付額 (千円)			
		3～5年	6～9年	10年以上	計	3～5年	6～9年	10年以上	計
57	田畑	815	56	0	871	815	112	0	927
58	田畑	442	380	147	969	442	760	441	1,643
59	田畑	149	327	4	480	149	654	12	815
		0	62	0	62	0	124	0	124
60	田畑	707	38	11	756	707	76	33	816
		195	81	33	309	195	162	99	456
61	田畑	286	250	136	672	285	499	405	1,189
		28	0	74	102	28	0	220	248
62	田畑	0	55	298	353	0	110	890	1,000
		0	0	55	55	0	0	163	163
63	田畑	60	121	113	294	49	192	315	556
計	田畑	2,459	1,227	709	4,395	2,447	2,403	2,096	6,946
		223	143	162	528	223	286	482	991

町でも昭和五七年度から農用地高度利用促進事業の指定を受けて、事業を推進している。

各地域に流動化推進委員（農業委員・その他）を設けて、事業の推進に努めており、農業に意欲を持つ農業者に土地利用の集積を図り、地域農業生産の再編強化をはかり活力ある農村づくりを目ざしている。

#### ウ 中核的担い手基準

- (1) 農用地利用増進法（昭和五三年法律第六五号）第四条の規定により、久万町が定める農用地利用増進事業の実施方針において、同法第二項第二号イにより定められた利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たし、かつ、その農業経営における当該農用地等の権利取得後の経営面積（農業生産法人にあつては、その経営面積をその常時従事者たる構成員に属する世帯の数で除した面積）が、次に定める中核的担い手の経営規模の基準を超えていると町長又は農業委員会が認めた農家又は農業生産法人
- (2) 近い将来(1)に該当することとなると、町長又は農業委員会が認めた農家又は農業生産法人
- (3) その他、地域の農用地等の集団化と有効利用を図るため、特に必要がある町長又は農業委員会が認めた者
- (4) 農地保有合理化法人（農地法（昭和二十七年法律第三二九号）第三条第二項、ただし書に規定する政令で定めた法人をいう。

#### 記

中核的担い手の要件

一、経営規模 川瀬地区 七〇a以上

その他（川瀬地区を除く）の地区 六五a以上

- 二、農業による所得がおおむね六〇%を超えるもの
- 三、自家農業に一五〇日以上従事する一六歳からおおむね六五歳に達するまでの農業専従農家であっても、その者がおおむね六五歳に達するまでに専従者になると見込まれる農業後継者を有する農家。

#### 6 米の生産調整

我が国の農業は、これまで二〇〇〇年間にわたり、水田による稲作を中心にして展開されてきた。農村経済を支えてきたのも米を中心としたものであり、生産農家は、技術の向上をはかり増産に向けて努力してきた。

米の生産は、昭和四二年度から三年連続して一四〇〇万ト台を記録し、その後も、単収の向上等によりこれに近い水準の潜在生産量が続いている。

一方、米の消費量は、昭和三八年度の一三四一万トをピークにして次第に減少に転じており、一一〇〇万ト以下となっており、米の潜在的需給のギャップは約三〇〇万トを越える水準となっている。

こうした米の需給ギャップをうめるために、生産調整が行われることになった。

米の生産調整は、昭和四五年より過剰米処理対策として打出された減反政策である。

昭和四六年から五〇年度までを「稲作転換対策」として、米の生産調整に重点を置き、昭和四八年度までの三か年は休耕も対象にした。

昭和五一年から五二年度までは「水田総合利用対策」として、米の計画的生産及び食用農産物、つまり米以外の作物の自給力向上のための水



田の有効利用に重点を置いた。

昭和五三年から六一年度までのおおむね一〇年間は、これを数期に分けて「水田利用再編対策」として、長期的な視点に立ち、米の生産を調整しつつ、農業生産構造の再編成を図るもので、三年ずつを各三期に分けて実施するものであった。

昭和六二年から平成四年度までの六年間を前期三年と後期三年間に分け、相変らずの米需給不均衡を調整するために「水田農業確立対策」として、水田を活用して生産される作物の生産性の向上、地域における輪作農法の確立及び需要の動向に応じた米の計画生産を生産者、生産者団体の主体的な取組みを基礎にして行政と生産者団体が一体的に推進するというものであった。

生産調整等の基礎となる減反あるいは転作の面積は、国全体の面積が定まり、各県、各市町村に目標面積として示される仕組みとなっている。市町村では、生産者団体と行政が調整協議によって目標面積を効果的に消化実施できるよう方針を定め、各地域ごとに配分目標を示し、その推進を図るものであった。

昭和四五年からの減反政策では、農業構造改善事業等による水田の基盤整備事業を実施中であり、整備可能な水田は計画的に整備し、不便で農機具の使用が困難な水田は山林に返すような指導を強力に進めてきたものであった。

昭和四五年からの久万町の転作内容を見ると、特に四六、四七年は永年転作の山林転用が最も多い。普通転作では、トマトが集団転作として定着し、京阪神市場へ出荷量を伸ばしている。

五四年からは土地改良通年施行面積が減反分として加わっている。

今後有利な水田農業の推進のために、小規模団地化の推進、互助制度の導入、地域営農加算金の取得など、地域農業集団の話し合いによって計画的な取り組みについての研究を深めなければならぬと考える。

米生産調整実施状況（昭和45年～52年）

（単位 ha）

種別 年度	目標別 当面積	実施 面積	実施 農家数	減反転用内容					土地改良通 年施行面積	備 考
				休耕	普通転作	集団転作	永年転作	特認作物		
45	141.1	153.4	1,211	74.5	61.5		17.4			
46	141.1	164.3	1,238	39.4	48.1	7.1	68.9		46年～50年 5ヶ年米生産調整	
47	147.6	155.4	1,117	33.6	31.1	6.4	84.3			
48	147.6	147.1	1,043	23.7	24.3	10.5	88.6			
49	103.0	111.8	853	0	14.6	10.0	90.2			
50	87.7	98.7	752	0	14.3	11.2	73.2			
51	20.5	53.9	42.6	0	26.3	11.9	4.4	11.2	水田利用対策 51年～52年2ヶ年	
52	21.0	26.8	30.3	0	9.1	8.4	2.0	5.7		

普 通 転 作										補 助 金 総 額
大 豆	小 豆	その他 豆 類	きゃべつ	とうも ろこし	さ と い も	たばこ	その他 野 菜	施 設	計	
277.6	155.6	23.2	47.9	77.1	17.4	2.0	58.2	—	659.0 a	円
									329,500	10,631,264
76.4	52.9	29.7	43.1	57.7	16.5	36.5	46.4	1.1	360.3	円
									180,150	5,712,630
40.5	4.0	5.2	5.6	79.6	9.9	—	72.8	3.2	220.8	円
									110,400	2,288,792
105.1	36.6	8.6	39.5	41.7	12.4	—	67.1	—	311.0	円
									155,500	4,980,324
188.7	107.8	1.0	59.6	20.4	15.8	57.7	123.0	7.2	561.2	円
									280,600	6,089,356
185.3	107.2	2.8	172.2	109.6	6.5	99.5	68.9	36.8	788.8	円
									394,400	5,954,824
319.2	480.1	21.0	5.5	13.4	14.5	96.0	96.4	3.4	1,049.5	円
									524,750	11,003,150
67.5	14.9	6.0	55.9	30.6	1.0	111.9	202.2	3.1	493.1	円
									246,550	5,601,078
44.5	4.1	6.0	77.9	—	4.0	81.7	142.2	2.8	363.2	円
									181,600	4,942,856
1,304.8	963.2	103.5	507.2	430.1	98.0	465.3	877.2	57.6	4,806.9	円
									2,403,450	57,204,274

水田総面積

46年米生産調整割当量 629,484 k  
 46年米生産調整割当面積 14,610 a  
 46年米生産調整実施面積 16,405 a

転作面積 71,968 a  
 { 永年転作 6,898 a  
 集団転作 (トマト) 965.7 a  
 普通転作 4,806.9 a

休耕面積

{ 一般休耕 3,857.2 a  
 養 魚 77.7 a

昭和46年米生産調整実績・精算補助金

大字別	減反面積 面積・補助金	減反面積	休 耕		永 年 耕 作					集 団 転 作 (トマト)
			休 耕	養魚	植 林	桑	栗	その他	計	
東 明 神	面 積	2,938.0 a	773.2	3.1	1,162.5	140.7	57.0	1.4	1,361.6	141.1 a
	調整数量	129,398 k	基 本 額		k × 68円			8,779,064	1,361,600	141,000円
西入 明 神野	面 積	1,663.5 a	535.5	1.0	605.9	88.6	3.5	—	698.0	68.7
	調整数量	70,085 k	"		"			4,765,780	698,000	68,700
久野 万尻	面 積	658.7 a	158.0	—	187.7	48.1	5.9	—	241.7	38.2
	調整数量	27,919 k	"		"			1,898,492	241,700	38,200
菅 生	面 積	1,518.7 a	513.6	8.3	544.9	48.1	26.7	5.2	624.9	60.9
	調整数量	60,868 k	"		"			4,139,024	624,900	60,900
上野 畑川	面 積	1,755.2 a	286.9	29.5	785.0	38.0	9.2	0.4	832.6	45.0
	調整数量	72,517 k	"		"			4,931,156	832,600	45,000
下野 畑川	面 積	1,678.4 a	388.4	23.3	384.7	10.1	4.8	—	399.6	78.3
	調整数量	74,743 k	"		"			5,082,524	399,600	78,300
直 瀬	面 積	3,091.5 a	732.0	3.1	996.6	54.3	28.7	49.0	1,128.6	178.3
	調整数量	134,875 k	"		"			9,171,500	1,128,600	178,300
露父 ノ 峰川	面 積	1,589.2 a	175.3	4.7	650.9	77.5	113.7	11.1	853.2	62.9
	調整数量	65,271 k	"		"			4,438,428	853,200	62,900
二 名	面 積	1,512.3 a	294.3	4.7	669.5	41.0	47.3	—	757.8	92.3
	調整数量	57,517 k	"		"			3,911,156	757,800	92,300
計	面 積	16,405.5 a	3,857.2	77.7	5,987.7	546.4	296.8	67.1	6,898.0	765.7
	調整数量	693,193 k	"		"			47,137,124	6,898,000	765,700

久万町全域（昭和53年～63年）

（単位 a）

種別 年度	転目 標作 面積 等積	転実 施作 面積 等積	◎ 米 面 積	転実 施作 面 積	特 定 作 物				
					そ ば	大 豆	飼 料	そ の 他	小 計
53	4,200	5,952	—	5,952	685	701	153	19	1,558
54	4,200	7,706	—	7,717	621	639	132	18	1,410
55	5,300	8,263	—	8,263	823	958	133	0	1,914
56	7,881	9,098	—	9,098	622	1,114	81	0	1,817
57	6,080	8,090	—	8,090	520	885	74	0	1,479
58	6,030	9,409	—	9,409	431	806	44	0	1,281
59	8,120	8,691	107	8,584	399	724	26	0	1,149
60	8,070	8,622	507	8,115	422	510	15	0	947
61	8,630	9,096	81	8,003	273	326	206	0	805
62	9,684	9,745	80	8,653	349	246	207	0	802
63	12,500	13,569	80	11,077	568	928	187	0	1,683

種別 年度	永 年 性 作 物				一 般 作 物							通 年 施 行
	栗	そ果 の 他樹	そ の 他	小 計	野 菜	大以 外豆 類	た ば こ	花種 苗 木類	林 地	そ の 他	小 計	
53	235	5	35	275	2,281	226	140	76	240	48	3,011	1,108
54	253	9	39	301	2,555	148	421	155	264	56	3,599	2,407
55	315	2	117	434	3,202	138	522	73	400	53	4,388	1,527
56	314	7	122	443	4,118	133	498	62	503	76	5,390	1,448
57	344	7	62	413	4,197	89	544	101	491	20	5,442	756
58	240	7	13	260	3,952	115	636	50	353	19	5,125	2,743
59	208	8	0	216	4,583	93	639	64	228	16	5,623	1,596
60	125	28	4	157	4,549	125	572	42	135	22	5,445	1,566
61	106	24	38	168	5,074	80	558	20	185	15	5,934	1,096
62	121	26	22	169	5,780	219	488	38	124	12	6,661	1,021
63	142	248	96	486	7,104	90	425	23	210	30	7,882	1,026

ア 米の政府売渡し状況

昭和二七年から四二年までの農協支所別の米穀買入実績を集計したものと昭和四三年から六三年までの米穀政府売渡し実績を別表に示している。

昭和五九年度からは多用途利用米の売渡しが始まった。

農協別米穀買入実績

(単位 俵)

年次 農協別	昭和 27	28	29	30	31	32	33	34
明神	3,658	3,038	1,473	5,194	3,964	3,367	6,170	6,214
久万	1,043	688	320	1,268	1,262	1,085	1,770	1,950
直瀬	1,723	1,395	778	2,919	2,549	2,525	3,186	3,985
畑野川	2,638	2,375	1,670	3,840	3,467	3,179	4,383	5,451
父二峰	835	670	215	1,429	1,282	932	1,602	2,078
計	9,897	8,166	4,456	14,650	12,524	11,088	17,111	19,678
42年を100とし 27年を100とした場合	24.4	20.14	10.1	36.1	30.9	27.4	42.2	48.5
42年を100とし 27年を100とした場合	100	82.5	45.02	148.02	126.54	112.03	172.89	198.83
年次 農協別	昭和 35	36	37	38	39	40	41	42
明神	5,961	6,294	6,937	5,686	8,101	7,627	10,381	12,070
久万	2,143	2,294	3,011	2,422	3,750	3,966	5,333	6,747
直瀬	3,889	4,356	5,000	3,143	5,940	5,427	6,956	8,106
畑野川	5,353	5,762	6,139	3,680	6,604	5,776	6,939	7,447
父二峰	2,192	2,273	2,705	1,758	3,835	3,325	5,134	6,167
計	19,538	20,979	23,792	16,689	28,230	26,121	34,743	40,537
42年を100とし 27年を100とした場合	48.2	51.8	58.7	41.2	69.6	64.4	85.7	100
42年を100とし 27年を100とした場合	197.41	211.97	240.40	168.63	285.24	263.93	405.40	409.59

米穀政府売渡実績

(単位 袋)

年度 種別	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53
うるち米	76,921	85,906	62,872	41,233	46,130	57,034	58,862	57,545	56,504	59,005	58,426
水もち	339	215	401	310	289	925	2,208	1,482	310	536	1,001
陸もち	1,163	318	191	31	57	71	46	78	59	47	
他用途利用米	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	78,423	86,439	63,464	41,574	46,476	58,030	61,116	59,105	56,873	59,588	59,427
年度 種別	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	
うるち米	52,397	32,057	47,338	43,981	48,441	54,676	49,647	48,248	41,099	43,264	
水もち	976	693	702	1,615	1,936	1,433	889	947	1,085	948	
陸もち											
他用途利用米	0	0	0	0	0	127	748	122	122	956	
計	53,373	32,750	48,040	45,596	50,377	56,236	51,284	49,317	42,306	45,168	

七 開 拓 史

1 失業対策として始まった開拓  
 終戦直後の開拓事業は、日本全国で、  
 当時数百万人にのぼるといわれた復員  
 軍人・海外引揚者、もと軍需工場職員  
 や軍人失業者に職を与えるという目的  
 で、昭和二十一年五月に占領軍司令部が  
 日本政府に対して、六〇億円の経費を  
 予算に計上するよう指令したことに  
 じまる。

開拓計画は、終戦直後の経済的、政  
 治的混乱の中ですすめられたため、筋  
 のないものであった。二三年、政府も  
 「開拓事業実施要領」を定め、開拓事  
 業をたんなる一時的失業対策としてで  
 なく、農地改革とあわせて、専業自作  
 農の育成と、食糧増産をはかる政策の  
 一環として行うことにするとともに、  
 入植者だけでなく、地元増反も大幅に  
 みとめ、開拓事業の制度はようやく整  
 えられていった。

このころ開始された農地改革では、

入植地買収売渡実績

地区名	買 収			売 渡			備 考	
	買収面積 (a)	筆 数	地主数	売渡面積 (a)	筆 数	売渡相手数		
久万川瀬父二峰	山神	3,894	89	30	3,894	154	20	入植者 12名 増反者 8名 久万町売払い 所管換
	小血木	2,617	58	22	2,617	144	13	
	赤紫	3,000	2	1	—	—	—	
	計	9,511	149	53	6,511	298	33	
	新開山	—	—	—	4,876	192	16	
	西峰	3,679	85	32	3,679	128	10	
	登毛	1,134	11	7	1,184	42	6	
	笹森	2,056	5	4	2,056	27	6	
	計	6,869	81	43	11,745	389	38	
	由良野	3,395	73	11	3,395	98	8	
瀬戸	8,824	25	7	8,822	52	6	父二峰村売払い	
芋坂	5,591	50	27	5,591	75	12		
ジョン	2,409	12	5	—	—	—		
計	20,219	160	50	17,810	220	26		

地元増反買収売渡実績

	買 収			売 渡		
	買収面積 (a)	筆 数	地主数	売渡面積 (a)	筆 数	売 渡 相手数
久万川瀬父二峰計	2,530	281	84	2,580	450	781
	4,890	114	72	4,290	675	209
	433	51	21	433	68	23
計	7,853	396	177	7,853	1,193	413

既耕地のみならず、未墾地も国が強制的に買収することがきめられていたため、開墾に適するとみとめられた林野は、どんどん地主から解放されていった。

しかし、無一文で開拓地に入植した人たちは、はげしい開拓地の仕事と生活に耐えられず、離農していく人が多かった。開拓事業がいちばん盛んに行われたのは、昭和二二年から昭和二四年までの間であつた。

## 2 地域開拓計画

緊急開拓事業発足当時の入植状況は、ただ単に食糧の自給化と、いわゆる、失業救済的な手段のみによって早急に着手した関係から、入植者の選定はもちろん、取得用地の利用についての計画性もなかった。したがって、一部には過剰入植、あるいは、経済事情の変化のための経営困難など、種々の弊害を生じた。

入植者がその土地に安定して、永続的に農業を営むには、自然的環境も重要な因子であるが、生活環境をつくることも開拓の成否を決定する重要な因子である。そのため、国は、入植者住宅・教育施設・飲料水施設・電気導入事業など、入植施設の各般にわたって補助を行っている。開拓者の生活向上のため久万町においても次表の補助を受けている。

開拓計画年度別樹立表（昭和25年度）

地区名	面積 ha	内 訳							戸 数	
		耕地	薪炭林	採草地	宅 地	不用地	防災林	その他	入植	増反
瀬戸	88.24	16.57	3.75	6.93	0.25	58.92	1.37	0.45	5	
笹登	40.00	22.00	10.28	4.40	1.10			2.22	11	
芋坂	83.22	38.96	8.25	16.90	1.10	14.21		12.80	11	16
川瀬	70.00	58.09		10.20				1.71		143
西峰	50.85	34.42	6.00	7.36	1.10			1.97	13	7
計	331.545	170.04	28.28	45.79	3.55	73.13	1.37	19.15	40	166

電気導入補助事業実績表

地区名	実施年度	受益戸数	事業量 (km)	事業費 (千円)	補助額（千円）		
					国	県	計
西 峰	30	20	4.0	939	300	300	600
東 明 神 (山神、小四木)	30	22	2.5	498	52	52	104
由 良 野	37	6	2.6	649	216	216	432
計	97	48	9.1	2,086	568	568	1,136

入植者住宅補助事業実績表

組合名	年度		21		22		23		24		25		26		27		28		29		30		
	事業量 補助	補助額	事業量	補助額	事業量	補助額	事業量	補助額	事業量	補助額	事業量	補助額	事業量	補助額	事業量	補助額	事業量	補助額	事業量	補助額	事業量	補助額	
東 明 神 (山神、小皿木)			14	63	2	18			1	40			2	145	2	156							
新 開 山	7	17			6	324	1	54					1	73									
西 峰 野	7	147			1	54							1	85									
由 良 坂	5	56			1	54															2	180	
芋 登					1	54					5	250	3	230	2	156							
笹 戸					1	54				2	100	2	158										

組合別1戸当たり融資額  
昭和30年

組 合 名	1戸平均融資額 円
東 明 神	70,145
新 開 山	111,484
西 峰 野	144,762
笹 登 坂	69,294
芋 登 野	84,163
由 良 野	42,220
瀬 戸	24,000

3 開拓當農のうつり変わり

開拓地に対しては、適地適生産及び開拓地の実態に即して、合理的な生活に立脚した総合農業経営を行わせて、食糧の増産を積極的に推進し、開拓農家の自給態勢の確立をはかることが目的であった。開放未墾地を基礎として土地の最も高い利用形態を具備する自作農家を建設して、土地の利用増進をはかり、自作農家があくまで農家として発展し、安定した文化生活を営まねばならないのであるから、個々の開拓地がその立地条件に立脚した営農類型を考えなければならぬ。しかし、国・県などの樹立計画に対して当町の計画はほど遠く、主として、役牛・陸稲・豆類・いも類・麦・トウモロコシなどの畑作であった。現金取得としては、主に木炭生産に打ち込み、生活の支えとしていたが、

組合別1戸当たり経営規模及び農業収入

組合名	1戸当たり経営規模			農業粗収入			傾斜度別面積比		
	耕地計画	薪採炭地	開墾面積	50万～30万	30万～20万	20万円未満	0～8	8～15	15以上
東明神	13.7	11.2	11.2	6	10	5	17%	25%	58%
新開山	16.8	17.5	13.8		3	13		10	90
西峯	26.4	12.6	17.4		6	3		18	82
笹登坂	21.0	19.0	12.9			11		8	92
芋坂	34.7	26.2	6.5			4	5	5	90
由良野	25.7	22.8	22.7	2	3	2		9	91
瀬戸	29.5	19.8	8.1			5			100

八名の移住者を送り出している。

残留者においても種々経営形態をかえてみたが、これといったきめ手もなく、自立経営のきざしは、はかばかしくなかった。日本経済の発展に伴う土木事業開発は、久万町にも浸透してきた。日雇労働者として労

原木の減少と、食糧事情の好転に伴い、ますます既存農家との所得格差は大きくなり、離農に傾く者もでてきて、昭和二八～三〇年ごろがこの大きな変革期であった。

また、無計画による過剰入植のため(芋坂・紅吉)政府においては、現に営農不振であり、今後も営農振興が困難であると認められる開拓者で、離農のための移転を希望しながら手持現金がないため移転できない者に対し、離農の助成措置を講ずることにより、その移転の円滑化をはかるため補助金を交付した。また、海外移住奨励などもあわせて促進され、久万町においても

働力を投入し、開拓事業は従属の形となるなかで、タバコ耕作が取り入れられるようになり、生活・経営ともに安定をみる開拓者が現れ、既存農家の所得をはるかにこえる者もでてきて、開拓者としての地位も確立されるようになった。

#### 4 開拓今後のあり方

現在入植している者の中で営農の基礎が確立しているか、生活が安定している、今後特別の措置をしなくても、一般農政のわくの中で自立ができるとみなされる農家は別として、既存の経営を成長させても、経営転換をはかっても、その農家の振興をはかることが困難であり妥当でないといみなされる農家、二種兼業、又は営農を伸ばし得ないとみなされる農家については、離農対策による転職などを斡旋し、再起の道を求めることが必要である。

残留者に対しては、環境整備に重点をおき各自経営計画を組合ごとに作成させ、妥当な計画については、不足資金・整備資金の融資をして、経営の合理化をはかり、新興農家の目的達成に努力しなければならぬ。

しかし、今後の営農の問題点としては、次のようなことが考えられる。

当初、現在開拓者調 (昭和40年調)

組合名	当初入植者	離農又は農	現在組合員
東明神	21	10	11
新開山	17	5	12
西峯	11	3	8
由良野	7	3	4
笹登坂	12	12	0
芋坂	11	7	4
瀬戸	5	5	0
計	84	45	39



1、傾斜地である。

2、草生地が多い。

3、各戸面積が一樣で相当の団地を形成している。

4、進歩的で旧習になじまない。

ことなどがあげられ、畑作農業主体の、この特色を生かした農業経営をすることが大切である。

## 八 農業災害

### 1 農作物災害

久万町の農業は、米・麦・雑穀生産から始まり、三榎・楮・粟・茶・製炭・畜産・養蚕・養蜂・椎茸等、その時代の要求に応じ、繁栄又は衰退しているものがある。

最近では、たばこ、野菜等の園芸作物が盛んになり、ごく最近では、出稼ぎ農家(第二種兼業)が急増し、農家形態がかなり変わってきた。このような変貌、沿革の中で、農業災害が全くなかったという事ではないが、久万町の災害についての古い資料は見当たらないため、古いことは、計数的に知ることができない。「松山叢談」による、上浮穴郡の農業災害を表に記して参考にする程度である。昭和二三年以後については、統計調査事務所の資料により久万町の水稻、裸麦の作況は明確である。

徳川時代農業災害年表

〔「松山叢書」による〕

西暦	和 暦	記 事
1664	寛文4年	秋の大不作、城主には3割の家中より借米があり、三度の食事を一度に減らし、粥をすすった。また飼っていた小鳥も全部放った。
1673	延宝元年	6月大雨、飢饉、石手河原乞食に粥を配る。
1678	延宝6年	大風雨、同7年より年貢春免となる。
1702	元禄15年	" 損米 33,888石、死者 16名
1707	宝永4年	" " 20,179石
1722	享保7年	風水害、家屋流失 307戸、潰家 1,171戸、死者 88名
1732	" 17年	うんか、大飢饉(うんかと云う虫わきて云々)死者4,780名、牛馬死3,097匹義農作兵衛
1740	元文5年	風水害、損米 14,065石
1741	寛保元年	" " 64,569石 久万山百姓共松山城下へ向い、引返し800人大洲領へ罷越す、久万山百姓一揆
1744	延享元年	風水害、損米 26,500石
1750	天明3年	旱 害 " 42,059石
1783	天明3年	大 雨 " 24,930石
1792	寛政4年	大風雨 " 52,609石
1806	文化3年	旱 魃 " 13,432石 入野と久万町村の百姓、水争あり藩の裁定に服せず大洲藩に逃散を計り松皮峠を越え二名村に入った事件(藤井年表による)
1817	" 14年	? " 21,160石
1821	文政4年	雪 害 3年11月12日より降り始めた雪は50年来の大雪、麦不作で種麦も乏しかった。その他畑作皆不作(藤井年表)
1822	" 5年	旱 魃 損米 116,258石
1828	" 11年	? " 53,729石
1832	天保3年	風雨害 " 16,024石
1833	" 4年	? " 13,391石
1836	" 7年	大凶作、米価騰貴(藤井年表)
1838	" 9年	? 損米 20,190石
1839	" 10年	? " 33,536石

農業共済事業についてみると、昭和二二年一二月、農業災害補償法ができ、この法律に基づき、一行政区一組合の建て前から、昭和二四年に、久万町・川瀬村・父二峰村と、それぞれ三つの農業共済組合の設立となり、以来共済（保険）事業が行われてきた。

ひとことではいえば保険と補償をひとつにした制度である。その後、昭和三四年には町村の合併が行われ、これにともない前記三つの農業共済組合が、昭和三五年二月一日に合併し、久万町農業共済組合として発足した。しかし、この組合は、営利事業が行えないので、組合運営困難な面があり、むしろ、町が行政の中で共済事業を行った方が、経費面、農家の信頼度の点からいって、より健全運営がなされるであろう観点から、昭和三八年四月一日、農業共済事業は町移譲となり現在に至っている。

## 九 戦後の農業政策の転換

### 1 新農山漁村総合対策事業

この事業は、いわゆる「新しい村づくり」の別名で一般に知られており、また適地、適産農政ともいって、時の農林大臣が、その企画者となり、推進者となって、戦後の農政に一つの転期をもたらした。

昭和三十一年四月、閣議決定により全国五〇〇〇の町村に平均一〇〇〇万円の特別助成事業を行うことになった。そうして、年次ごとに実施町村を定めて、二年間の継続で、特別助成事業を実施した。

前記の閣議決定による大臣通達及び対策要綱を要約し、この事業実施の背景を探ると次の三点になる。

1、昭和二六、七年ごろを境として、世界的に農産物の生産過剩傾向が現れ、

価格低下が顕著となった。

2、農地改革によって小規模零細農家が出現し、資本装備、経営基盤が不安定である。

3、工鉱業の伸長発展にともない農林業との所得格差が増大し、農林業の立ち遅れが目立ってきた。

以上の問題点に基づいて、各地域で従来の米穀重点の農業生産を、適地、適産農業に転換させるための総合施策を実施するということが、この特別助成事業のねらいである。

久万町の場合、特別助成事業が実施され始めたころは、まだ合併が行われておらず、旧川瀬村が県下で初の指定を受け、三二年度より事業を実施した。久万地区、父二峰地区は、合併後の三五年より二か年で事業を実施した。

事業内容は表のごとくであるが、この事業を計画するに当たって、各町村に推進協議会を設け、小集落で将来の農林業振興について話し合いをもち、それらの集約として、各町村の振興計画を作成するという段取りになっていたため、町役場の職員が毎夜のように小集落を回って助言・指導をした。

この時、作成した農林業振興計画は、いわゆる、積み上げ方式による地域農林業開発計画の処女作ともいべきものである。それは、各町村ごとに小冊子ができたほどの、実に細かく綿密なもので、あらゆる事項が網羅されている。

旧川瀬村の事業完了の翌年、すなわち、三三年四月には会計検査院の検査があった。補助事業の経理及び現物、工事出来高のきびしい検査が

久万町農山漁村振興特別助成事業実績

事業種目	事業量	事業費	国庫補助額
林野整備事業調査計画	109.6町	24,783	7,000
林道	286m	1,318,000	395,000
用材林育成	2町	48,075	7,000
共同貯水槽	7基	529,359	255,000
共同集荷場	8棟 206.2坪	5,532,995	2,440,000
木炭倉庫	3棟 50坪	641,000	287,000
移動製材施設	丸鋸 原動機1	157,109	75,000
移動製炭施設	3基 機械器具一式	117,100	50,000
共同乾燥施設	1棟 10坪 機械器具一式	351,550	160,000
共同畜舎	1棟 58坪	1,075,000	360,000
肉畜共同出荷場	3棟 6.56基 機械器具三式	561,000	261,000
集乳所	2棟 6坪	150,000	74,000
飼料自給促進施設	2.5町	45,550	13,000
農事放送施設	1カ所	607,988	290,000
生活改善展示施設	2カ所 2.5坪	100,000	50,000
合計		11,289,509	4,724,000

実施された。この時の検査官が、全国にその名をとどろかせた吉田課長であった。

戦後の補助金行政は、このころまでゆがみを生じていて、かつまた工事も粗漏なものが多かったといわれてきたが、会計検査のきびしい追究



林業構造改善研究会

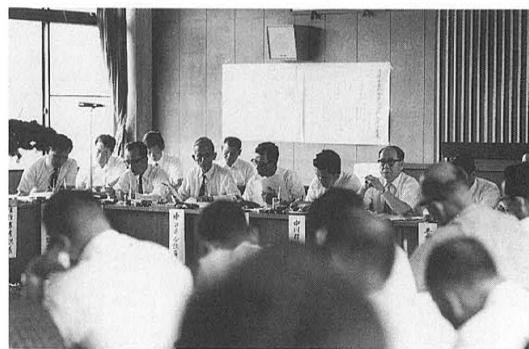
2 農業構造改善事業

ア 農業基本法制定のあとさき

農林漁業基本問題調査会は、日本農業の基本問題と基本対策について昭和三五年六月総理大臣に答申した。新農村政策以来、農業の「まがり角論」で迷っていた時だけに、関係者に大きな期待と関心を呼び起こした。

久万町でも直ちにこの問題に手をつけた。すなわち愛大文理学部助教 授若林秀泰、同農学部助教授岩谷三四郎、県農政課技師高岡栄治を講師団に委嘱し、各地区から二〇名の精農家を選んで、久万町農林業基本問題研究会を結成し、昭和三五年九月に発足させた。同年一月には合併前旧川瀬村の農業振興計画に貢献のあった島根農大教授安達生恒を迎え

によって、新しい転期を迎えることになった。  
ともあれ、表のように、総事業費の一二〇余万円、補助金の四七〇余万円を施設を中心として全町に配分し、総花的に実施したわけであり、その事業そのものを大きく評価することはできないが、増産主義の戦後の農政が、一つの転換をみたという点では見逃せない問題である。



初めて開かれた全町の検討会風景

て、全町検討会を開くなど積極的な動きを始めた。

政府も調査会の答申を受けると、ただちに西欧先進国の例を参考にして、農林漁業の基本法を三五年通常国会に提出、翌年六月国会を通過した。当時、この法案については、野党である社会党、民社党においても、それぞれ独自の基本法案を打ち出して世論に訴えるなど積極的な活動がなされたため、ジャーナ

リストは、この国会を農基法国会だと批判したほどである。

ところで、町の研究会も検討を重ねるに従って、将来の自立農林家育成、あるいは、農林業を地域の主要産業として発展させるために、林業の問題を重視する必要があるが、林業問題については、基礎的な問題がほとんど理解されていないことから、町長は、愛大農学部助教岩谷三二郎の援助を受けて、農学部長岩城鹿十郎に、久万町の林業総合調査を依頼した。

#### イ 林業総合調査の実施

農学部林学関係の研究室でも、地方大学として地域の問題と直接かわり合いのある調査研究に関心を寄せていた時だけに、久万町の要請があると、ただちに林政学・森林経理学・木材理学・造林学・農学部経営

学の実験室が総合調査団を編成した。

各研究主任調査員として、猪瀬理・森田学・山畑一善・金子章・岩谷三二郎の各教授・助教、それに助手・講師を合わせて総員一三名が、二年の歳月をかけて、久万町の林業に科学的な見地からメスを入れたのである。

なお、この調査には地元側として、久万・川瀬・父二峰の各森林組合、中野村・二名の林研グループと、個人では岡譲・秋本富栄・秋本通行・成川実等が積極的な協力援助を行った。

この調査は、全国的にも例のない貴重なものとして、各地の大学、研究試験機関から報告書の要請があった。また、昭和四〇年には、県下第一回の林業構造改善事業（森林組合の項参照）の基本理念として引き継がれることになった。

#### ウ 農業構造改善事業の計画

農基法制定により、政府は、昭和三六年を起点として、一〇か年計画をたて全国三五〇〇の町村に平均一億一〇〇〇万円の予算を組んだ。そして各地の構造改善対策事業を順次行うことにした。そこで初年度には各県とも一〜二町村をパイロット地区に定め、これを標本として一般町村の事業を始めることにした。

久万町は、県下で最初の一三市町村、一般地区の指定を受けた。町は、昭和三七年四月産業課内に企画室を設け、専任職員四名を配置し、昭和三五年に発足した基本問題研究会を、農業構造改善事業協議会に発展的に改組し、計画樹立に取りかかった。

農業構造改善事業は、各町村ごとに、将来の農産物の需給を考え、主

幹となる作目を選び、生産性の飛躍的向上を目的として、土地基盤整備、これに伴う大型機械、施設の導入、経営規模の拡大による自立農家の育成を図るといふものであり、全町村的な立場から計画をたてるとともに、重点地域（営農集団）を選定し、展示的な拠点を作る計画であった。

そこで、この事業を進めていくうえには、どうしても主幹作物の選定が必要であった。

久万町では、昭和三五年に発足した研究会が、たびたび研究を重ねた結果、米・畜産・木材を柱にして、たばこ・抑制（夏出荷）野菜を補完作物と決定していた。しかし、畜産については、乳牛か和牛かで意見がわかれたので、愛媛大学・県経済農協連合会・畜産会などの指導を受けたら、先進地の調査を行ったりして研究を続けた結果、和牛の飼育におちついた。

当時、一三〇頭を数えた乳牛も、翌三九年を境に、崩壊する運命をたどったのであるが、これは、町が選択作目から乳牛をはずしたことが原因であったのではなく、三八年春の豪雪や、酪農経営内部の矛盾によるものである。

そこで選択作目も決まり、林業総合調査も終わって、町の構造改善計画が具体的にまとまったのは三九年二月である。その骨子は次のようなものであった。

一、町の農業粗生産額の七割を米が占めているが、投下労働力が極めて高いこと。（一〇町当たり二一・六人）この労働力を半減させるために、水田の根本的改良を行う。

一、現在の農家も、将来、農業と林業の複合経営を基本としなければ、自立

化は困難である。

一、年間の労働配分、山麓草原地帯及び畑地、水田の裏作利用、土壌改良という観点から、肉牛の多頭飼育を行う。

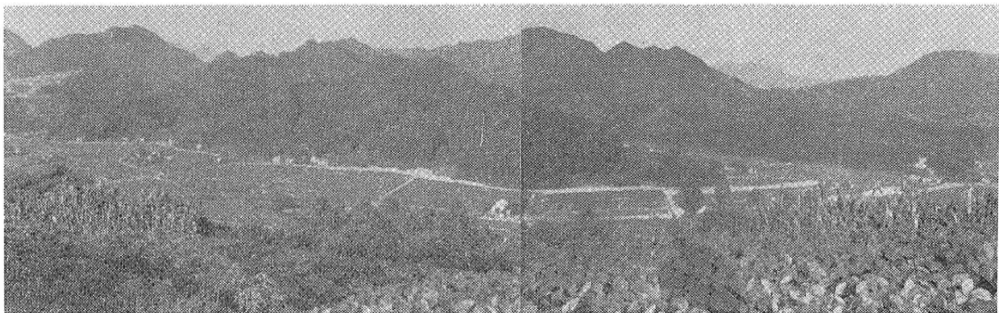
一、久万町の選択作目は、米・和牛・林業を主幹作目とし、補完作物をたばこ・抑制野菜とする。

以上四点を全町の基本方針と定めた。今度の構造改善計画は、次のとおりである。

一、一団地二〇畝以上の水田の区画整備を行い、大型機械の導入を図る。

一、水田の余剰労働力を町の選定した主幹作目、及び補完作物の生産拡大に向ける。

以上の決定事項について各地区で説明会を開催し、希望地区をとりまとめた。その結果、東明神地区の中組・本組地区と、直瀬地区の仲組地区、畑野川地区の中村・上狩場地区（ナベラ地区）に、一応の意思表示があった。しかし、関係農家全員の意



下畑野川の構造改善地区を千本ヶ原より望む 昭和43年 8月

志が一致するまでには、その後一か年、夜を徹しての話し合いと、誠意をつくしての説得工作が続けられたが、直瀬地区は初期において、辞退の申し出があったので、結局、二地区に決定した。

当時、農業構造改善事業は零細農首切りにつながるかと、生体実験だとか、革新陣営からきびしい反対論が出て、発達したマスコミの力を利用して、末端まで浸透していった。そのころ、愛媛県では、パイロット地区に指定した東宇和郡宇和町が、途中で一部反対農家のために流産したことの影響も手伝って、関係者の間には重苦しい空気が流れていた。

結局、畑野川地区の一部は、工事着工後において地区有志の斡旋により事業参加を申し出るといった状況で、かつて農業政策実施のうえで、これほど物議をかもした事業は他に例をみることができない。

反対の理由としては、さまざまな事柄があげられるが、その中でも農家の一般的な考え方は、収量主義とでもいうか、単位面積当たりの収穫増加についてのみ、高い関心をもっているだけで、労働生産性対策のための土地改良という今までに経験のない計画に対しては、十分に理解し得なかったし、共感を呼ぶところにはまだはいかなかった。また一面には、農村社会特有の固定的人間関係のひずみと感情のもつれがあったとも考えられる。

### 工 事業の実施と農協合併

農業及び林業構造改善政策事業の推進は、まず、組合（農協・森組）の合併問題がその前提条件である。町村合併以来協議を続けていた五つの農協、三つの森林組合合併について、町行政の立場から、県当局に指導の強化を要請するとともに、構造改善事業の一環として積極的に手をう



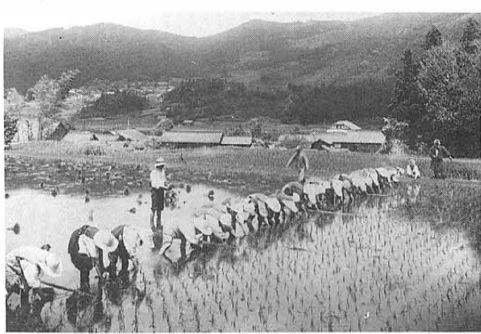
乗用田植機による作業



明神地区構造改善事業



動力散布機を使用する改善地区



共同で田植をする改善地区

ち、組合内部の盛り上がりと結んで、農協は四〇年四月、森林組合は、四一年三月に円満合併を達成した。こうして、名実ともに構造改善事業を事業主体として推進した功績は、県下に例のないものであった。

特に、農業構造改善事業の場合、大型の土木機械を駆使しての水田圃場整備事業というのは、郡内の、歴史始まって以来の工事であった。

しかも、久万町のような棚田の地形で大区画の耕地整理を行うことは、技術的・経済的に種々の問題点があった。県や農林省の専門家の間でも、もし、久万町で水田の圃場整備がやれるなら、県内でもできない地帯はまずあるまいといわれたほどの難事業であった。この事業を未経験な農協が事業主体として採りあげ更には、トラクターをはじめ、コンバイン、ライスセクターなど、水田の大型機械や施設の導入、あるいは、協業経営の実験など、米作合理化の開拓に積極的な試みを行ったのである。

#### オ 事業内容とその問題点

圃場整備事業は、四〇年一〇月より三か年の、年度分割継続事業で行い、初年度は、本明神地区から着手した。

四〇年度事業は、競争入札により、町内の沼田建設（代表者沼田建男）小田町大久保建設（代表者大久保通雄）、四一年、四二年度事業は、沼田建設の請負いで表のような工事が完成した。

この事業の推進体制は、地元受益者と農協、町が一体となって組織した。

#### (1) 現場事務所

現場事務所は明神・畑野川農協支所におき、支所長が事務長となる。町役場からは、現場監督として二名の職員を派遣した。また、受益者か

#### 事業計画の概要

No. 1 水田ほ場整備計画

地区名	本明神地区		ナベラ地区	
	現況	改善後	現況	改善後
対象面積	20ヘクタール	24ヘクタール	20ヘクタール	24ヘクタール
対農家数	64戸	52戸	56人	48人
水田枚数	730枚	126枚	750枚	142枚
1枚あたり面積	2.7a	16a	3.2a	16a
1戸あたり分散度	6ヶ所	2ヶ所	7ヶ所	2ヶ所
湿田率	40%	0%	30%	0%
10アールあたり労力	22.4人	8~10人	21人	8~10人

ばならなかった。

なお、圃場整備の付帯関連事業として、次の事業も同時に行わなければならなかった。

- 1、国有土地の処理―圃場内の水路、道路敷地を民有地とし、新道路を、水路と入れ替える。
- 2、電柱移転―電々公社、四国電力、有線放送の電柱を移転する。
- 3、水道配管移転―町営上水道工事の配管移転
- 4、町道つけ替え工事。
- 5、農地の交換分合事業―事業地区の農地を集団化し、受益農家数をとりまとめておくこと。

らは各工区ごとに一名宛の監督補助員を選任した。

#### (2) 工事施行委員

受益者総会で施行委員（明神一〇名、畑野川一四名）を選び、委員長、副委員長を選任して、現場の協力体制を整え、重要事項はすべて総会にはかることとした。（表参照）

#### (3) 事業推進本部

町長を本部長とし、農協組合長を副本部長・管理・業務・資金・営農の各課長、役場の建設・産業・農地の各課長を本部長として総合指導に当たった。

本明神地区事業施行委員

委員長	高橋進治郎
副委員長	石丸清美
監督補助員	大野甚男
委員	山之内朝雄
委員	石丸政利
委員	明神英雄
委員	宇都宮伝一
委員	宇都宮春生
委員	大野隆則
委員	露口実

畑野川地区事業施行委員

委員長	日野哲
副(監補助)	西山勇
監督補助員	渡部岸虎
委員	岩本一郎
委員	西村政雄
委員	西岡亨
委員	岡野裕浩
委員	渡部満尾
委員	山之内幸雄
委員	片岡都義
委員	今井繁知
委員	日野一清
委員	西村敦雄
委員	西村達雄

6、確定測量。

7、換地計画—完成した農地の配分及び登記

これらの付帯事業の他に、工事途中には、飲料水の使用不能・住宅敷地近辺の取付道・用地の買収・交換・仮道の設置など、数えきれない問題が次々と発生した。そのために担当者は、工事本来の問題よりも、問題処理、苦情対策に忙殺されるといった有様であった。

特に、明神の場合、国道33号線の改修工事と、圃場整備の工事時期が重なった(実は積極的に並行させたのは町側の計画)ので、狭い盆地に、ブ

ルドーザー、ダンプカー、および、土木労務者がひしめき合い、さながら戦場のごとき有様で、二つの工事の関連も多く、交渉の連続であった。しかし、建設省久万出張所長の好意ある措置によって、圃場整備は順調に進んだ。

ともあれ、農地の改良、改革の中でも、水田の区画整備工事ほど複雑で問題が多く、かつ農家の関心が高かったものは、他にその例をみなかった。

力 協業経営の導入

農業構造改善事業は、単なる土地改良事業ではなく、整備された水田に大型農具を導入し、経営改革を促進することがそのねらいであった。前段で述べたように、久万町の場合も四〇年度から、二〇馬力の乗用トラクターを二台、畦畔自走ダスター一台を久万町農協の施設として導入した。

これらの機械を運転し生産能率を高めるには、個別の零細規模のままではどうにもならなくなって、協業経営の形をとらざるをえなくなった。そこで再三にわたる協議の結果、換地計画も終わっていないではないかと意見が統一され、明神の場合は一年、畑野川の場合は二年の間、水田稲作の完全協業経営が行われることになった。

協業経営の概要は次のようなものである。

ア、受益農家全員協業の組合員とし、組合長、会計、庶務を選任して、組合を運営する。

イ、作業は一箇班、六〜七畝を受け持ち、所属班員を定めて、班長を中心に苗作りから、収穫まで完全協業とする。



ナベラ地区協業経営収支決算書  
収入の部

項目	金額 (円)	摘要
米代金	3,892,738	中村 575 狩場 421
保有米	1,223,664	中村 214 狩場 104
くず米	9,600	中村 8
利子	5	8/30現在
合計	5,126,007	

支出の部

労賃	1,383,512	明細別紙
肥料代	330,980	中村 200,930 狩場 130,050
農薬代	106,585	中村 57,275 狩場 49,310
資材費	70,312	温床紙 紙袋外
耕耘料	78,285	反当 750 1043.24反
共済掛金	71,136	共済組合へ
農機具費	101,705	明細別紙
穀摺費	39,420	中村 789 狩場 525.30
米運賃	7,968	996袋 @ 8
燃料費	26,724	明細別紙
電気代	8,110	〃
電気工事費	3,300	狩場 乾燥機用
修理費	3,000	自脱修理 イセキ
水利費	35,000	中村 20,000 狩場 15,000
苗運費	4,500	参川ヨリ
雑費	21,183	田植 オヤツ代外
予備費	30,000	総会費外
小計	2,322,520	
組合員金	2,803,487	地代分
合計	5,126,007	

の責任体制が不備であったことが主要なものといえよう。  
なお、参考までに明神地区、ナベラ地区（畑野川）の初年度成績を表に記録した。

ナベラ地区協業経営分析表

項目	金額 (円)	反当金額 (円)	備考
肥料代	330,980	3,171	総面積 104.3反
農薬費	106,585	1,021	
資材費	70,312	674	
耕耘料	78,285	750	
共済掛金	71,136	682	
人件費	1,383,512	13,256	
その他経費	180,005	1,725	
合計	2,322,520	22,253	
収金額	657俵	6.3俵	
人件費 (時間) 男女 合計	5,126,002	49,109	
	6775.5時	649.1時	649.1時→8.1人
	6711.0時	642.9時	642.9時→8.0人
		1292.0時間	

ウ、協業に提供する農地は、工事関係農地とし、すべて均一の評価として地代配分の基準とする。  
エ、労働力は、各自所有反別を基本として提供し、労賃は、男女別区分以外を均一評価とする。ただし、トラクターの運転手は、農協の責任とする。  
オ、その他生産資材、農具など必要なものは、組合購入のものを除いて、各農家の持ち寄りとする。  
このような取り決めに従って運営されたが、全国的にも協業経営としては、非常に困難の多いとされている稲作部門の完全協業経営を導入したために、東明神はじゅうぶんな効果を挙げずにくずれていた。  
その理由としては、いろいろあげられているが、根本の問題は、耕作者自らの自発的な意志で出発したものでなかったということと、小ささまざまの雑多な経営が、工事の地区内のみを対象として、属地的に組織されたことがあげられる。しかも指導資料、参考事例にも乏しく、指導

本明神地区協業経営収支決算書

収入の部

項 目	金 額 (円)	摘 要
米 代 金	11,238,112	政府2,516俵8,806,260円 クズ米 84" 73,452" 外
もみ種子	42,750	もみ345K×110円 =37,950 " 40 ×120 = 4,800
資材販売代	78,561	部 内62,314 部外者16,220
水稲共済金	134,460	
利 子	19,305	
雑 収 入	2,040	電柱敷地外
合 計	11,515,228	

支出の部

労 賃	2,928,158	
肥 料 代	722,765	
農 薬	251,170	
資 材 費	327,545	温床 紙袋 ビニール 除草機外
会 議 費	36,105	総会34,140 役員会 (木炭) 1,965
耕 耘 料	143,000	農協へ
共 済 掛 金	98,574	共済組合へ
脱 穀 調 整	193,688	脱穀169,920-46,163 =123,757 もみすり69,931
賃 借 料	56,396	耕耘機 散粉機 テラー外
事 務 費	4,300	用紙代外
接 待 費	48,526	オヤツ代外
雑 費	14,032	物対6,290印刷3,080外
小 計	4,824,259	
組 合 員 金 配 当	6,690,969	地代分
合 計	11,515,228	

本明神地区協業経営分析表

項 目	金 額 (円)	反当金額 (円)	備 考
肥 料 代	722,765	3,625	19.9ha
農 薬	251,170	1,260	"
資 材 費	248,984	1,249	"
耕 耘 料	143,000	717	"
共 済 掛 金	98,574	494	"
人 件 費	2,928,158	14,687	"
その他経費	159,359	800	"
脱 穀 調 整	239,851	1,203	"
反 当 経 費		24,035	
収 量	1,642俵	8.23俵	19.9ha
金 額	11,280,862	56,582	"
人 件 費 (時間)			
男	12,198.1時	611.8時	7.6人
女	15,657.6時	758.1時	9.8人
合 計		1,396.9時間	

年度別事業実施状況（その1）

区分	番号	事業種目	第1年度実績(40年度)						第2年度実績(41年度)									
			事業量	事業費	負担区分				事業量	事業費	負担区分							
					国庫補助額	県補助額	市町村費	公庫資金			近代化資金	その他	国庫補助額	県補助額	市町村費	公庫資金	近代化資金	その他
補助	1	ほ場整備	14.95	24,835	12,417	4,966		9,930	2,488	11.51	19,092	9,546	3,818		7,620		1,926	
	2	連絡農道								69.3	2,089	1,044	417		830		215	
	3	区画整備								21.9	65	32	12				36	
	4	予備費																
		小計		24,835	12,417	4,966		9,930	2,488	102.72	21,246	10,622	4,247		8,450		2,174	
事業	1	トラクター	2台	2,042	1,021				1,021	20P	2,042	1,021					0	1,021
	2	畦ダスター	1台	185	92				93	S2台	185	92					93	
	3	モミ乾燥								1台								
	4	コンバイン																
		小計		2,227	1,113				1,114		2,227	1,113					0	1,114
	計		27,062	13,530	4,966		9,930	3,602		23,473	11,735	4,247		8,450	0	3,288		
融資単独事業	協	バインダー																
		小計																
	1	畜舎改造																
	2	サイロ																
	3	飼料機械																
	小計																	
	計																	
合計				27,062	13,530	4,966		9,930	3,602		23,473	11,735	4,247		8,450	0	3,288	

実 施 状 況 (その2)

第 4 年 度 実 績 (43年度)						第 4 か 年 合 計							
負 担 区 分						事 業 量	事 業 費	負 担 区 分					
国庫補助額	県補助額	市町村費	公庫資金	近代化資金	その他			国庫補助額	県補助額	市町村費	公庫資金	近代化資金	その他
						ha 43.95	千円 82,915	千円 41,457	千円 16,581	千円 33,140		千円 8,318	
						69.3	2,089	1,044	417	830		215	
						46.0	183	91	35			92	
						159.25	85,187	42,592	17,033	33,970		8,625	
						4台	4,084	2,042				2,042	
						2台	370	184				186	
6,450				5,160	1,290	2ヶ所 1棟260㎡	12,900	6,450			5,160	1,290	
260				200	60	3台	520	260			200	60	
6,710				5,360	1,350		17,874	8,936			5,360	3,578	
6,710				5,360	1,350		103,061	51,528	17,033	33,970	5,360	12,203	
			330		90	1台	420			330		90	
			330		90	1台	420			330		90	
			6,400		1,600	5ヶ所 8棟	13,840			11,030		2,810	
			240		80	13組	456			310		146	
			6,640		1,680		14,296			11,340		2,956	
			6,970		1,770		14,716			11,670		3,046	
6,710			6,970	5,360	3,120		117,777	51,528	17,033	45,640	5,360	15,249	

年 度 別 事 業

区 分	番 号	事業種目	第 3 年 度 実 績 (42年度)								事 業 量	事 業 費	
			事 業 量	事 業 費	負 担 区 分					事 業 量			事 業 費
					国庫補助金	県補助額	市町村費	公庫資金	近代化資金				
補 助	土地 基盤 整備	1 ほ 場 整 備	17.5	38,988	千円 19,494	千円 7,797		千円 15,590		千円 3,904			
		2 連 絡 農 道											
		3 区 画 整 備	24.1	118	59	23				59			
		4 確 定 測 量 費											
	小 計		39,106	19,553	7,820		15,590		3,963				
事 業	営 近 代 化 施 設	1 ト ラ ク タ ー											
		2 畦 畔 ダ ス タ ー											
		3 モ ミ 乾 燥 設 置	1ヶ所	0	0					0	1ヶ所	12,900	
		4 コ ン バ イ ン	2台	0	0					0	1棟260㎡ 1台	520	
	小 計		0	0					0		13,420		
計		39,106	19,553	7,820		15,590		3,963	1台	13,420			
融 資 単 独 事 業	協 業	バ イ ン ダ ー									1台	420	
		小 計										420	
	個 人	1 畜 舎 改 造	5	5,840				4,630		1,210	8棟	8,000	
		2 サ イ ロ											
		3 飼 料 処 理 機 械	5	136				70		66	8組	320	
		小 計		5,976				4,700		1,276		8,320	
計		5,976				4,700		1,276		8,740			
合 計		45,082	19,553	7,820		20,290		5,239		22,160			

久万町上直瀬地区（昭和45年度認定、昭和50年度完了）

補助事業  
土地基盤整備事業

事業種目	事業主体	工種又は施設区分	受益戸数	事業量	事業費	国庫補助金	公庫資金又は(起債額)	実施年度
ほ場整備	久万農協	区画整理	戸 106	36.5ha	千円 89,107	千円 54,553	千円 21,610	年度 45・46
		確定測量		36.0ha	360	180		
		換地計画		36.0ha	988	493		
		小計			90,455	45,226		
農地造成改良	"	造成改良	15	26.67ha	47,275	23,638	11,720	46~48
		確定測量		32.0ha	568	284		
		換地計画		48.0ha	1,463	731		
		小計			49,306	24,653		
連絡農道整備	"	連絡農道	106	2線 391.1m	6,385	3,192	1,530	45
計					146,146	73,071	34,860	

第四編  
産業経済

農業近代化施設整備事業

事業種目	事業主体	工種又は施設区分	受益戸数	事業量	事業費	国庫補助金	公庫資金又は(起債額)	実施年度
水田作協業施設	上直瀬協業組合 施設組	トラクター	戸 106	3台	千円 4,390	千円 2,195	千円 13,710	年度 46
		育苗施設		7棟 1,760㎡	22,475	11,228		
		田植機		6台	1,120	510		
		自脱型コンバイン		106	6台	4,140		
		農機具格納庫		1棟 150㎡	2,326	1,163		
		小計			34,333	17,166	13,710	
特用作協業施設	西山たばこ生産組合 大ノ地たばこ生産組合	乾燥調製施設	5	1棟 414㎡	10,848	5,424	4,430	46
		"		6	1棟 686.7㎡	18,610	9,305	7,440
		小計				29,458	14,729	11,870
養蚕団地造成	サラゲまゆ生産組合	養蚕団地	5	6棟 1,159.15㎡	10,789	5,220	4,450	47
水田作地域施設	久万農協	ライスセンター	120	1棟 622.8㎡	29,277	14,638		46
計					103,857	51,753	30,030	

農業経営整備事業

事業種目	事業主体	工種又は施設区分	受益戸数	事業量	事業費	国庫補助金	公庫資金又は(起債額)	実施年度
農用地取得円滑化	久万町農委会	評定・測量等	戸 125	88件 12ha	千円 1,120	千円 737	千円	年度 45-50
計					1,120	737		

三七四

単独融資事業

第二章  
農業

事業種目	事業主体	工種又は施設区分	受益戸数	事業量	事業費	国庫補助金	公庫資金又は(起債額)	実施年度
農業近代化	個人	桑植栽	戸 5	73,050本	千円 2,695	千円	千円 2,150	年度 47
農業経営整備	"	農地取得	38	14.61ha	47,890		40,970	47
		未墾地取得	15	21.74ha	27,893		27,840	
		小計			75,783		68,810	
計					78,478		70,960	

事業費合計 329,601千円 国庫補助金 125,561千円 公庫資金又は(起債額) 135,850千円  
 補助事業 251,123 125,561 64,890  
 単独融資事業 78,478 70,960

久万町畑野川地区(昭和50年度認定、昭和53年度完了)

補助事業  
土地基盤整備事業

事業種目	事業主体	工種又は施設区分	受益戸数	事業量	事業費	国庫補助金	公庫資金又は(起債額)	実施年度
ほ場整備	久万農協	区画整理	戸 112	31.89ha	千円 207,464	千円 103,732	千円 49,690	年度 50・51
		換地計画		34.11ha	1,882	941		52
計					209,346	104,673	49,690	

農業近代化施設整備事業

事業種目	事業主体	工種又は施設区分	受益戸数	事業量	事業費	国庫補助金	公庫資金又は(起債額)	実施年度
園芸団地造成	有限会社久万高原花き・花木園	花き・花木ハウス団地	戸 5	17棟 5,049㎡	千円 33,138	千円 15,350	千円 14,200	年度 51
園芸協業施設	"	花き球根貯蔵施設	5	1棟 86.62㎡	7,500	3,750	3,000	52
水田作地域施設	久万農協	ライスセンター	520	2棟 1,351.25㎡	202,684	101,342	57,000	52
水田作協業施設	畑野川稲作組合	田植機 トラクター  コンバイン 農機具格納庫	88	4条植 3台	27,965	13,982	8,300	53
				25PS 1台				
				28PS 2台				
				31PS 1台				
				4条刈 3台				
1棟 166,07㎡								
計					271,287	134,424	82,500	

三七五

単独融資事業

事業種目	事業主体	工種又は施設区分	受益戸数	事業量	事業費	国庫補助金	公庫資金又は(起債額)	実施年度
農業経営整備	個人	農地取得	戸10	4.43ha	千円11,772	千円	千円6,760	年度
計					11,772		6,760	

事業費合計 492,405千円 国庫補助金 239,097千円 公庫資金又は(起債額) 138,950千円  
 補助事業 480,633 239,097 132,190  
 単独融資事業 11,772 6,760



コンバインによる収穫風景

3 新農業構造改善事業

昭和五三年度に新しく打ち出された新農業構造改善事業は、今までに行われた生産条件の整備中心から、農村地域や農家自身の計画や要望を取り入れた、農家の生活環境全般の計画的な改善事業を行うものである。

この事業は大きく分けて三つの事業となり、(1)町村を越えた広域改善事業、(2)農村地域(町村単位)改善事業、(3)地区再編(旧町村単位)改善事業に分けら

れ、五三年度から(3)の指定を受け西明神を中心に約三億円をかけて圃場整備二三・八畝、連絡道巾員四畝の七一二畝、農機具格納二棟四二平方畝、トラクター一台、集落センター一棟六三平方畝の建設などの事業を行った。

昭和五七年度から川瀬地区で進めている農村地域農業構造改善事業では、六三年までに区画整理、農用地造成、農産物加工施設、農産物集出荷施設、多目的研修集会施設、農道改良等の各種事業を実施し、計画に対する進歩率七九%で四億六六五〇万七〇〇〇円の事業を実施した。平成元年度事業完了の予定。

ア 多目的研修集会施設「直瀬住民センター」

昭和五八、九年度の新農業構造改善事業で建設した直瀬地区多目的研修集会施設は五九年一月六日、直瀬甲二八八の一に竣工した。

この施設は、地域の農業の構造改善を図り、健康で活力ある人づくり、産物づくりの総合的、拠点施設として建設されたものである。

直瀬地区の多目的研修集会施設には、直瀬住民センター(一〇一五・六八平方畝)のほか直瀬僻地診療所(一六二平方畝)、久万農協直瀬支所(二〇六・〇一平



多目的研修集会施設(直瀬住民センター)



方)の合体施工で、農村地域の利便性、快適性から多目的機能を果たせることをねらっている。

施設の内容は、敷地二九七〇・二五平方メートル、鉄筋コンクリート造二階建て一部鉄骨造りで建物面積九二四・九七平方メートル、延床面積一三三三・六九平方メートルとなり、一階に事務室、創作研修室、老人研修室、農事相談室、後継者室、機械室、倉庫、ロビー、診療所診察室、処置室、薬局、待合室、農協支所の事務所、店舗、会議室があり、二階には多目的ホール、生活研修室、調理実習室、実習室、倉庫などがある。

工費は各施設ごとに分けると直瀬住民センター一億四二九万六〇〇〇円、直瀬僻地診療所二五五万五千元、久万農協直瀬支所三一六五万五千元となり、総事業費は、二億一九万六〇〇〇円になった。

久万農協では、この施設の建設と同時に、新農福事業で農産物集出荷施設(鉄骨造スレート葺き二階建て二五六平方メートル)を昭和五九年度事業で整備した。そのほか直瀬支所給油施設(給油所、タンク工事)、資材倉庫(六三平方メートル)、LPG保管庫(二六・四八平方メートル)の設置工事を行い、総額で約七三四万円の工費を投入した。

#### イ 久万高原婦人農産物加工組合と久万山漬

久万高原は冷涼な気象条件に恵まれ、夏秋野菜の銘柄産地として注目されてきた。戦後は、畑野川地域の黒ボクの深い土、年間二〇〇〇ミリを超える雨量、標高四〇〇〜八〇〇メートルの夏涼しいという気象を生かして、みわけ大根が生産され、これを原料に畑野川農協では「沢庵漬」を加工して主に県内へ出荷していた。

畑野川地域では農家の主婦二四名が、一人二〇万円ずつの出資によっ



当番制で加工作業中の主婦

で、建物や機械を含めて総事業費は二一四三万八〇〇〇円となった。国庫補助五七二万九〇〇〇円、町費五七二万九〇〇〇円で昭和五九年三月に完成し、四月から婦人農産物加工組合に貸付け運転している。

「久万山漬」は、焼酎漬、粕漬、醤油漬、みがらし漬け、もろみ漬があり、いずれも畑野川の婦人組合員によって栽培された新鮮な野菜が原料となっている。

販路は、生協組織、デパートのほか、ふるさとの森会員、巡拝客、ゴルフ客、久万高原を訪れる人たちを通じて全国に広がっている。

加工組合を設立し、恵まれた自然条件の中で、土づくりから野菜栽培、加工まで、一貫して手づくりによる無添加「自然食品」の「久万山漬」の計画生産、加工を開始した。

加工施設は、昭和五七、八年度の新農業構造改善事業(前期対策)として下畑野川甲三三〇番地に建設した。

規模は、鉄骨造スレート葺き一部二階の五一七・七五平方メートル

農村地域農業構造改善事業（前期対策）〔一般型〕実施状況

		計画認定年度	事業完了年度
地区名	愛媛県上浮穴郡久万町川瀬地区	昭和57年度	平成元年度
主要作目名	トマト・水稲・大根・ホウレン草・キャベツ・タバコ・養蚕	関係農協名	久万農業協同組合

I 事業実施概要

事業区分	事業種目	事業主体名	事業内容	受益戸数	事業量	事業費	国庫補助金	公庫資金(又は起債額)	補助率	実施年度	利用目標	
補助事業	構造改善	地域協議会活動事業	久万町 地域協議会の開催等	戸720	1式	千円4,100	千円2,050	千円	50%	57～元年		
		農業振興総合推進体活動事業	" 地域推進活動会議の開催等	"	"	6,800	3,400		"	"		
		協定等農用地有効利用推進活動事業	" 作付栽培協定推進会議等	"	"	6,100	3,050		"	"		
	推進事業	特認事業	" 記録映画	"	"	19,000	9,500		"	57～63		
		小計			720		36,000	18,000		50%		
	土地基盤整備事業	集団農区総合整備事業	久万町 区画整理	42	3団地 5.8ha	71,778	35,889	19,220	50%	57～62		
		"	" 農用地造成	17	2団地 3.0ha	36,596	18,298	9,040	"	"		
		その他の土地基盤整備事業	" 農道整備	84	3線 3,093m	168,416	84,208		"	57～63		
		小計			143		276,790	138,395	28,260	50%		
	近代化施設整備事業	地域施設整備事業	久万農業協同組合	農産物集出荷施設	337	1棟 256.0㎡	20,000	10,000		50%	59	出荷量 783t
		小計			337	1棟 256.0㎡	20,000	10,000		50%		出荷量 783t
	地域環境整備事業	生活環境施設整備事業	久万町	多目的研修集会施設	337	1棟 1,008.25㎡	123,279	61,630		50%	58～59	1,101回 15,557人
"		久万農業協同組合	地力増進施設	960	2棟 871.77㎡	129,019	64,300		"	元年	製品量 1,424t	
"		久万町	農産物加工施設	24	1棟 157.75㎡	11,438	5,719		"	57	出荷量 17t	
小計				1,321	4棟 203,777㎡	263,736	131,649		"			
計			2,521		596,526	298,044	28,260	"				
単独事業	近代化施設整備事業	個人	リンゴ苗	6	100本	1,407		1,080	"	57		
	"	生産組織	コンバイントラクター	118	1台 2台	4,960		3,950	"	59～62		
	計			124		6,367		5,030	"			
合計			2,645		602,893	298,044	33,290					

#### 4 第三期山村振興農林漁業対策事業

昭和五九年から計画づくり、六一年度から川瀬、父二峰地区で事業実施となる本事業では、ピーマン選果機、ミニコンボ設置、集会所の建設や健康増進施設や水資源開発などの計画を立てて事業を進めている。

昭和六二年度は畑野川上田集会所七一・七二平方呎、八〇三万円で、六三年には上狩場集会所五四・五平方呎、四七二万五〇〇〇円を建設した。

#### 5 農家高齢者の創作館

農林省では、年々増加する農村高齢者に対して、新しい生産と生活の場を造り、農村地域の資源を生かした創作活動を、組織的、継続的に進め、高齢者の生きがいを与える施設として「農家中高齢者生活開発パイロット事業」による創作活動施設設置事業を打ち出した。



上田集会所



上狩場集会所

愛媛県内では宇和町に続いて

二番目の事業として、昭和五二年六月に「久万町農家高齢者創作館」が久万町西明神三一五番地に建築された。

総事業費 一八五〇万円 その財源内訳は、県補助金九一〇万円、町費九四〇万円となっている。

敷地面積は五九八・八〇平方呎、施設の概要は、

延床面積	二四一・二九平方呎
作業室	七七・一六平方呎
展示室	一八・八四平方呎
加工室	二〇・七五平方呎
台所	一六・五六平方呎
休憩室	一七・五六平方呎
保健室	一四・〇五平方呎
談話室	一〇・八一平方呎

久万町大字西明神の七組では共通の話し合いの場として集会所の建設計画を練っておったところであったため、農家高齢者創作館は、西明神地区総代を委員長として地元建設委員会を組織し、全面的協力により、田園の中に八角屋根のモダンな建物が完成した。

久万町農家高齢者創作館の創草期の活動は、運営委員の話し合いから



八角屋根の創作館



お飾りづくりに精を出す高齢者

始まり、久万農業改良普及所長、普及員の連夜に及ぶ指導によって事業計画が立てられ、各農家で栽培し、持ち寄って加工、製品化へと繰り返しの努力が続けられた。

建設初年度から教養部、農産加工部、木工部、手芸部、園芸部、芸能部と、六つの専門部を設け、それぞれの専門部が活動の方向を研究してきたところである。

昭和五二年度の主な行事は、(四月)カンピョー配布、(六月)落成式、(七月)運営委員選任会議(組長会)、運営委員会、伊予三島市の視察、(八月)運営委員会、中予地区生活改善グループ交流会、愛媛県農業試験場視察研修、(九月)運営委員会、専門部長会、林業まつり参加、カンピョー製品づくり、スタレづくり講習会、(十一月)スタレづくり講習会、お正月用お飾りづくり、(十二月)お正月用お飾りづくり、(一、二月)スタレ作り、(三月)伊予ダケ刈り取り、運営委員会などである。

その後特徴的な活動では、盆栽作り講習会、土曜夜市参加、カンピョー料理講習会、町外の役員、一般研修、創作館交流会、竹ホーキ作り、老人ホームとの交流会、三世代交流会、豆腐牛乳料理講習会、名月もたき会、むしろ編み、竹加工講習会、西明神納涼の夕べ、ダンス講

習会などがあり、最近ではカラオケ教室も盛況で老若の交流が図られている。

天然記念物となっている「イヨダケ」を素材としたスタレの製品は、この創作館の代表的な創作活動成果品として県内はもとより、京阪神、関東地方からも注文があり、実用品として、また、おみやげ品としての開発研究も行われている。

#### 6 農村地域トータルライフ向上対策事業

長寿社会に対応した新しい事業として、農林水産省は、農村地域の風土を生かし、快適な環境づくりと活力あるむらづくりを総合的に推進するために、昭和六一年度新規事業として、トータルライフ向上対策事業を発表し、愛媛県では久万町二名と伊予郡広田村を指定した。

この事業は、指定を受けた農村地域が、地域の課題となる若者の減少や高齢化、就業機会の減少、低所得の問題などを出し合い、農村地域の活性化、農業の振興方策を、人、自然、資源、生活など総合的な村づくりビジョンづくり、ビジョンの実現に向けての拠点施設づくりのソフト事業とハード事業を組み合わせた、高齢化に対応した新しい農村づくりのモデルとなる



二名宮森生活館

施策であった。

二名地区では、宮成、森田の両組が中心となって、地区の実態調査を行い、現状を分析するなかで、集落ビジョン策定、地域の自然や資源の保全、いこいの広場、生活館建設、農園づくり、農産物の加工などに取り組みることになった。

むらの快適条件の整備事業では、ゲートボール、レクリエーションの楽しめる「憩いの広場」五〇〇平方メートルの整備、地域農産物の加工品……とうふ、コンニャク、ジャムなど……が製造でき、木工体験もできる「宮森農村生活館」木造平家一三六・八六平方メートル、小径路整備では幅員一メートル、長さ四六メートル、緑化樹六六本の整備などである。

総事業費は、建物工事と備品購入費で一六七二万三〇〇〇円、路、水路、植樹費で二一四万七〇〇〇円の一八八七万円となる。

宮森生活館では、久万高原市、林業まつり、愛媛県農林水産まつりなどには農産加工品や生鮮野菜を持ち寄り、出品販売している。

高齢化の進んでいる地域ではあるが、水田の基盤整備も完了しており、夏秋野菜、特にトマトの団地化が推し進められており、今後非農家も含めた農村集落の活性化対策や文化活動、併設二名診療所を含めた新しい村づくりの拠点施設として活用されるであろう。

## 一〇 海外移住

明治元年のハワイ、及びグアム島渡航にはじまる日本人の海外移住は、同一八年、組織的に再出発したハワイ移住を中心に、アメリカ・カナダ・豪州へと拡大し、明治三二年に、はじめてペルーへの渡航開始と

なった。やがて、アメリカ・カナダおよびオーストラリアの日本人入国制限となり、ハワイがアメリカに合併されて同様の制限が加えられたのは日清戦争から、日露戦争にかけてのころである。

明治四一年、ブラジル移住が始まり、第一回七八一人が出発した。これが有名な笠戸丸である。

そのころペルーの移住者は六三〇〇人に達していた。なお昭和四二年は、ペルー移住がはじまって六八年、ブラジルは五九九年に当たる。

戦前の昭和一六年末で、南米移住者の総数二四万四五〇〇人・内訳は、ブラジル一九万人・ペルー三万三〇〇〇人・アルゼンチン五四〇〇人・チリ・ポリヴィア・パラグアイ等五〇〇〇人内外であったが、戦争で一時中断されることになった。

戦後の復興安定とともに移住事業も再開され、昭和二七年一〇月、神戸移住幹旋所が開設され、ブラジル・アマゾン移住五四名が初めて出発。その後、南米各地との外交交渉も進んで、全国的に移住事業が進展したのである。

愛媛県においても、農村二、三男対策、人口問題等から海外移住事業を積極的に取りあげ、県職員を現地調査に派遣したり、昭和三四年には久松知事も現地視察を行って、県下に現地の報告や、移住の普及を行ったりした。

久万町でも、昭和三一年旧父二峰村農業委員会、(会長横田村長)が、移住推進協議会を組織し、続いて、久万町・川瀬村も郡内各町村と呼応して、移住に取り組んだが、三四年の町村合併により、全町的な移住推進協議会を編成・農業委員会・農業協同組合長・公民館長・婦人会長・青

移住者一覽表(昭和30年~36年)

経営耕地面積	兼業1.2種 (種)	世帯員 (人)	可働人員 (人)	携行資金 (万)	移住先	留守家族
田 8反 畑 1反	1	1	1	5	ブラジル	丸山 吉数 父
	2	1	1	6	"	佐伯 初身 父
田 1反	2	4	2	5	"	片岡 信秋 兄
田 2.3反 畑 1反	2	4	2	5	"	"
田 3反 畑 4畝	2	5	1	3	"	"
田 1反 畑 1.5反	2	4	2	10	"	西野 貞吉 父
田 1反 畑 3畝	2	3	2	7	"	谷口 正夫 弟
田 3反 畑 1反	2	1	1	5	"	武智数之助 父
田 3.7反 畑 7反	2	7	5	118	パラグアイ	宇都宮幸吉 兄
田 1反 畑 7畝	2	7	5	40	"	尾上 正勝 義姉
田 2.8反 畑 2反	2	5	2	108	"	小松 音市 父
田 7畝 畑 2反	2	4	2	108	"	桧垣 俊雄 兄
田 5.5反 畑 2.3反	2	6	3	108	"	八塚 文子 長女
田 2反 畑 8畝	2	6	2	20	ブラジル	久保ウシ代 姉
田 2反 畑 1.4反	2	7	4	92.5	"	大野留三郎 弟
田12.8反	1	4	3	35	"	"
田 5畝 畑 2.5反	2	3	2	8	"	秋本 富栄 義兄
田 3.8反 畑 2反	2	8	5	20	"	"
田 7反 畑 3反	1	3	3	120	パラグアイ	"
田 2.4反 畑 4.5反	2	3	2	45	"	"
	1	2	2	73.5	"	黒川伊佐男 父
田 5.5反 畑 1.8反	1	6	4	100	"	沖中佐志男 弟
田 3.7反 畑 1.7反	2	5	3	65	"	"
田 5畝 畑 9反	1	5	2	75	"	升田 ハル 叔母
田 2反 畑 3.7反	1	3	3	80	"	石田 友繁 父
田 2.5反 畑 0.3反	2	6	3	78.5	"	"
田 4反 畑 5.3反	1	6	2	143.5	"	"
田 5.2反 畑 5反	1	7	2	180	"	平岡 政直 叔父
田 1.5反 畑 0.5反	2	5	2	90	"	"
田 1反 畑 1.3反	2	3	2	70	"	"
	2	2	2	10	ブラジル	渡辺 梅雄 亡
田 2.4反 畑 0.9反	2	4	2	180	"	吉田 晴美 兄
田 1.7反 畑 0.8反	2	3	2	11.5	パラグアイ	石田 清美 兄
田 0.6反 畑 1.2反	2	9	4	380	ブラジル	菅 恒治 兄
田 0.4反 畑 2反	2	5	3	50	"	武智数之助 父
田 1.4反 畑 4.3反	2	6	3	80	"	木山マスエ 母
	2	5	3	30	"	(八木一正 兄)(注2)
	2	3	2	136	"	山口 義一 兄

## 久万町海外農業

No.	移住年月	世帯主氏名	年齢	渡航前住所 (注 1)	職歴	移住形態
1	30. 12	丸山謙二	20	東明神	農	雇用(単)
2	32. 12	佐伯三夫	21	父野川	"	"
3	"	片岡茂	30	露峰	"	"
4	"	片岡昇	36	"	"	"
5	"	寺岡忠見	33	二名	"	"
6	"	西野勘太郎	31	"	"	"
7	"	西岡義照	37	"	"	"
8	34. 6	武智繁	20	上畑野川	"	雇用(単)
9	34. 7	宇都宮重郎	55	東明神	"	自営
10	"	小川嵩	45	久万	"	"
11	"	小松光義	35	"	"	"
12	"	檜垣芳友	32	"	"	"
13	34. 8	八塚鶴吉	50	"	"	"
14	34. 9	久保永夫	39	二名	"	雇用
15	34. 11	大野正一	43	上直瀬	"	"
16	"	武智利拳	36	東明神	"	"
17	35. 3	秋本良計	41	菅生	"	"
18	"	大野忠太	50	上直瀬	"	"
19	35. 5	大野盛嗣	23	"	"	自営
20	"	竹内荒一	54	下畑野川	理髪・農	"
21	"	竹内文一郎	25	"	農	"
22	"	沖中進	46	東明神	"	"
23	"	西岡鶴吉	40	"	"	"
24	"	竹内洋一	28	下畑野川	"	"
25	"	石田完	23	上畑野川	"	"
26	"	清水正雄	45	西明神	"	"
27	"	大野謙太郎	48	上直瀬	"	"
28	35. 6	平岡隆雄	31	"	"	"
29	"	平岡清徳	24	"	"	"
30	"	光田安晴	27	"	"	"
31	35. 9	伴田新	51	東明神	"	雇用
32	35. 11	石田功	36	上畑野川	"	"
33	36. 4	西岡寅一	46	東明神	"	自営
34	36. 11	菅浅次	32	上直瀬	"	"
35	36. 10	武智執	30	上畑野川	"	"
36	"	平岡清繁	45	上直瀬	"	"
37	36. 11	宮崎四郎	43	"	"	分益
38	36. 12	山口真志	27	二名	"	自営

注1 渡航前住所は久万町大字名である。

2 八木一正氏の住所は新居浜、他はいずれも久万町。

年団長が委員となり、啓発・移住計画・財産処理・予備登録・送出斡旋等を行い、町役場は、海外移住奨励条例を設けて、助成金を交付することにした。

啓発については、高知県大正町の助役を中心とする集団移住者の山脇某が帰国の機会をとらえての現地報告会、県の職員による映画会・説明会等を各地域で催した。

最初は、独身者の雇用移住が次第に自営移住となり、家族あがての移住へと進展した。

昭和三五年には、日野町長が仲人役で、役場職員が移住青年と結婚、渡航したこともあった。

また、移住開拓資金の確保については、財産処分と、移住振興会社の一戸五〇万円融資の利用を行わせたり、移住者の出発前に財産処分の資金が間に合わぬ時は、農協で立替融資をした場合もあり、神戸にまで出かけ出航見送りも行った。

こうして、昭和三六年末までに、三九戸、二七四人の移住実績となった。

昭和三八年九月、日野町長は、全拓連南米調査四二名の代表に加えられ、四〇日間にわたり、南米各地の移住地を訪問、激励するとともに留守家族からの伝言、手紙を、久万町移住者に手渡したが、移住者は出身地の町長訪問を大変よろこぶとともに、開拓基礎の見通しのついた各自の模様を郷土の人たちに伝えてほしいという強い要請もあった。

帰国後、町長は移住留守家族や町民にスライドと講演で現地の報告会を催した。

しかし、昭和三五年以降における我が国の経済成長による、人手不足あるいは現地の受け入れ体制、経済状況などの関係もあって、農業移住は、中断しているが、昭和四一年度末における戦後移住者は中米一五六五人、南米六万八二九一人となっている。

なお、今後における移住は現地からの要請もあり、国の方針からも従来の農業移住民から技術移住民へと変わりつつある。

ともあれ、久万町から送り出した三九戸、二七四人は、もう當農生活の基礎も固まって明るい前途を約束された者が多い。

久万町からは、昭和三六年一二月に海外移住者として送り出したのが最後となった。

我が国では余剰労働力の対策として、海外移住施策を進めてきたが、工業化の進展や経済成長によって、国内雇用は増加し、農村からの人材確保によって工業化を一層進めることになった。

久万町からの移住者の中には、帰国した人もいるが、大半は現地で農地を広く所有し、現地の人を雇って農業経営を拡大している人や、養鶏業、農機具及び自動車工場、レストラン経営などそれぞれに成功している。また、最近では現地で生まれた子供たちが立派に後を継いで家業



海外移住者壮行会（3家族）昭和35年6月



農家專業別数 (農林業センサス)

	農家総数	專業農家	兼業農家		
			計	第1種兼業	第2種兼業
35年	2,073	377	1,696	499	1,197
40年	1,917	293	1,624	897	727
45年	1,763	194	1,569	762	807
50年	1,581	180	1,402	440	961
55年	1,493	254	1,239	358	881
60年	1,334	256	1,078	336	742

久万町の農業は、地帯区分からみれば山村に属し、気温が低く(年平均二・六度C)、降雨量が多く(二二〇〇mmから二三〇〇mm)、耕地は、傾斜の多い棚田、段畑がその大半を占め、自然的に劣悪な条件によって作目選定にも限界があり、歴史的にも経営の零細性と、過剰な労働力の投下に悩み続けてきた農業であったといえよう。

### 一一 久万町農業の実態と展望

しかし、山村一般からみれば耕地面積に対して水田の割合は比較的高いが、久万町の一戸当たりの経営耕地面積は全国平均を下回り六三呎で、農業経営のみで自立できる農家は少ない。したがって、炭焼きや林業、特用林産収入などの組合せによる農林一体の農業ともいえるし、農林互いに補完的關係を保って経営されてきたことがこの地方の特色である。

そのことを具体的に示すの

久万町耕地経営階層区分 (農林業センサス)

区分年度	例外規定	0.3ha未満	0.3~0.5ha	0.5~0.7ha	0.7~1.0ha	1.0~1.5ha	1.5ha以上	計
		戸	戸	戸	戸	戸	戸	
35	1	403	458	449	483	235	44	2,073
40	1	396	417	391	439	235	38	1,917
45	4	362	383	351	355	251	57	1,763
50	6	415	390	265	250	183	72	1,581
55	2	430	328		450	193	90	1,493
60	1	362	302		410	176	83	1,334

久万町林地所有区分 (農林業センサス)

区分年度	1ha未満	1~3ha	3~5ha	5~10ha	10~20ha	20ha以上	計
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	
35	588	399	148	153	86	38	1,412
40	597	410	187	152	89	43	1,478
45	不				明		1,406
50	464	500		143	114	68	1,289
55	342	489		185	146	71	1,233
60	228	473		152	148	69	1,070

は、久万町の農林業経営階層区分表をみるることによって明らかとなる。

農家戸数の推移をみると、昭和三五年の二〇七三戸を一〇〇とすると六〇年の一三三四戸は六四の率となり、五年ごとではあるが約八%の減少となり、年間約二〇戸から三〇戸の農家が消えていることになる。

久万町の農家のうち約八〇%は山林を保有し、農林業の相補的な収益の確保、農業と林業の組み合わせによる年間労働の配分を合理化し、就労

久万町水田（畑地）圃場整備状況

事業名	実施年度	事業量(ha)	事業費(千円)
第1次農業構造改善事業	41~42	45.9	83,098
第2次 "	45~51	93.3	349,107
農村総合整備モデル事業	50~61	82.2	804,581
団体営圃場整備事業	51~54	20.4	141,200
自然休養林事業(畑地)	51	4.2	23,200
地域農政特別対策事業	53~154	9.2	66,190
農構(地区再編)事業	54~56	23.8	263,754
農林業地域改善対策事業	43	5.2	57,000
農村地域農構事業	57~61	5.6	70,551
"(畑地)	57~60	2.8	35,659
土地総(小規模排水)	57~59	12.4	196,340
"(地域改善)	58~61	20.2	237,160
農村地域定住促進対策	58~62	15.2	194,530
団体営農地開発事業(畑)	59~61	10.3	173,644
県営圃場整備(川瀬)	57~63	39.6	588,329
"(久万)	58~63	26.4	380,493
合計	41~63	416.7 (畑 44.6)	3,664,836

の機会を増大させ所得の増加に役立ててきたことが特徴的であり、農林一体の町づくりが一貫して進められた。

合併以降、久万町は土地基盤整備、農道整備に積極的投資を行ってきた。昭和四〇年からの構造改善事業が、この基盤整備に重点を置いた事も、地域の土地条件からみても必然的な方策であったといえる。更に、あらゆる事業を土地基盤の整備に向けてきたことも表で示した実績のとおり久万町の方針であった。

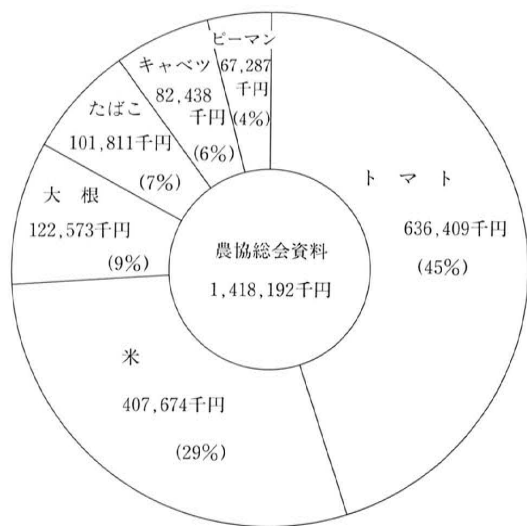
圃場整備については現在も県営で行われているが、あと一、二年で整備可能な圃場は事業を完了することになる。早くから着手し、長年かけて進めてきた土地整備施策は、水田に投入する作業労働日数の削減につながり、大型機械の導入によって作業の合理化を図ることになった。

農業粗生産額・生産農業所得及び生産性 (昭和63年分)

項目	町・県・国	久万町	愛媛県	全国
	所得			
農業粗生産額(百万円)		2,555	167,982	10,463,564
所得率(%)		50.8	40.6	38.1
生産農業所得(百万円)		1,297	68,123	3,988,631
生産				
農家1戸当り生産農業所得(千円)		972	781	941
耕地10a当り生産農業所得(千円)		126	89	75
生産性				
農業従事者1人当り生産農業所得(千円)		950	700	-

(愛媛県農林水産統計年報)

更に、夏の冷涼な気象条件を生かした高原野菜を水田栽培に下して良質な高原野菜の産地形成が実現したものである。現在では夏秋トマト（五三、六、二六）、夏秋キャベツ（五七、二、一八）、夏大根（六一、二、二四）の三品目が国の指定産地となっており、更に夏秋ピーマンも産地指定を受ける準備が進められており、米依存から野菜生産へと生産者の意欲も高まっているが、生産従事者の高齢化は急速に進み、六〇歳以上の経営主が増加しているところから、経営規模の拡大は次第に困難が予想される。久万町の農業の生産性は全国平均よりも愛媛県平均よりも高い伸びを示している。これは収益性の高い高原野菜の栽培の伸びと選果施設の整備による畝選及び系統出荷の増加、流通機構の整備等によるものと考えられる。



昭和六三年度の久万農協総会資料による主要農作物の販売実績は表のとおりである。

我が国の農産物は、世界最大の輸入国である。特に穀物の自給率三〇割は他の国と比較してもかなり低い水準にあるといえ

る。しかし、輸入農産物に市場を奪われ、国内では農産物のことごとくが過剰基調にあり、国内市場は縮小の傾向となっている。

農産物一二品目について、ガット（関税貿易一般協定）裁定にはわが国農業の保護措置を揺るがしかねないものが盛られており、牛肉、オレンジから更にはコメへと続く自由化圧力に対して、今までのような守りの対応では活路を開くことはできない。創意工夫や合理化の努力によって国際競争力を高める攻めの姿勢へ転換を図ることが求められている。すなわち、農業の生産性の向上をはかり国際化時代にふさわしい競争力を強め、産業として自立できる足腰の強い農業、活力ある農村づくりが課題である。

いま、農山村では、過疎化、高齢化の問題と併せて農地の荒廃など様々な問題をかかえているが、基盤整備の進んだ圃場を集落ぐるみ（農家非農家の連携による集落営農システム）で活用し、農地の高度利用、作物の転作用地化、機械の共同利用、農作業の受委託など組織的な取り組みによって低コスト、高生産の地域複合農業を目指すことが必要であろう。

また、高齢者の農業参入あるいは、都市からの新規参入者を加えた活力ある農村づくりへの取り組みもさげられない方策ではないだろうか。

久万高原では水田の活用を有効転作に誘導することによって、地域営農組織の強化を図ることをねらって、水稲互助制度、地域営農加算の確保、転作集団化によって農家所得の増大、農村の連携強化に努めている。

農村の景観保全と環境整備に努め、快適な生活空間を創造しながら農

村文化を見直し都市と農村の交流を図り、農山村の持つ広域的機能を発信したいと考える。

若者の定住対策には、研修の場を与え、若者の意欲と自覚に基づき、住みよい町づくりへの条件づくりが必要であり幅広い角度から共に考え、行動実現に結びつけたいものである。

国、県の諸施策とも連携し、久万町としての過去の取り組み、新しい方向へ積極的な研究と実践に努めたい。